

平成27年第2回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)  
平成 2 7 年 6 月 1 日 (月曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 請願・陳情の委員会付託
- 第 6 議案第 1 号～議案第 7 号  
案～審議 提
- 第 7 議案第 6 号～議案第 7 号  
論～採決 討
- 第 8 諮問  
案～採決 提

出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	丸山豊	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	子育て支援課長	有賀由起子
副村長	原茂樹	産業課長	唐澤孝男
教育長	征矢鑑	建設水道課長	出羽澤平治
総務課長	堀正弘	教育次長	藤澤隆
会計管理者	小澤久人	代表監査委員	原浩
財務課長	平嶋寛秋	教育委員長	清水篤彦
住民福祉課長	藤田貞文		

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	城取晴美

## 会議のてんまつ

平成27年 6月 1日 午前9時00分 開会

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

田植えも終わり、水田の緑が日増しに濃くなりましたが、例年になく暑い日が続いており、作物の生育も進んでいるように感じます。

早いもので、議員改選から1カ月が経過し、それぞれ慌ただしい日が続いてまいりました。

それでは、ただいまから、平成27年第2回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、3番、山崎文直議員、4番、丸山豊議員を指名いたします。

会期決定の件を議題にいたします。

過日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

山崎議会運営委員長。

議会運営委員長（山崎 文直） それでは、議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました平成27年第2回南箕輪村議会定例会の会期日程等について、過日、議会運営委員会を開催し、次のように決定しましたので報告いたします。

本定例会に付議された事件は、議案7件であります。請願・陳情は、請願が4件、陳情が2件提出されております。

会期は、本日6月1日から6月12日までの12日間とし、この間で2日から9日までを休会といたします。

なお、議案審議の関係で、議案第6号と議案第7号を即決といたします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月12日までの12日間に決定いたしました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

それでは、ここで、村長の挨拶をお願いいたします。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 改めまして、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

平成27年第2回議会定例会を招集申し上げましたところ、全議員の御出席をいただき開会できますことに、お礼を申し上げます。

議会議員選挙後初の定例議会となりますが、よろしくお願いたします。

さて、ことしの4月、5月の天候は、4月は長雨が続き、日照不足でありました。5月に入ると、真夏日を記録する日があり、また台風6号の接近があるなど、不順な天候が続いておりましたが、無事田植えも終わり、水田が青々と染まってまいりました。しかし、沖縄の梅雨入りが例年に比べ10日以上おくれ、また、これほど早い時期に台風が日本に接近する年は冷夏になるとも言われており、大変心配するところではありますが、秋には実りの秋を迎えられますことを、また平穏な年度であることを願っておるところであります。

また、先週は、口永良部島で噴火がありました。また、小笠原列島で地震があったところがございます。本当に、災害といえますか、そういった地震を含めて、そんな恐怖といえますか、そんなことが最近起こっておるところでございます。そういうことを考えれば、より一層災害に強い村づくりもしていかなければならないのかなと感じたところがございます。

最初に、景気の動向であります。2015年3月期東証一部上場各企業の決算状況の報道がありました。金融機関を除く企業の税引き後の利益が19兆4,330億円に達し、リーマンショック前の2008年3月期を上回って、過去最高となっております。円安を追い風に、自動車、電気機器などの海外売上比率の高い製造業等、増益が顕著であります。一方、小売業では、消費増税の影響での減益となっておりますが、今春闘での賃上げ状況を勘案しますと、来期決算では増益に転じるのではないかと、そんな予想もされておるところであります。

また、株価も2万円を超しております。高水準を維持しており、上場企業の株式配当も初の10兆円を超える見通しで、設備投資など、将来を見込んだ成長投資に振り向けられる動きが広がってきたと言われており、こうした動きが地方経済にも波及をしていくことを期待するところでもあります。

こうした全国的な動きの中で、県内企業の決算状況を見ますと、やはり円安基調の継続を追い風に、輸出系製造業を中心に業績が拡大し、特に自動車関連やスマホ関連事業は好調に推移しております。伊那公共職業安定所の管内の求人倍率も、直近ではありませんけれども1.17倍と、前年同期の0.96倍に比べ、0.21倍の改善が見られております。つい先日発表になった直近の数値では、若干1.17倍を下回ったところでもあります。

また、地元の金融機関が公表しております伊那谷経済動向では、よかったとする企業は18.5%、また悪かったとする企業は41.3%になりましたが、個人消費は消費

税引き上げに伴う駆け込み需要の反動が見られるものの、緩やかに回復しつつあるとされています。しかし、来期の予想では、各業種とも総じて悪化することが予想されており、今後も同行に注視をする必要があります。

農業面では、米価を取り巻く状況につきましてではありますが、昨年、14年産米の概算金が大幅に引き下げられたことが問題となりました。このことが店頭価格の低迷につながったとの指摘があったことから、全国農業協同組合連合会は、15年産米の仮払いを増額すると表明しました。しかし、米価は米の消費動向によるところが大きく、また現在、TPP交渉の中で、米の取り扱いについても協議がされており、この結果も大きく影響されることが予想されております。政府においては、国の基幹産業である農業をどう自立させていくのか、適切な政策の展開を望むところであります。

さて、5月31日をもちまして、平成26年度の企業会計を除く一般会計、各特別会計が出納閉鎖となりました。長引く景気低迷の中で、大変厳しい年度ではありましたが、現在、平成26年度の決算状況につきまして取りまとめに入ったところであります。

現在の概算ではありますが、若干数値的な面を申し上げます。収入面では、昨年度より約5億500万円増の約64億3,000万円、また歳出面では、約5億8,000万円増の約59億5,000万円を見込んでおります。このため、一般財源ベースで約4億8,000万円の繰越財源となる予想ですが、本年度当初予算に繰越財源といたしまして約2億円強を、また繰越明許費といたしまして約4,000万円も含まれておりますので、大体ではありますが2億4,000万円が本年度執行できる一般財源になるのではないかと見込んでおるところであります。なお、この繰越財源につきましては、今後の地方交付税の算定数値を見きわめながら措置をまいりたいと考えております。

平成27年度がスタートし、2カ月が経過をいたしました。今のところほぼ順調なスタートが切れたものと理解をしております。

村の状況につきまして、少し触れさせていただきます。

まず、4月に業務を開始しました村観光協会の最初の大きな事業として取り組んでまいりました、経ヶ岳バーティカルリミットトレイルランニングであります。先日5月23日に、好天に恵まれ開催することができました。21キロメートルのロングコースに599名、12キロメートルのショートコースに205名、ボランティア、スタッフなど関係者を含めると約1,000名の皆さんが全国各地から参加をしていただきました。特に、県外の参加が600人を超しておるといような、こんな状況であります。レース後の交流会では、参加者からお話をお聞きしますと、変化にとんだコースで、楽しく走ることができた、ぜひ来年も参加したい、南箕輪村は豊かな自然に恵まれたすばらしい場所だと感じたので、今度は家族や友人を誘って、ゆっくり温泉につかったり、キャンプを楽しみたいとの話もお伺いをしたところであります。この大会の当初の目的でありました交流人口の増加や村のPRという面で、成

果があった取り組みだと感じたところでございます。

今回は初めての取り組みということで、試行錯誤を重ねながらの開催でありましたが、今回の反省をもとに、来年度以降、さらに充実をした大会として開催をしていきたいと考えております。

これで、村におきましては、春のパーティカルリミット、夏の大芝高原まつり、秋のイルミネーションフェスティバルと、大きなイベントがそろってまいりました。これからも活力ある村となるよう、さらに取り組んでまいります。

続きまして、長年の懸案事項でありました南原住宅団地の焼却灰除去の問題であります。

当初は、平成26年度に着手する予定で地元説明会を開催してまいりましたが、焼却灰の処理につきましては、県とともに検討をしてまいりましたが、処分方法が限定されるため、処理業者がなかなか見つからず、平成26年度中の着手ができなかったところでもあります。処理業者につきましては、現地調査も行いながら慎重に検討をしてまいりました。今は、排出者責任が問われる時代であります。そうしたことを考えまして、排出した焼却灰を焼成し、無害化した上で、管理型の最終処分場に埋め立てる処理が可能な業者に決定し、5月に入りまして、処理業者と契約することができました。この処分場につきましては、担当課長以下職員も見に行ってきたことで、これなら大丈夫だということで決定をさせていただいたところでもあります。これから土地開発公社において、焼却灰撤去の工事業者を決定して、鋭意事業を進めてまいります。

今後の予定であります。7月には地元説明会を開催する予定で進んでおります。8月から撤去工事に入ればと思っておるところであります。この工事自体には、やはり2年間かかる、こんな計画でありますので、工事終了は平成29年度の夏ごろになる見込みであります。御理解をいただきたいと思っております。

予算的には、27年度、28年度の繰越継続費としてお願いしてありますが、工事の関係上、29年度一部にかかってしまうという、こんな今のところの予定であります。また、この辺は、議会にお諮りをしてまいりたいと思っております。

続きまして、4月15日に、行政評価委員会から、平成25年度の事務事業行政評価結果につきまして答申をいただいたところでもあります。

委員の皆さんには、全347事業のうち23事業を抽出していただき、評価をしていただきました。その結果、必要性ありと評価された中で、拡充が4事業、現状維持が8事業、改善の余地ありが10事業、また要検討が1事業となっております。これらの事務事業の中には、すぐにできるものから、住民の意見を求めるものまで幅広く、また費用対効果により、一律ではかり切れないサービス面での効果や長い時間をかけて効果があらわれるものなど、多種多様なものがありますので、その点を踏まえまして、5月の庁議には、行政評価委員会より出されました意見に対しまして、各課で検討をするよう指示をしているところでもあります。委員長からは、財政状況

と事業の重要性を考慮しながら、めり張りをつけた事業推進をとの御意見もいただきましたので、庁内で検討を進め、よりよい事業執行に努めてまいります。

これからはめり張りのついた事業執行ということは、これは必要になってくるというふうに思っております。しかし、行政の事業というのは、一律でははかり切れない面もあるわけでありまして。住民サービスも十分考慮していかなければならないという、こんな点もありますので、その辺も十分勘案しながら検討をしてまいります。

景観計画についてであります。4月に南箕輪村景観条例の一部を施行し、パブリックコメントや南箕輪村都市計画審議会の答申及び南箕輪村景観審議会の答申を受けまして、南箕輪村景観計画を策定いたしました。7月1日からは、景観条例及び景観計画を全部施行し、住宅建築等、一定の行為は届け出をしていただき、景観計画区域内の行為適合通知書が受けられた場合に工事等に着手できることとなります。村民の皆さんの御理解と御協力により、すばらしい景観を後世に引き継いでまいりたいと思っております。この点につきましては、住民に十分に周知をしながら進めてまいります。

次に、南箕輪村地方創生総合戦略についてであります。

国は、昨年、まち・ひと・しごと総合戦略を策定しました。その中で、地方における安定した雇用の創出、地方への新しい人の流れをつくる若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代に合った地域をつくる、安全・安心を守るとともに、地域と地域を連携するという、4項目を基本目標として設定されております。各自治体は、国の戦略を受け、本年度中に地方版総合戦略を策定すべく取り組んでおります。

当村でも、5月20日に、計画策定につきまして、村づくり委員会に諮問をさせていただきました。また、専門委員として、金融機関の皆さんの委嘱をさせていただいたところであります。地方創生会議は、産官学、それに加えて金融機関、金も加えるということになっておりますので、御委嘱をさせていただいたところであります。村づくり委員会は、現在、第5次総合計画の内容について検討いただいているさなかであり、地方創生総合戦略につきましても、当然、第5次総合計画に沿った内容となっていくことから諮問をさせていただきました。

南箕輪村は、現在も人口が増加し続けており、他の自治体とは違った状況ではありますが、将来的には必ず人口減少の時代を迎えることとなりますので、そのときを見据えた施策を今からどう組み立てていくのかを考慮した計画になっていくのだろうと考えております。

策定の際には、議会に報告をさせていただく予定でありますので、よろしくお願いいたします。

村の人口の推移の状況であります。

5月1日現在、1万5,098人となっております。年度末の転出等はありませんが、村



内の造成された宅地もまだまだ存在しておりますし、これから宅地造成をするというお話も伺っておりますので、今後も増加傾向にあると言えます。

また、昨年中に新たに誕生したゼロ歳児であります。これ、学齢人口であります。183人となりました。本当に、これは大勢だなという感じを思ったところがあります。久々に180人ということになりました。従来でいきますと、160人前後で推移をしていたところでもありますので、そういったことを考えますと、これからも大変だなという、こんな思いもしてきたところでもあります。この子供たちが、保育園、小学校、中学校と通うこととなります。そうしたことを考慮した施設整備を今から考えていかなければなりません。

こうした人口増加に対応するための各種事業を今年度と来年度の2年間でめどをつけてしまいたいと考えております。これは、前々から申し上げておるところでございます。

最初に、保育園の状況であります。今年度は年度途中の入園を希望される家庭が多く、年度末には昨年度より30名多い690名を超える園児数となるのが今から予想されております。園児数増加に対応するため、中部保育園並びに西部保育園の増改築につきましてですが、先日の議会全員協議会で説明させていただいたとおり、それぞれの保育園に2部屋ずつ園児室を増設し、給食室及びトイレの増改築を行うものであります。中部保育園は平成27年度、28年度の継続事業として、また西部保育園は今年度中の完成を目指して工事を進めてまいります。先日、工事の入札を行い、落札業者が決定しましたので、工事請負契約の締結につきまして、今議会に議案として提出させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

園児数につきましては、この数年間、本当に伸びてきております。数字で申し上げますと、5年間だと思いましたが、10年間だか、5年間だか、ちょっと記憶が定かでないところがありますが、130人ほど伸びております。130人ということは、1園増園、新設をしなければならない人数であります。こういった状況も生まれており、この辺は大変ありがたいなと思っておりますけれども、しかし財政的には大変であります。したがって、不要不急といいますか、そんな事業につきましては、先送りをしなければならない事業も来年度からは出てくるのではないかと、そんな気がしておるところであります。当面は、人口増加対策、施設不足を優先させていただきますので、そんな点はぜひ、議員の皆さんの御理解もお願いしたいというふうに思います。

続きまして、仮称こども館の構想であります。

この計画につきましては、南箕輪村子ども子育て支援事業計画にも掲げておりますが、子育てをめぐる現状と課題を踏まえ、さまざまな機能を有した複合施設、かつ子育て支援の中心的な拠点となる施設を整備していきたいと考えております。特に、放課後児童クラブ、子育て支援相談室、中間教室、村民交流センター、すくすくハウス、児童館など、こういった機能が有効なのか、総合的に検討をしてまいり

ます。

また、仮称こども館と同様、平成29年度から使用開始を予定しております中学校特別教室棟建設であります。両事業とも、本年度設計、平成28年度建設、29年度開設の予定であります。こども館につきましては、これは放課後児童クラブ、これがどうにもなりませんので、どうしても建設をしていかなければならないということで議会の御理解もいただいたところでございます。

建設に向けては、さまざまな課題もあります。今後、課題も含め、詳細につきまして、まとめ次第、全員協議会におきまして説明をさせていただき、また御意見も伺いたいと思っております。

教育関係事業につきましては課題も多くあります。さらに多額な再現が必要となる事業ばかりであります。御理解をお願いいたします。

教育関係事業、既に、少し難しい事案が発生してきております。これは、前回の議会の中では御説明申し上げたところであります。この辺を今クリアすべく、検討しております。まとめ次第、また議会に報告をさせていただきます。

教育関係であります。信州型コミュニティスクール事業についてであります。既に南部小学校での取り組みが始まりました。5月13日に発足を行い、地域住民と学校が連携して一緒になって子供を育てていくことは、今の時代に必要であり、大変意義がある取り組みと捉えております。引き続き、南箕輪小学校、中学校での取り組みに対する支援を行ってまいりたいと考えておるところであります。3校とも実施できれば、これは理想でありますので、そうしたことも考えながら、これから進めてまいりたいと思っております。

続きまして、松くい虫の発生状況についてであります。

村内では、平成22年度に初めて松くい虫の被害が確認され、その後、徐々に被害エリアが拡大するとともに、被害木の量もふえております。5月に入りまして、大芝高原東の大泉川沿いにおいて、松くい虫、松の材線虫が確認をされました。処理もしたところであります。大芝村有林に本当に近い場所です。心配もしております。大芝村有林につきましては、御承知のとおり、薬剤の有効期間中ではありますが、完全には防ぎ切れないものと思っております。状況を注視しながら、早目の対処ができるよう対応してまいります。

味工房直売所の拡大についてであります。

味工房プロジェクトチームの検討を受けまして、7月11日のまっくん軽トラ市に合わせ、味工房直売所のコーナーを拡張オープンさせる計画で進んでおります。あじーなどの他の直売所とのすみ分けをするために、南箕輪産の農産物に限定し、特徴を出していくとともに、生産者の顔が見えるよう、形態と地産地消につながる直売所を目指していきたいと思っております。

また、この事業をさらに拡充させるためには、地域おこし協力隊の採用に取り組んでまいります。先日、全員協議会の折にも説明させていただきましたが、私たち

には気づかない魅力を都市圏の感覚から再発見していただければ、ありがたいなどというふうに思っておりますし、元気な村づくりの一翼を担ってほしいと考えております。採用につきましては、全力を挙げてまいります。

昨年、本村と長野朝日放送株式会社との間で、森の里親契約を締結いたしました。この協定期間は今年度で終了となります。本年度は、4月29日に、村内外から約100人の親子が参加し、みんなの森の樹種転換エリアに広葉樹を植樹していただきました。大芝高原も、さらに魅力ある森に将来的にはなっていくものと思っております。

次に、道路関係事業であります。本年度の主な工事として、橋梁の長寿命化計画に基づく花窪橋の修繕工事で中央道にかかる南原の中野原橋の落下防止対策工事を計画しております。また、伊那インターアクセス道路の岩月人形センター付近の交差点改良工事につきましては、伊那建設事務所によるアクセス道路の工事とスケジュール調整をしながら実施し、年度内には横断歩道と信号機が設置できる見込みとなっております。この道路につきましては、中間に信号機がないと、どうしても、これ、交通安全上、大変なことになりますので、そんなお願いを県にしてきたところでございます。

また、かねてからの懸案事項でありました、JR神子柴踏切の拡幅についてであります。歩道整備のために行う踏切拡幅は、他の踏切を閉鎖せずに実施できる可能性が出てまいりました。今年度は、JRと事前協議を進めながら測量を実施し、踏切拡張協議を実施する予定であります。事前の打ち合わせの中では、JR協議から工事着手まで3年を要するとのこととあります。しばらく時間がかかりますが、実現できるように全力で取り組んでまいります。

この事業は、何十年と前からの懸案事項でありましたが、踏切を潰さなければ拡幅できないという、こんなことになっておりました。しかし、歩道設置ということであれば、これはやむを得ないということと、長年の村の要望でありますので、JR側も何とかしなければいけないという、こんな話になってきたところであります。しかし、特殊な工事でありますので、これはかなりお金がかかります。JRで出してくれるわけではありませんで、その辺をどうしていくのか、これからまた村の財源状況を見きわめながら、実施年度を何年にしていくのか、この辺はまた検討をさせていただきたいと思っております。

その他では、大芝高原の50メートルプールの撤去と駐車場の整備、遊具1台の整備を予定しておりますが、いずれも国の社会資本整備交付金事業を活用して実施いたします。しかし、今年度の社会資本整備事業の内示率は、事業希望額に対して極端に低く、当初予定しておりました事業量を全部実施することが不可能な状況となっております。来年度以降、引き続いて実施せざるを得ない状況でありますので、そんな点も御理解をいただきたいと思います。これは全国的な自治体の状況であります。国の財政事情によるものでありますので、何ともいたしかねますが、財政状

況を勘案しながら、事業を進めてまいります。基本的には、補助金の範囲内で、継続になってもやっていきたいということでもありますので、そんな点もぜひ御理解もいただきたいというふうに思います。

地区計画事業についてであります。

5月の区長会の折に、各工事の実施予定時期を区長の皆さんにお知らせさせていただきました。これ、初めてのことであります。ただ、そのとおりに行くかどうかというのは、用地交渉等々もありますので、大変難しい面もありますということは区長会へも話をさせていただいたところでもあります。また、折を見て、区長会にその進捗状況もお話し申し上げるということになっております。そんな点も御理解をいただきたいと思っております。

次に、県事業であります。

県道伊那北殿線の下川原クランク改良事業は、当初からかなりおくれしておるところであります。伊那建設事務所の計画説明では、現在、詳細測量まで終わり、天竜川の河川区域やJ R伊那西部土地改良区の用水路の施設などのいろいろな制約がありますので、緩やかなS字型の道路線形が計画されておるところであります。これも以前、議会全員協議会でお話をさせていただいたところでもあります。現在計画されている道路は、制限速度20キロメートルで、曲線部は道路幅が9.5メートル、2車線であり、4トンのロングボディのトラックがすれ違える道路線形となっております。県からは、今年度中に道路線形を決定し、来年度以降に用地取得と工事着手する計画が示されておるところであります。これは大分おくれしておりますので、今後も県に強力をお願いもしていきたいと思っております。

また、村民の健康増進に関してであります。今年度から新たな取組として健康ポイント制度を導入し、まっくん健康ポイントと称し、4月下旬から開始をいたしました。現在、482名の方にポイントカードを発行させていただいております。これから健診等もふえてまいりますので、この発行数もふえていくのではないかと考えております。健診の受診率や健康教室等に意欲的に参加いただいているところでもあります。また4月下旬からがん検診、5月下旬からは特定健診が始まっております。昨年度から、住民税非課税世帯の方につきましては、自己負担の1,000円を無料化し、また循環器健診の受診者を1歳引き下げ、19歳から行えるよう改善をいたしました。健康ポイント制も活用しながら、一人も多くの方に受診をしていただきたい、健康寿命を延ばしていただきたい、こんなことにつながっていけばと考えておるところであります。

最後に、この4月24日をもちまして、交通死亡事故ゼロの日が1,000日を超えました。1,000日を達成することができました。平成24年7月29日の事故以来、死亡事故が発生していないことは、ひとえに、村交通安全協会の皆様をはじめ、関係各位、また住民の皆様のたゆまぬ努力の結果であると感謝申し上げるとともに、敬意を表する次第であります。この記録は、一つの通過点といたしまして、一日でも長

く継続をしていくよう、今後も交通安全運動に力を入れてまいります。

今、申し上げましたように、地方創生に向けて大きく動き出しております。市町村の力量が問われる時代となってまいりました。地方創生というのは、本当に困難性がある問題でありまして、一市町村ではどうにもならない、こんな問題もあります。雇用の確保、このことが最重要となってまいります。この辺は、全市町村で取り組んでいかなければならないと思っておるところであります。地方版の総合戦略も含めまして、しっかりと取り組んでまいりますので、議員各位の御理解と御協力もお願いをいたします。

本定例会に提案申し上げます案件は、議案が7件、諮問1件であります。全議案原案どおりお認めをいただきますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（原 悟郎） 次に、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成27年2月分から平成27年4月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。これを許可いたします。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 行政報告を申し上げます。

報告第1号は、1件50万円以内の損害賠償の報告であります。別紙のとおり、1件の専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第1項の規定により報告をいたします。

報告第2号及び第3号は、経営状況の報告であります。南箕輪村土地開発公社、並びに一般財団法人南箕輪村開発公社の平成26年度決算がそれぞれ認定されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

報告第4号は、平成26年度南箕輪村一般会計の繰越明許の繰越計算書であります。別紙12行にかかわる繰越明許費計算書を別紙のとおり調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

報告台5号は、南箕輪村障害者福祉計画の報告であります。この計画は、障害者基本法に定める南箕輪村障害者計画と障害者総合支援法に定める市町村障害者福祉計画を策定することが市町村に義務づけられているものであります。国からの指示に基づき、障害者計画の中に障害者福祉計画を組み入れ、今年度から3年を経過期間とする第4次障害者福祉計画を策定しましたので、障害者基本法第11条第8項の規定により報告をいたします。

細部につきましては、それぞれの報告書をごらんいただきたいと思います。

以上で、行政報告を終わります。

議長（原 悟郎） これで行政報告を終わります。

本日までに受理しました請願・陳情は請願4件、陳情2件です。会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

これから議案の上程を行います。

議案第1号「南箕輪村国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第1号「南箕輪村国民健康保険条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、国民健康保険法の一部を改正する法律が施行されたことにより、南箕輪村国民健康保険条例に引用しております同法律の条ずれに伴い、条例中の引用条項番号を改正するため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） それでは、私のほうから、議案第1号につきまして細部説明を申し上げます。

この条例につきましては、村長の提案理由にございましたとおり、国民健康保険法の一部を改正する法律が施行をされたことによりまして、同法律の条ずれに伴い、条例中に引用をしております条項番号の改正をするものでございます。

条ずれにかかわる法律改正につきましては、市町村国保の安定的な運営を確保するため、平成26年度までの暫定措置となっておりました保険者支援制度が恒久化をされまして、改正前までは附則に規定をされていた条文が、新設の条文として本則に追加し、規定をされたということによるものでございます。

それでは、議案書の2ページの新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

第8条の1行目、アンダーラインの部分でございますが、改正前の法第72条の4を改正後の法第72条の5に改めるものでございます。

1枚戻って、1ページをごらんいただきたいと思います。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号「平成27年度南箕輪村一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第2号「平成27年度南箕輪村一般会計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、畜産競争力強化対策緊急整備事業補助金と工場用地売り払い収入が主なものであります。歳出では、人事異動に伴います人件費補正と伊那南箕輪畜産クラスター協議会補助金及び工場用地造成にかかわります工事費と用地取得が主なものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に2億3,176万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を63億9,460万6,000円とするものであります。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

原副村長。

副 村 長（原 茂樹） 議案第2号「平成27年度南箕輪村一般会計補正予算（第2号）」の細部説明を申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書により御説明を申し上げますが、歳出の各科目にわたって人件費の関係が出てまいります。27ページ、28ページに給与費明細書がございますので、ごらんをいただきたいと思います。

1の特別職につきましては、比較欄をごらんいただきまして、長等の給料、共済費が増額となっておりますが、時限で実施をしておりました減額措置が終了したことに伴う増額でございます。また、2の一般職でございますが、いずれも4月の人事異動に伴う変更となります。予算編成後に申し出があり、退職した職員がございましたので、職員数では1名の減となり、給料、職員手当ともに減額となっております。職員手当の内訳は、下の表のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

なお、各歳出科目の説明におきましては、2節の給料から4節、共済費まで、詳細の説明を省かせていただきますので、御了承をいただきたいと思います。

それでは、予算書の13ページをごらんください。

歳出、1款、議会費でございますが、給与費のみでございます。

次に、2款、総務費でございます。

1項1目、0201一般管理事務と、次の3目、0220財政管理事務は、給与費のみでございます。

次の12目、0242地域づくり推進事業では、大芝高原味工房の新たな展開を図るため、農産物の直売、加工、また食堂の見直し、拡充を進めてまいりたいと思います

が、これらの企画運営を主体的に担っていただく人材を求めまして、地域おこし協力隊員2名の募集をさせていただきたいと思っております。この募集に係る経費を12節と13節、合わせまして200万円計上いたします。全額が交付税措置されることとなっております。

また、おめくりいただきまして、19節のコミュニティ助成事業助成金でございますが、北殿地区自主防災会の資機材購入について申請をしておりましたところ、このほど市町村振興協会から助成決定の通知がございましたので計上をさせていただきまして、いわずにトンネルの補助となります。

次の13目、0221企画調整管理事務の財源組み替えは、マイナンバー制のシステム整備に対する国庫補助金の内示がございましたので、組み替えるものでございます。

次の2項、徴税費、3項、戸籍住民基本台帳費は、給与費のみでございます。

続きまして、3款、民生費でございます。

1項1目では、0301社会福祉総務事務の7節で、恩給事務、また低所得者支援の商品券交付事務等の事務量の増大及び職員の病気療養に対する必要から、臨時職員2名分の賃金204万2,000円の追加、また、11節で、松寿荘の定期検査を行いましたところ、屋根と排煙設備の修繕が必要になりましたので、この修繕費70万2,000円の追加をお願いいたします。

次の2項1目、児童福祉総務費は、給与費のみでございます。

おめくりをいただきまして、2目、0340保育園運営事業では、大変申しわけございませんが、当初予算で保育園の電話料が計上漏れとなりましたので、12節に45万円の追加をお願いいたします。

次の0342児童発達支援事業、次の4款、衛生費にまいりまして、1項1目の予防費、2目の0407環境衛生事業は、給与費のみでございます。

次の0408墓地公園事業でございますが、近年、墓地公園区画の永代使用権の返還が増加傾向でございます。本年度4区画を見込んでおりましたが、さらに増加することが見込まれることから、4区画分の使用料返還金104万円の増額をお願いいたします。

おめくりをいただきまして、6款、農林水産業費でございますが、1項1目、農業委員会費及び次の2目、農業総務費は、給与費のみでございます。

次の3目、0605農業振興事業では、大芝高原味工房の農産物直売コーナー拡充のための経費、合わせまして112万9,000円の追加をお願いいたします。味工房では、現在も農産物の直売を行っておりますが、直売機能を強化し、村民の皆さんや大芝高原においでいただく皆さんに、安全・安心な村の農産物を提供するとともに、農業の振興に結びつけてまいりたいと思っております。将来的な施設整備を見据えながら、当面は現施設のウッドデッキを活用し、オーニングテントと言われる差しかけを設けて、売り場を拡大いたします。7月11日のオープンを目指してまいります。

12節から14節は、農産物の受け入れ、保管、管理のためのプレハブハウスを設置



する費用、15節はオーニングテントの設置工事費、18節はワゴン7台の購入費等でございます。

次の4目、0620畜産振興事業でございますが、19節で、伊那南箕輪畜産クラスター協議会への補助金5,700万円の追加をお願いいたします。この協議会は、伊那市、南箕輪村の酪農家各1名と伊那酪農業協同組合ほかで構成をされ、連携計画というものをつくった上で、国庫補助金の受け手となり、各酪農家が施設整備を行いまして、事業拡大を図ろうというものでございます。いわゆるトンネル補助になります。村内酪農家分につきまして計上をさせていただくものでございます。実施者は大芝の酪農家の方でございます。

次の5目、農地費及び2項1目の林業総務費は、給与費のみの補正でございます。

次の2目、おめくりをいただきまして、0653森林セラピー推進事業で、森の交流施設に設置をしておりますエアロバイク3台のうち、1台が故障をしてしまいまして、修理の見積もりを徴したところ、購入したほうが安いということでございます。更新をさせていただきたいと思っております。18節に、1台の購入費14万5,000円の追加をお願いいたします。

続きまして、7款、商工費でございますが、1項1目の商工総務費は給与費のみでございます。

次の1項2目、0702商工振興事業では、かねてより村内の企業のほうから、事業拡大に伴う工場用地の確保ということで依頼がございましたが、これに基づきまして、当該地の調査、測量、また設計を進めてまいりました。用地面積、補償物件価格が確定し、工事の設計ができましたので、関連予算合わせまして1億5,604万円の補正計上をお願いするものでございます。内訳では、15節で、工事請負費5,000万円、17節で、当該地5,248平方メートルの土地購入費として1億400万円、22節で、物置、ビニールハウス等の移転補償費200万円等でございます。なお、土地の売買契約につきましては、一段で5,000平方メートルを超える予定でございますので、仮契約後に臨時議会をお願いし、議決のお願いをしたいというふうに考えております。

おめくりをいただきまして、8款、土木費でございますが、1項1目、土木管理費は給与費のみでございます。次の2項2目、0806国庫補助道路改良事業でございますが、13節で、村道7号線神子柴踏切の測量委託料400万円の増額をお願いいたします。JRとの協議の結果、JRの仕様に基づき、またJRの資格を持った業者で実施することが求められております。安全管理費等の経費が増大をいたしまして、増額をお願いするものでございます。なお、この増額分につきましては、社会資本整備総合交付金を財源として見込んでおります。また、15節と17節につきましては、県道伊那インター線と交差する村道2110号線の道路改良で、用地測量の結果、取得しなければならない用地面積が増加いたしましたので、本年度の事業内容を変更いたしまして、工事費から900万円を用地費に振りかえるものでございます。

続きまして、10款、教育費でございます。

1項、教育総務費、2項、小学校費は、給与費のみでございます。

3項、中学校費では、おめくりをいただきまして、1目、1020中学校管理事務の18節で、容量不足により不具合が出てきておりますので、ファイルサーバーの更新をさせていただきます。39万6,000円の追加でございます。

次の6項、社会教育費では、1目、1030社会教育総務事務の11節で、県民コンサートの開催に必要な消耗品、印刷代24万円の追加をお願いいたします。県に希望を出してありましたところ、開催決定の通知がございましたので、追加をお願いするものでございます。開催は12月を予定しており、出演は諏訪交響楽団でございます。出演料は県の負担となります。

次の14款、予備費で、歳入歳出調整をさせていただき、1,671万7,000円の増額といたします。

歳出は以上でございます。

次に、歳入でございますが、7ページをお開きいただきたいと思います。

まず、12款、地方交付税でございますが、歳出の総務費で申し上げました地域おこし協力隊員の募集に係る経費、これは特別交付税で措置されることとされておりますので、経費の全額に当たります200万円を追加するものでございます。

次の14款、分担金及び負担金の2項2目、総務費負担金でございますが、外部へ派遣しております職員の異動によりまして、退職手当負担金額が減少したことによる減額でございます。

おめくりをいただきまして、16款、国庫補助金でございますが、2項2目、総務費国庫補助金は、歳出については、当初予算に計上し、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度関連のシステム整備を行うこととしてございますけれど、このほど、これに対する国庫補助の内示がございましたので計上をさせていただくものでございます。厚生労働省関係分、総務省関係分、合わせまして845万8,000円でございます。

次の8目、土木費国庫補助金は、道路の交通安全事業に係る社会資本整備総合交付金の内示がございましたので、220万円の増額をするものでございます。

続きまして、17款の県支出金でございますが、2項2目の総務費県補助金は、経ヶ岳パーティカルリミットの関連で、企画申請をしてございました経ヶ岳を活用した交流促進事業が事業採択されたことによりまして、91万3,000円を増額するものでございます。

次の6目、農林水産業費県補助金は、歳出の農林水産業費で申し上げました伊那南箕輪畜産クラスター協議会へ補助をする、これに対応した国・県補助金5,700万円の増額でございます。

おめくりをいただきまして、18款、財産収入は、1項1目で、墓地公園の使用権の返還に対しまして、新たな使用も見込まれますので、48万円を追加するもので

ございます。また、5月から新たに利用に供しました北殿駅南の駐車場の賃料ということで、6件分19万8,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、2項1目の不動産売払収入でございますが、歳出、商工費で申し上げました工場用地の造成完了後、企業へ引き渡す際の土地代金として、総経費と同額の1億5,924万円を計上するものでございます。

最後に、22款、諸収入でございますが、これもトンネル補助となりますコミュニティ助成事業助成金200万円を計上するものでございます。

以上で、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 4番、丸山です。

23ページ、JRの踏切のこと、ちょっとお尋ねいたします。

難しいJR協議ということでもありますけれども、粘り強く要望していただいて、本当に感謝と敬意を表します。

それで、踏切が狭いわけで、あそこの地区の方は、田畑を回らなければ緊急自動車は入れないということで、本当に危険な踏切であったことは事実でありますので、ぜひ拡幅していただきたいということでありますが、今、歩道設置ならという、こういうようなお話でありました。今、村がこれからJRと協議する中で、歩道の部分がどれくらいふえてくるのかどうなのかという、村としての要望みたいなものがあるかと思えますけれども、じゃあ、1メートル分ぐらいふえるのかとか、車道の部分は現況でどのくらいなのかとか、何か、そこら辺の案みたいなのはございますでしょうか。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 現在、村で考えている部分でありますけれども、実際の踏切の中の車道部分でいきますと、2メートル弱ぐらいしかありません。とても、ちょっと危険な状態がありまして、できれば、歩道プラス車道という言い方も変ですけれども、道幅は4メートルぐらいは確保したいということでJRと協議を進めていきたいと思っております。

以上です。

4番（丸山 豊） わかりました。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに。

3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 3番、山崎です。

入のほうでいきますと、コミュニティ事業ですね、12番のいわゆる自主防災会の備品整備のための補助金の関係であります。ことし、歳出のほうでは、北殿地区

が決定をしたという説明でありました。これ、村の中に自主防災会それぞれ各地区に全部結成をされて、それぞれいろんな備品を整備をされつつありますが、ほかの地区でも要望を出して、200万とか、そういう感じでしてありますが、毎年、その地区が要望に当たるわけではないということでもあります。そうしますと、例えば、備品だとか、そういうものも、3年、4年向こうまで決まらないと、型も古くなってくるとか、そういうことも出てくるかと思えます。そんな点で、今のところは各地区で、ことしは、例えば、北殿が200万の要望を出した。次は、どこその地区と、こういうことになってくると思いますが、こういう方法でこれからも行くのかどうかということ、要望を出しても3年とか、4年とか、かなり待たなければいけないという事態が出てくることになりますので、この辺の考え方。例えば、ある地区が200万ですけれども、そこを100万ずつ分けて、割り振っていくというような考え方はできるのかどうか。これから、さらに、この助成金そのものが、これからもずっと継続していく可能性があるのかどうかということをお聞きしておきたいと思えます。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 補助金の性格上、地区を分けてというわけにはまいりません。200万というのは、その地区のその箇所へついてきた補助金でありますので、分けて使うというわけにはまいりません。この補助金、地域防災、あるいはコミュニティ事業ということで、過去には、本当に本村でも3カ所ぐらいはついてきた時代もあったわけでありまして。申請数がかなりふえてきた。南箕輪が申請し出したころは、本当に数が少なくて、申請したものは全部いただいたという、こういう時代もあったわけでありましてけれども、今はついても1カ所であります。そんなことは御理解いただきたいというふうに思えます。

どのぐらい続くのかということは、それは補助制度のことでもありますので、まだまだ続いていくとは思いますが、確定したことはお答えできませんので、お願いいたします。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 6番、唐澤です。

19ページの味工房のウッドデッキを利用した道の駅というか、販売、農産物の販売なんですけれども、南側なのか、北側なのか、どこ、通路上なのか、ちょっと教えていただけたらと思います。

議長（原 悟郎） 唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） 北側の入り口の横を予定しておりますので、メインの駐車場から入っていたところですぐに利用できるような形で考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

15ページの総務費の中のマイナンバー、財源が国庫支出金に財源組み替えということで、全額、国庫支出金になるわけですがけれども、前に説明は多分出ているとは思いますが、この情報内容と、それからセキュリティがどのように確立されるのかというところをお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） お答えいたします。

今回補正させていただいたこの金額につきましては、情報センターにおいて、上伊那で一緒に使いながら、このマイナンバー制度を整備していくということで、そのシステム改築というところでの予算となりますので、今後、セキュリティにつきましても、そちらの構築に合わせまして鋭意検討しながら、また本村の役場内でもそういった設備が必要になっておりますので、情報委員会等の中で精査しながら、セキュリティについてもしっかりと検討していくというところで考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊であります。

幾つか、お尋ねをしてみたいです。

3款の01項01目の節の7であります。先ほどの説明の中で、この07節の賃金のところですが、職員の体調不良というような御説明があったかと思いますが、非常に、今、職員、ぎりぎりの数で膨大な事務量をこなしているというような実態があると思うんですが、こういう故障している、故障しているという失礼になるのかな、職員のかわりに、臨職なり、そのカバーをしていくというようなことで、そういった職員が現在何人ぐらい、業務に差し支えのある職員がいらっしゃるのか、なおかつ、それらに対する対応はどのようにされているのか、その辺について詳しく御説明を求めたいと思います。

さらに、04款の02目の節の23であります。墓地公園の問題であります。これは、今度は返還をしていくというのが計上されておりますが、今、村全体を見たときに、人口がふえる、新しい住民の方が流入をされてくる、そういったときに、この自分の終のすみかとしての最終的なこの墓地の確保というのが、現在、村内でどのように行われているのか、十分、住民のそういったことに対する対応ができていっているのかどうか、その辺について詳しく御説明をいただきたいと思います。

さらに、06款でございます。01項の04目の節の19であります。これはクラスター事業で、トンネルということですが、非常に村内、酪農家も高齢化をしてい

て、畜産をおやめになる、または環境面で、今までほとんど苦情がなかったのが、周りに住宅がどんどんできて、においとかが、そういったもので縮小を余儀なくされる、またはやめていかざるを得ないというような状況にあるわけですが、本村の、今、農業生産の一番の金額を占めるのは酪農かと思いますが、その辺について、今後、酪農に対する村としてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、10款の06項の01目、節の11であります。先ほど、諏訪交響楽団の演奏による、そういう催しをされているということですが、これ、事前に説明が予算の段階であったのかもしれませんが、そのとき、私は在籍をしておりませんので、この諏訪交響楽団、どのようなもので、どういうところを対象におやりになるのか、詳しく御説明を求めるものであります。

以上です。

議長（原 悟郎） それでは、先に唐木村長。

村長（唐木 一直） 人数等につきましては、また課長のほうから申し上げます。

この賃金の職員でありますけれども、これは外科的の病気でありますので、経過も順調ということで、2カ月ぐらいで復帰できるというふうに思っておるところであります。

最近、いろんな病気がありますけれども、外科的な部分の病気の方もふえてきております。そういったことで、健康診断等、常に全職員、受けておるようにしております。そういう中から見つかる場合というのが多いものですから、比較的早く完治するというふうには思っておるところであります。

ほかの部分につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議長（原 悟郎） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） それでは、私のほうから、その他の、いわゆる心の病的なもので今休んでおる職員ですが、3名います。このうち1名はまだ自宅療養中、残り2名ですが、現在、いわゆるリハビリ出勤という形で、1日時間を限定しながら、あるいは自分の体調を見きわめながら、リハビリの仕事を今して、調整をし、正式復帰を目指しているという状況であります。

以上です。

議長（原 悟郎） 続いて、藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） それでは、墓地公園の整備状況でございます。

村内の墓地公園につきましては、村内8カ所に公園がございます。区画数につきましては、全体で717区画という状況であります。その中で、今のところあいているのが3区画といった状況でございます。これにつきましては、場所的なこともございまして、なるべく自宅に近いということが理想ということで、なかなか離れたところにあきが出てしまうような状況もございます。

今回の補正の中でもお願いをした返還の関係であります。年間大体6区画ほど、

昨年は6区画ほどの返還がございました。その中で、公募をかけまして募集をしたところ、大体その倍近い11人ぐらいの応募がございまして、その中で御利用いただく形をとったところでございます。

今後、墓地公園の数ということでございますけれども、人口がふえていく中では、墓地公園の設置というものも今後また検討が必要ではないかと考えているところでございます。そんなような状況であります。

以上です。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 墓地公園の件につきましては、検討もしていかざるを得ないというふうに思いますけれども、ただ、最近は葬式の形態が変わってきておまして、なかなかそこら辺を見きわめていく必要もあるというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） 村内の酪農家の関係ですけれども、現在、村内は、昔よりは減っていることは事実で、15戸ほどの酪農家があります。その中で、昔のように1けたで頭数を飼っているという酪農家はほとんどなくなってきてまして、比較的大規模でやっぴらっしゃいます。中には、大芝南原では、次の代の方が後継者で、しっかり確保されてまして、さらに規模拡大、今回のクラスターの関係もありますけれども、規模拡大の動きもあります。ただ、やはり後継者のない方もありますので、そこら辺は、また行く行くやめられた場合は、農地が、牧草地等が遊休荒廃地にならないように、また規模拡大される方と調整し合って、中で有効利用していきたいと思っております。

それで、あと、公害問題等もありますけれども、規制が厳しくなっているわけですが、酪農家の方は法を熟知されてまして、堆肥の野積み等はないような形で、適正に管理していただいておりますので、苦情は余り、ほとんどないような状態となっております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 県民コンサートは、藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 隆） 今、計画しております県民コンサートの交響楽団、諏訪交響楽団であります。これは、この間、新聞にも出ておりました、県内で最も古いアマチュアの楽団ということでもあります。宣伝につきましては、これは県の事業でやっていただいておりますので、こちらが指名したわけではございませんので、そういった経過がございまして。

内容につきましては、全体で2時間程度のコンサートをしておまして、12月ということで、詳細につきましては今後検討してまいりますので、よろしく願いたします。

以上でございます。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 惠二） 先ほど、総務課長から御説明をいただきましたが、心の病の職員が3人ほどおられると、今、復帰に向けてリハビリを懸命にやっていると、こういうお話を聞きましたが、平均的に大体何カ月ぐらい、いわゆる、そういう病のために欠席をされているのか、その辺の経過がわかりましたら、御説明をさらにお願いたします。

議長（原 悟郎） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） お答えいたします。

個人によって違いますので、平均という捉え方はちょっと難しいわけですが、人によっては、2年、3年と休まざるを得ないという職員もおります。その中で、だんだん、お医者さんとも相談しながら、じゃあ、少しずつ役場で勤務してみようかというところで、基本的には主治医の指導のもと、役場で勤務時間を少しずつ延ばしながらというところであります。短い職員は、1年ほどで、もう一回リハビリに入ってくるというところでありますが、今、自宅のほうにいる職員については、やはり2年ちょっと既に過ぎているという状況であります。

以上です。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 非常に多くなってきて、この辺も社会的な傾向かなというふうに思っております。限度が3年ということでありますので、3年目はもう無給でございます。限度3年ということでは考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第3号「平成27年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第1号）」を議題いたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第3号「平成27年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第1号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、収益的支出で、人事異動に伴う職員の人件費308万3,000円を減額し、資本的支出で、27年度予算で予定していました水道施設監視制御装置整備事業を平成26年度の地方創生先行型事業で実施することとしましたので、5,000万円の減額をお願いするものであります。



これによりまして、資本的収支における不足額及び過年度分損益勘定留保資金で補填する額を9,091万3,000円に改めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、議案第3号の細部説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第2条でございますが、収益的収入及び支出におきまして、支出を減額するものでございます。

内容につきましては、5ページの予算実施計画明細書にて御説明いたしたいと思います。

5ページをお開きください。

収益的支出、8005事業、総係事業で、308万3,000円を減額いたします。その内容につきましては、4月の人事異動によりまして、職員が4名から3名体制に変更となりましたので、給与費を減額するものであります。なお、給与費の明細につきましては、7ページ、8ページにありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、1ページの第3条の資本的収入及び支出で、支出を5,000万円減額するものであります。

6ページの予算実施計画明細書で御説明をいたします。

資本的支出の8032事業、配水施設改良事業によりまして5,000万円を減額いたします。その内訳につきましては、01節の工事請負費で、中央監視装置制御システム設置工事で5,000万円を減額いたします。この事業につきましては、先ほどの村長の説明にもありましたが、平成26年度の地域創生事業の先行型事業といたしまして、平成26年度に先行いたしまして実施するものとしたためであります。

なお、1ページのまた3条のほうにお戻りいただきたいと思います。

資本的支出で5,000万円の減額をいたしますので、不足する額及び過年度分の損益勘定留保資金で補填する額につきましては、9,091万3,000円に改めるものでございます。

第4条につきましては、流用の関係でございます。議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費といたしまして、274万3,000円を減額いたします。

以上で、議案第3号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

ちょっと、今聞き取りにくかったので、もう一度、改めてお伺いをいたします。この支出のところ、工事請負費が5,000万円減ということですが、これ、3月の予算でこれは計上されておったと思うんですが、早くも5,000万の減ということで、これ、計画に甘さがあったのかどうか、それとも制度的によるものなのか、もう少し詳しく御説明をいただけないでしょうか。ちょっと聞き取りにくかったので、もう一度お願いいたします。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 大変申しわけございませんでした。

その部分につきまして、少し御説明をしたいと思います。

今回、5,000万円減額をさせていただくこの監視装置の関係です。これは、水道ビジョンの中におきまして、年次計画で整備するものという位置づけの中で計画をしてきたものでございます。昨年12月、国のほうから、地域創生先行型事業ということで、各市町村で取り組みを検討しろという御指示をいただきまして、その中で、水道監視装置と住民の安全・安心を守るそのシステムの結合が何とかできないかということで検討をいたしまして、その計画をもちまして国のほうへ申請をしたところ、オーケーの返事をいただきましたので、当初予定をしておりました27年度事業を26年度で先行させていただいたものでございます。したがって、当初の計画を前倒しをさせていただいたので、27年度においてはその分を減額させていただくということをお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

ただいまから、10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時40分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を始めます。

議案第4号「平成27年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第4号「平成27年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第1号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、収益的支出では、人事異動に伴う職員の人件費70万7,000円を減額し、

資本的収入では、平成26年度から2カ年で行う浄化センターの修繕事業におきまして、機械設備のふぐあいにより、当初計画を緊急に変更して実施したため、修繕工事が27年度になりましたので、この事業に伴う起債の借入額の増額をお願いするものであります。

これによりまして、資本的収支における不足額及び過年度分損益勘定留保資金で補填する額を2億2,371万6,000円に改めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、議案第4号の細部説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

まず、第2条の収益的収入及び支出におきまして、支出を減額するものであります。

その内容につきまして、6ページの予算実施計画明細書（補正予算1号）で説明をいたします。

6ページをお開きください。

収益的支出の9407事業の総係事業で、70万7,000円を減額するものであります。その内訳につきましては、まず一般職員3名のうち、2名の人事異動に伴う給与費に伴いまして減額するものであります。給与費の明細書につきましては、8ページ、9ページに記載がありますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

続きまして、2ページの第3条で資本的収入及び支出で、収入を増額するものでございます。

同様に、7ページの予算実施計画明細書により御説明をいたします。

資本的収入、01目、企業債で、1,230万円を増額するものでございます。その内訳につきましては、先ほど村長の説明にもありましたが、浄化センターの修繕計画、平成26年、27年の2カ年で継続して行う修繕計画でございますが、そのうちの26年度事業につきまして、当初の計画を差しかえまして、当初の計画におきましては、汚泥棟のかき寄せ機の修繕を予定しておりましたが、同じく汚泥棟のしさの運搬用コンベアー、要するに浄化する際に出るごみの処理にかかわるものでございますけれども、そちらの機械から異音が発生するようになったということで、どちらも修繕計画にあるものではございますが、修繕の順番、計画順番を入れかえたということで、国に申請をし、認められましたので、26、27で行う事業でございますが、27年度に繰り越して行うことといたしました。つきましては、その事業の実施に伴う借入れを1,230万円増額するものでございます。なお、この事業に伴う補助金につきましては、26年度に決定を受けておりまして、27年度へ繰越済みでございます。

2ページの第3条にお戻りをいただきまして、したがいまして、不足する額と当

年度分の損益勘定留保資金で補填する額につきまして、2億2,371万6,000円に改めるものでございます。

また、第4条の起債につきましては、先ほど説明をいたしましたように、事業の実施に伴いまして、1,230万円増額をいたしますので、起債についても6,380万円に改めるものでございます。

第5条につきましては、議会の議決を経なければ流用できない経費ということで、職員給与費で61万9,000円を減額するものでございます。

以上で、議案第4号の細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊であります。

この特別会計から企業会計になっているわけですが、現在の下水道の接続率といえますか、加入率といえますか、こういったことが、これ、9月の決算議会で、前年度のものがはっきりしてくると思いますが、これ、プライマリーバランスをもしとる場合に、どう料金改定をしていくのか。それで、現在、本村の下水道使用料が、近隣の上伊那郡下において、どの辺の位置にあるのか。これ、一般会計からの持ち出しが相当あって、村財政を圧迫しているという側面もあるわけですが、そういったプライマリーバランスをとっていく場合に、料金改定が必要なかどうか。一気に、経過措置として、一般会計からの補助金というようなこともあるわけですが、この辺も、いつまで、何%にするというような、そういうメルクマール、そういったものがあるかどうか、お尋ねをいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 下水道事業会計、公営企業会計にしたわけでありまして。ただ、この会計の部分というのは、交付税で補填する分、補填になってくる分があるわけでありまして、それがかなり多額であります。その部分は、必然的に下水道の企業会計、出していかなければならない。それを除いて、どのぐらいの収支の部分があるのかということ、これは常に見ていかなければならないということでもあります。その分につきましては、今は手元に資料を持ち合わせておりませんので、また決算の折に御説明申し上げたいというふうに思います。

それを除いてどれぐらい上げていけばということにつきましては、今のところ、確たる数字というのを試算をしていないところであります。前回上げたときに、確か7%、8%、7%でしたか、8%上げさせていただいたところであります。交付税補填がないとするのであれば、今の倍の余の使用料をいただかないと、これはなかなかプライマリーバランスをとれていかないというのが実態でありますけれども、交付税算定分というのを必ず下水道企業会計に入れなければなりませんので、その辺を精査しながら、また資料としてはお出ししたいというふうに思いますので、よ

ろしくお願いいたします。

今のところ、料金改定につきましては、今年度どうしていくのかということは、また審議会等にも、するとするのであれば、お諮りをしていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

本村がこの下水道事業を推進してくる中であって、下水道がなかなか進まないというような状況の中で、合併浄化槽という一時的といいますか、公共下水が行かないところは合併浄化槽と、こういったことで処理をしてきたのでありますけれど、合併浄化槽を設置する場合も、村から補助金が出ておりますし、その場合に、3年以内に下水道が、本管が来たら、3年以内に接続をするというような、設置者との取り交わしも確かされているはずであります。そういった、3年を経過してもまだ接続していないというような御家庭については、さまざまな事情で接続できないという方もいるのかもしれませんが、この辺の接続率をまず高めることが、この下水道会計の健全化につながるんだと、こういうふうに理解を私はしておりますが、その辺について、どのように現在考えているのか、御説明をいただきたいのと。

それから、もう一つは、合併浄化槽の点検が、非常に真面目にやっている設置者と不真面目にやっている設置者、場合によっては地区の側溝にまで合併浄化槽の排水が流れると。真面目にやっていないと、生そのものが出てくると、こういう不衛生な部分もあるわけでありまして。その辺について、点検、当然、合併浄化槽を設置されている場合は、組合といいますか、協会といいますか、そういったところできちんと点検をされているはずでありますけれど、それがまま手抜きをされているという経過もあるわけですし、その辺の管理監督、指導、そういったことをどのように考えているのか、わかる範囲で結構でありますので、御説明をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） まず、接続率の関係になるかと思いますが、接続率については、具体的な、正確な数字はちょっと持ち合わせておりませんが、八十数%程度であったと思います。

合併浄化槽の設置についてですが、現在におきましては、村内において、一通りハード的な部分、整備が終わっております。したがって、現在、お家を建てられる方については、基本的に下水道への接続となっております。ただ、やっぱり地理的条件で、どうしても高さ的な部分で、下水道に接続ができないという特殊な場合等につきましては、合併浄化槽で対応していただいているという状況があります。ただ、ここ二、三年の状況を見ますと、合併浄化槽での申請もごくわずかでございます。年に一、二件程度、そのほかについては、基本的に下水道接続という形で、

今、住宅等が建築されております。そういった部分でいきますと、年を追うごとと  
いいますか、住宅が建つ都度、少しずつ接続率が上がっている、利用状況が上がっ  
ているという状況であると思います。

また、あと、料金のことを考えますと、利用量がふえていただくと、実は収入が  
ふえるということでありまして、そういった面で見ますと、大口の需要者がふえて  
いただくと、料金的には収入がふえてありがたいなというところがございます。で  
すので、工場等の拡張とか、従業員がふえまして、下水道への接続口がふえるとい  
うことは、こちらとしても願うところではあります。

そんな形で、接続に関しては、事あるごと、家が建つときの相談によりまして、  
下水道接続をお願いしながら、無理な場合については合併浄化槽、県・国の補助金  
を合わせて、村も補助しながらということで進めております。

それから、合併浄化槽の点検関係でございます。年に一度の点検は必ずやってい  
ただいております。その結果についても、県のほうから状況が来ております。良好  
な管理がされている、中には、見ますと、ちょっと適正な管理じゃない、清掃が十  
分ではないよという指摘もあるようではございますが、それらについてはまた当事  
者のほうへ、もう少しきちんとやってくださいというお願いをしているところでは  
ございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

議 長（原 悟郎） 最後です。9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 終末処理場の処理能力、農集も廃止をして、今、公共へ  
接続をされているということでもありますけれども、現在の処理場の処理能力と、現  
在、村が進めている接続の関係で、まだ十分にこの処理能力はあるというふう  
に理解はしているんですが、その辺のシミュレーションと申しますか、処理場の能力に  
ついて確認をしたいと思っておりますので、説明をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 済みません。また、具体的な数字はちょっと持ち合  
わせておりませんので、ここではちょっと説明できませんが、能力的にはまだまだ  
十分余力がございます。ふえてもかなりオーケーという状況でございます。ただ、  
強いて難を言えば、施設等については、当然、何年か、長いスパンになりますけれ  
ども、その段階で修繕なりする必要が出てきます。そのときに、やっぱり代替施設  
がないとぐあいが悪いかなということはあると思います。ただ、その点が現在心配になる  
だけで、通常の処理においては、全く問題なく処理できている量と、能力を持って  
いるというところでもあります。

議 長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

次に、議案第5号「南箕輪村村道路線の認定について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第5号「南箕輪村村道路線の認定について」提案理由を申し上げます。

本案は、沢尻区におきまして、農地の宅地転用が行われ、開発された5軒の宅地に面する道路敷につきまして、道路法第8条第2項に基づき、村道路線として認定するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、議案第5号の「南箕輪村村道路線の認定について」御説明をいたしたいと思います。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

まず、村道認定をお願いする道路の状況でございます。

路線番号につきましては、村道2351号線になります。起点につきましては、南箕輪村字大林9567番地3先から南箕輪村大林9568番地2先までの延長で60.52メートルになります。敷地の幅員につきましては、道路幅として、有効幅員が5メートル、あと、既存の村道に接続する部分のすみ切り幅も含めた9メートルということで、幅員につきましては5メートルから9メートルということでございます。

次に、場所の説明に入ります。

1枚おめくりいただきまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

そちらに地図をつけてございますが、まず、この村道2185号線、太く真ん中に、中央部に、南部小のほうへ向かって走っているこの路線ですが、これは伊那市の火葬場から、ずっと信大のほうにのぼっていく、昔の県道になりますけれども、この村道の10号線をのぼっていきまして、その途中から分岐して南部小のほうへ行く、これが2185号線になります。この2185号線、村道の10号線の南部小入り口から入っていただきまして、南部小方面に走っていただき、西天竜の幹線水路を越えた西側の部分で、南のほうの村道2187号線に接続する部分であります。このちょうど赤く塗った部分が、今回認定をお願いする場所というふうになります。

それから、道路等の周囲の状況でございますけれども、1枚めくっていただきまして、3ページのほうで御説明をしたいと思います。

今回認定をお願いする道路に面しまして、既に何軒かの住宅が建っております。ここでいいますと、住宅が建っているのが9567-1、それから9567-3、それから、現在建築中なのが9568-3、9568-5、9568-2、それから9570-1、9570-3という形で、数軒の住宅が現在建築中という状況でございます。

道路の状況につきましてはアスファルト舗装、道路の中には、下水道の施設、そ

れから水道管が敷設されております。また、この道路の西天寄りの東側の端につきまは、雨水排水施設として自由勾配側溝が敷設をされております。雨水対策もされた道路ということでございます。

農地転用に伴いまして、道路を整備し、この道路については村へ寄附するので、村として道路認定をお願いしたいということでございますので、今回、道路認定について提案をするものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第6号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第6号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本案は、中部保育園増築工事、建築工事の入札を去る5月25日に実施し、仮契約を結びました。工事請負契約予定価格が、地方自治法の規定に基づき、南箕輪村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第2条に定める額となりましたので、同法及び同条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

有賀子育て支援課長。

子育て支援課長（有賀由起子） それでは、私のほうから、議案第6号「工事請負契約の締結について」につきまして細部説明を申し上げます。

議案第6号の議案書の1番最後のページの説明資料をごらんいただきたいと思います。

建築工事の入札結果でございます。

入札会の時期は、平成27年5月25日、午前10時でございます。

工事の内容につきましては、中部保育園の保育室と給食室及びトイレ等の増改築工事でございます。構造が鉄骨づくり、平家建て。規模は、増築部分の延床面積202.93平米、改修部分の延床面積は70.50平米でございます。

3の入札結果でございますが、応札者数4者、落札金額9,050万4,000円、落札業者につきましては、原建設株式会社。

4の工期でございます。着手が、南箕輪村議会議決の日から次年度への継続事業といたしまして、平成28年7月28日までが工期となります。



それでは、済みませんが、1枚戻っていただきまして、工事請負契約の締結について。

契約内容、1、契約の目的、平成27年度中部保育園増改築工事、建築工事。2、契約の方法、制限付一般競争入札。3、契約の金額、9,050万4,000円。4、契約の相手方、南箕輪村3898番地1、原建設株式会社、代表取締役社長、原武光。

以上で、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

予定金額に対しての落札率をちょっと教えていただきたいと思います。

議長（原 悟郎） 平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） 中部保育園の落札率でありますけれども、中部保育園の増改築工事につきましては、落札率が96.9%になっております。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊であります。

この制限付一般競争入札であります、私もしばらくぶりでありますので、ちょっと再確認の意味でお尋ねいたします。

今、業者選定委員会があるわけですが、今、副村長が業者選定委員長、従来ですと、村長ではなくて副村長が業者選定委員長というふうになっておると思いますが、その辺について、この業者選定委員の業者を選定する際に、他町村との絡みもありまじょうが、どんなふうにされておるのか、詳しく説明をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 原副村長。

副村長（原 茂樹） 今、議員おっしゃいますように、私を委員長といたしまして、通称、業者選定委員会という言い方もされておりますが、現在は南箕輪村建設工事等請負人選定委員会というふうに申しますが、委員会を構成しまして、いわゆる業者の選定をさせていただいております。

今、御質問の制限付一般競争入札でございますが、御承知のとおり、そのほかに指名競争入札、あるいは随意契約という方法もございますけれど、建設工事等につきましては、基本的に、何ら特別な事情がない限り、制限付の一般競争入札ということとさせていただいておるところでございます。

これも、今お話にありましたように、地域要件ということで勘案をさせていただいております。工事の規模等にもよりますが、できるだけ村内の企業の方の育成という点もございまして、その辺も加味しながら、村内の業者中心に参加がで

きるような形で地域要件をつけさせていただいております。また、その他の条件ということで、近年、除雪ですとか、あるいは災害ということが大きなものになってきておりますので、そういったものへの協力も条件づけをさせていただいているということでございます。

以上でございます。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

今、副村長のほうから説明をいただきました。村内業者育成、これは大事な要件だと思いますが、除雪や災害等にも積極的に御協力をいただきたいと、こういう附帯と申しますか、そういう要望を兼ね備えて、村内業者育成というようなことで落札をしているということですが、ただ、業者によって、元請は村内業者ですが、下請が村外というのが結構あるんです。下請も村内の業者にぜひ出していただきたいという要請も、当然、私は、村内業者育成の観点から、大事なことだと思います。大きな工事には参加できないけれど、下請としてぜひ使っていただきたいと、それが、すなわち末端に至るまでの業者育成につながると思いますので、そういった点について、どのように村として対応されているのか、御説明をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 原副村長。

副村長（原 茂樹） 村内は比較的小さな業者の育成ということでの御質問でございますけれど、これにつきましては本当に大切なことでございますので、常々機会に触れて、そういったお願いを、元請になるような業者さんをお願いをしておるところでございます。また、別に村のほうからも、小規模な工事につきましては小規模なところでやっていただくというようなことで、登録制度を設けまして、入札にかからないような小規模なものでございますけれど、随意契約等の方法によりまして工事もやっていただくというふうなこともっております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第7号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第7号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本案は、西部保育園増築工事、建築工事の入札を去る5月25日に実施し、仮契約

を結びました。工事請負契約予定価格が、地方自治法の規定に基づき、南箕輪村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第2条に定める額となりましたので、同法及び同条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

有賀子育て支援課長。

子育て支援課長（有賀由起子） それでは、議案第7号「工事請負契約の締結について」につきまして細部説明を申し上げます。

議案第7号の議案書の1番最後のページの説明資料をごらんいただきたいと思います。

建築工事の入札結果でございます。

入札会の時期は、平成27年5月25日、午前10時でございます。

工事内容につきましては、西部保育園の保育室と給食室、トイレ等の増改築工事でございます。構造が鉄骨づくり、西部保育園の西側の増築部分は木造でございます。平家建てでございます。規模は、増築部分の延床面積299.79平米、改修部分の延床面積は165.97平米になります。

3の入札結果でございますが、応札者数3者、落札金額1億627万2,000円、落札業者につきましては、原建設株式会社。

4の工期でございます。着手が、南箕輪村議会議決の日から平成28年3月31日までが工期となります。

それでは、済みませんが、1枚戻っていただきまして、工事請負契約の締結について。

契約内容、1、契約の目的、平成27年度西部保育園増改築工事、建築工事。2、契約の方法、制限付一般競争入札でございます。3、契約の金額、1億627万2,000円。4、契約の相手方、南箕輪村3898番地1、原建設株式会社、代表取締役社長、原武光。

以上で、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

先ほどと同じように、落札率と、それから応札者の残りの2者の名前を教えてくださいたいと思います。

議長（原 悟郎） 平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） 西部保育園の増改築工事の落札率でございますけれども、落札率は97.0%でございます。

それから、応札をいただきました業者さんは、原建設株式会社、それから株式会社宮坂組、それから株式会社伊那総建の3者でございます。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊であります。

落札される場合に、村長の腹づもりと申しますか、議案6号も落札率が96.9%、今度のも97%、ほぼ同じ落札率でありますけれども、本来、目的と申しますか、むやみな歩切りは謹んでいかなければならないということは当然のことだろうと思いますが、村長として、その辺をどのように精査をし、なおかつ、これが最も適切であるという判断のもとに落札を、金額を定めるわけですが、その辺について、村長のお考えをお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 予定価格の設定の御質問ということだと思います。

私は、従来から、予定価格というのは推計額から切ってまいりました。ただ、最近、最近です、国や県の指導が厳しくなりまして、歩切りは違法だと、これ、品確法で決まっていますので、そういうことで、これ、前からありましたけれども、それを、私は違法を承知で切ってきた部分もあるわけでありまして、このところ、かなりの指導が入っておりますので、できるだけ歩切りは避けてまいりたいと思っております。ただ、一般単独の部分につきましては、これは、私は、若干それは必要かなという思いはあります、思いということで御理解をいただきたいと思っております。

ただ、今回の場合には、いわゆる交付税措置のある起債もついておりますので、そういった検査もあります。そういう部分からすると、今回は歩切りはしておりません。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

公契約法という考え方があります。うちの村では、今、公契約法ということは結んではいないとは思いますが、そこのところはやっぱりきちんと指導していくということ、大事かと思いますが、その辺の考え方をお聞きしたいと思っております。

議長（原 悟郎） 原副村長。

副村長（原 茂樹） 国のほうで、公契約というようなことで、もう既にされ

ているかと思えますけれど、村のほうではまだ検討段階ということで、いわゆる条例化ですとか、そういうところまでは至っておりません。

議長（原 悟郎） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 今、検討はしているのかどうかということで、やはりきちんと賃金を確保していくというところのもとですので、そのところはきちんと、今なくても、そこは指導の中で見ていくということが大事かと思えますので、よろしくをお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 今検討しているということで御理解いただきたいと思いますが、なかなか、うちあたりの自治体規模できちんとしていくということは、これは難しいのかなという部分は考えております。人手がいるという、こういう部分もあるわけでありましてけれども、しかし時代の流れとして、そういうことがありますので、その辺は十分検討してまいります。お願いいたします。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

これから、議案に対する討論、採決を行います。

議案第6号「工事請負契約の締結について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第6号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決されました。

議案第7号「工事請負契約の締結について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第7号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決さ

れました。

次に、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本件につきましては、村長から配付資料のとおり、議会に意見を求められております。

村長から、本件についての説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」説明を申し上げます。

人権擁護委員の委嘱につきましては、法務大臣より行われておりますが、市町村長は、法務大臣に対し、人権擁護委員の理解にある者を議会の意見をお聞きして推薦をしなければならないということになっておりますので、御意見をお聞きするところであります。

今回は、1名の委員が本年9月末日に任期満了となるため、長野地方法務局長から時期委員の候補者について推薦依頼がありましたので、高橋紀美代氏を推薦したいものであります。

推薦書のほうをお願いいたします。

氏名は、今申し上げましたように、高橋紀美代氏であります。生年月日は昭和24年11月4日、満65歳、住所は上伊那郡南箕輪村4241番地6でございます。略歴につきましては、別紙をごらんいただきたいと思います。

高橋さんにつきましては、男女共同参画推進委員を歴任し、また現在も村社会教育委員、村づくり委員として御活躍をいただいております。人権擁護委員として適任者であるということで、御意見をお聞きするものであります。よろしくお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

本件に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

お諮らいたします。

本件につきましては、原案を適任者とする意見に決することに御異議ございませんか。

〔議場 「異議なし」という者あり〕

議 長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は原案を  
適任者とする意見に決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕御苦労さ  
までした。

散会 午前11時24分

議 事 日 程 (第2号)

平成27年6月10日(水曜日) 午前9時00分 開議

第1 一般質問(受付順位第1番から)

1番 加藤泰久

6番 唐澤由江

7番 都志今朝一

4番 丸山 豊

9番 大熊 恵二

2番 小坂 泰夫



○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	丸山豊	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	子育て支援課長	有賀由起子
副村長	原茂樹	産業課長	唐澤孝男
教育長	征矢鑑	建設水道課長	出羽澤平治
総務課長	堀正弘	教育次長	藤澤隆
会計管理者	小澤久人	代表監査委員	原浩
財務課長	平嶋寛秋	教育委員長	清水篤彦
住民福祉課長	藤田貞文		

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	城取晴美

## 会議のてんまつ

平成27年6月10日

午前9時00分 開議

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

陽気も暑くなっておりますので、議員、職員、それぞれ上着を脱いでいただいて結構ですので、よろしく願いいたします。

本日より一般質問を行います。本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。時間は、答弁を含め1人50分とします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で、質問、答弁を終わらせるよう、お願いいたします。件名ごとに、それぞれの確な質問、答弁をお願いいたします。また、発言は、挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、質問順に発言を許可いたします。

1番、加藤泰久議員。

1番（加藤 泰久） 1番、加藤泰久です。

通告どおり、3件について質問をいたします。

まず、全国的に投票率の低迷が続いております。26年12月に行われた国政選挙である衆議院総選挙の投票率は、本村においても59.75%であり、26年8月に行われた県知事選挙では、49.92%というような数字であります。また、27年4月に行われた県会議員選挙では、51.03%でありました。

ことし、4月26日の村会議員選挙においては、57.33%の投票率であり、最も身近な選挙であるにもかかわらず、10人の村民のうち5人半ぐらいしか投票に行っていないということになるわけであります。村政に興味はないのか。また、議会や議員に魅力がないのか。低い投票率であり、特に若年層においては、関心が薄いように思われております。今後、村を背負っていかねばならない若年層に期待するところでございますが、関心のないところが心配でございます。

有権者の意識の低さが問題であるかと思われませんが、村長としてはどのようにお考えか、お願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 1番、加藤泰久議員の御質問にお答えを申し上げます。

投票率の関係であります。

投票率、年々低下してきております。本当に低くなってきております。そういっ

た状況につきましては、私自身も非常に危惧をしておるところであります。

今、議員に御指摘をいただきましたように、今回の地方統一選挙、一番身近な選挙である村議会議員選挙でさえ、60%を割り込んで57.33%、過去最低となりました。県議会議員選挙におきましては、上伊那郡区は本当に激戦と言われていたわけでありまして。そういった中におきましても51.03%と、この率につきましては、上伊那郡市内では最低というような状況でありました。

30年ほど前でありまして、昭和の後半ごろには、村議選といえども、92%から94%、県議選でも85%から87%と、非常に高い投票率の維持をしていたところでもあります。しかし、今、全国的な傾向の中で、本村においても投票率、年々低下してきております。特に、本村の場合には、転入者が多いという状況がありまして、身近な選挙におきましても投票率が大きく低下をしてきておるところであります。

やはり一番の原因というのは、国民、村民でありますけれども、その政治離れ、無関心さではないかと、これは御指摘のとおりだというふうに思っております。特に、若年層の政治離れは顕著でありまして、年代別の投票率調査状況でも、その傾向ははっきりとあらわれているところでもあります。

投票の呼びかけや啓発運動というのは、選挙管理委員会でも事あるごとに行っておりますが、なかなか、これ、数字にはあらわれていないのが実態であります。昔は、各家庭で、親から選挙に行けよという、そんなことも言われておったところでもあります。今はそういったことを言う親もだんだん減ってきているのではないかなというふうに思っております。

投票に行くということが、政治への参加の第一歩であります。どうしたら政治に関心を持ってもらえるのか、魅力のある政治を行っていただけるのか、選挙に行ってもらえるのか、このことは大きな、国も含めて課題であるというふうに思っております。粘り強い啓発活動を選挙管理委員会にお願いしておりますし、これからもしてまいります。

村政に魅力がないのか、議員に魅力がないのかというような、そんな御質問でありましたけれども、魅力があるとか、ないとかというのは、やはり村民が判断することですので、その辺は大変難しい面もあるわけでありまして。ただ、関心を持っていただけるような行政をやっていかなければならない、また議会活動をやっていかなければならないだろうなという、このことはそのとおりだというふうに思っております。これからも、執行側も、議会も、政治に関心を持っていただけるよう、考えていかなければならないところでもありますので、御一緒にどうしたらよいのかということを考えていただければというふうに思います。

以上であります。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） やはり、行政も、議会も、議員も、それぞれの村民の皆さんに関心を持ってもらえるようなことを、今後、念頭に置いて、推し進めていか

なければならぬというように感じたところであります。

続きまして、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられる見込みであるということですが、これをどう対応するかということについて質問をいたします。

折しも、国会において、公職選挙法改正案が今国会で成立する見通しとなりました。私的には、親のすねをかじっている学生が多く、納税の義務を果たしていない、また少年法や民法等のかかわりがある中で、権利だけを与えることはどのようなものかというふうに考えております。しかし、そのようなことを言うておられず、法案が成立すれば、来年の夏予想される参議院選挙に適応される可能性があるわけがあります。

18歳以上19歳は、有権者全体の3%、240万人と、有権者になるというふう言われております。本村でも対象者があり、また村内の高校であります上伊那農業高校生においても、対象者があるものと思われるところであります。

これは、選挙管理委員会だけの問題だけではないかと思いますが、村長はどのようにお考えでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 選挙権の年齢の問題であります。

今国会で、18歳以上に引き下げられる、そんな見込みであります。この改正によりますと、本村におきましても300人余、これは6月1日現在でありますけれども、18歳の方が144人、19歳の方が167人という、有権者が新たに誕生いたします。

法改正も含め、選挙啓発に関する活動については、選挙管理委員会に担っていただいておりますが、国や県でもこの法改正を受けて、高校生に対しての啓発活動に力を入れております。これも、ニュース等で御承知のことと思いますが、5月19日には、伊那弥生ヶ丘高校におきまして、県選管による県内で初めてとなる選挙出前講座が行われました。県からの依頼を受けまして、本村の選管からも担当職員が出向いて、実際の選挙と同様な模擬投票を全生徒に体験をしていただいたところであります。この模擬投票では、南箕輪村1年生を担当させていただきました。

そんなことで、県でも、高校生に対する啓発というのを強めておるところであります。したがって、事あるごとに周知をしていく、このことは重要なことであるというふうに思いますし、本村にも上伊那農業高校があるわけでありますので、その辺も、また県との連携もあろうかと思っておりますけれども、村としても啓発活動、強めていければというふうに思っております。

弥生ヶ丘高校の実施後の感想でありますけれども、今までは考えたこともなかったが、実際に模擬投票を体験してみて、選挙ということに関心が持てた、選挙権を与えられたら、棄権することなく、絶対に投票に行くといったような感想も述べられていたところであります。

何でもそうでありますけれども、学生のうちからきちんと教育、啓発を行う、そのことが重要であるというふうに思っております。選挙の大切さをどう認識してい

ただけるのか、このことがかぎであるというふうに思っておりますので、投票率のアップにもつながるよう、啓発活動を強め、高校との連携も強めていかなければならないと思っております。実際は、高校との連携ということは本当に大切になるというふうに思っております。その辺はきちんとやっていくつもりであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） ただいまの答弁の中にもありましたように、高校生への働きかけということが非常に大切なことになるんじゃないかと思えます。その中で、うちの行政区の中にあります上伊那農業高校があるわけで、ぜひとも、高校、県、教育委員会とか、そういうものも含めて、村の行政としても働きかけをぜひとも進めていただきたいと思えます。

続きまして、ふるさと納税制度について質問をいたします。

私は、この件に関する質問は過去に2回ほどしております。それ以後、私も、友人とで、全国の20市町村のふるさと納税の様式について、カタログ等を取り寄せたり、納税をしてみたりして研究してまいりました。

南箕輪村の公式ウェブサイトで、返礼用の特産品リストを見ましたが、非常に細かく、わかりにくく、他町村に比べて見劣りがいたしました。しかし、実績は、平成24年が18件で28万円、平成25年が31件で100万円、平成26年が371件で496万6,000円というような実績が残っております。26年にふえた原因としては、ホームページに掲載されてから急増したというように聞いたり、考えております。

他町村のカタログを見比べると、写真が鮮明で、見る目にもおいしそうで、年配の方でも見やすく、納税意欲をそそられます。村長さんのところにも、パンフレットを御用意してありますけれど、南箕輪のウェブサイトと比較して見ていただければいいかと思えます。大変わかりやすく、誰が見てもおいしそうだと、これなら、ぜひ納税をしたいと、そんなように誰もが思うようなチラシであります。

そこで、本村においても、プロの企画会社を使ってでも、ウェブサイトを更新し、納税者が見やすくすることと、カタログ、パンフレットを作成する必要があるんじゃないかと痛感しております。また、インターネットのポータルサイトで、ふるさとチョイスというようなコーナーがあつて、そこに掲載しているかどうか、ちょっとわかりませんが、伊那市等でも掲載しております。本村においても、積極的に取り組んでほしいと思うところであります。

納税者にわかりやすい返礼品のカタログ作成を希望します。このことについて、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ふるさと納税につきましての御質問であります。

ふるさと納税、平成20年度から始まりました。近年、ふるさと納税の寄附金額、かなり高額にのぼっている市町村もあるわけでありまして。下伊那では4億を越すよ

うな、そんなふるさと納税がある村も出ております。

今御指摘のとおり、本村でも、徐々にではありますけれども、ふるさと納税、伸びてきております。平成25年度では31件、100万円が、平成26年度では321件、496万6,000円というふうになってまいりました。しかし、まだまだ本当に低い額でありますので。

この要因といたしましては、平成26年の1月より、返礼品を充実させた上で、寄附をしていただいた方が村のホームページで御自分で返礼品を選べるようにしたこと、また申し込み手続も村のホームページからも直接申し込みができるように改善したことによるものと考えております。この内訳を見ますと、村内のホームページからの申し込みが371件のうち318件と、大半を占めております。残りの53件が郵送、またはFAXでの申し込みといった状況であります。こういったことを見ますと、ホームページの充実、改良、このことはしていかなければならないだろうというふうに考えております。

したがって、今後、民間専門業者への委託も視野に入れながら、ホームページの改良や、利用者がさらに選択しやすい商品カタログの作成をしながら、利用者数の拡大に努めてまいりたいと考えておるところであります。やっていきたいと思っております。

ふるさと納税制度につきましては、加藤議員から、過去にも御質問いただきました。その折に、本来の趣旨からちょっと逸脱しているというような、こんな答弁も申し上げたこともあったところでもありますし、国からも、いわゆる返礼品競争にならないような通達もいただいております。本来の趣旨から若干かけ離れているかなというような面もあるわけでもありますけれども、やはり制度がある以上は、それに乗っかって、できるだけ多額なふるさと納税をしていただくという、このことは必要なことでもありますし、経済の部分、産業振興と結びつけていくこと、このことが重要であるというふうに思っておりますので、その辺も考慮しながら、今御質問にあったことにつきましてはやっております。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） 村長は、本来、ふるさと納税の趣旨にちょっとそぐわないというようなことを前々から言っておられるのはわかりますけれども、過当競争にならないような形は村もとっていると思います。今、財務課から聞くところによりますと、1万円の納税者に対して、大体3,500円ぐらいの返礼品を出していると、これは全国、近隣でも平均的な数値化と思われております。

それで、今言われたように、371件のうち318件がホームページからというように言われておりますけれども、それにホームページというのが、今そこに見えておりますように、南箕輪のホームページ、非常に見にくい。年配の方なんか、眼鏡をかけて、拡大鏡を使わなきゃ見られないというような状況、これじゃまずいと思いま

すし、これをまたじっくり時間をかけて検討をしてというような案件も、それははいかもしれないけれども、これは一つの今の流れの中で、ふるさと納税が、伊那も最近新聞紙上をにぎわしておりますけれども、充実させていくということが、納税額だけじゃなくて、南箕輪の特産品、産業の活性化にもつながるという形の中で、この流れの中で、流れに沿ったふうに、早急に取り組んでいただきたい、スピード感を持ってやってもらいたい。これがおくれると、二番煎じになって、効果が非常に薄くなるというふうに考えておりますけれども、早急に対応していただくように思いますが、村長、どのようでしょうか、お考えをお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） スピード感を持って取り組んでという御質問でございますので、スピード感を持ちながらやっていきたいというふうに思っております。ただ、予算も伴うことでありますので、また議会にもお願いをしてということになります。ホームページ等々の改良や専門業者への委託ということもあるようでありますので、その辺を踏まえて、また議会へ関係予算もお願いしてまいりたいというふうに思っております。

やはり、時代の流れといいますか、そういった面もありますし、議員御指摘のように、産業振興という観点から、村の、後の質問にも関連がありますけれども、そういった特産品というのをつくっていくこと、このことも大切であります。

加藤議員のほうから、玄海町のふるさと納税のパンフレットを見させていただきました。本当にわかりやすいなというふうに思っております。比較しますと、これは本当、本村の場合は見にくいなということでもありますので、その辺は早急に改善をしていきたいというふうに思います。この玄海町を見ますと、本当に豊かな品物をかなり用意してあります。海辺でありますので、海産関係のもの、それから農産物や肉類というようなもの、いろんな分が載っており、非常に魅力があるなというふうに思います。ただ、本村の場合には、海があるわけではありませんし、どういったものをどうやって返礼をしていくか、このことも考えていかなければならないところでもありますので、その辺はまた知恵を絞りながら、産業振興につながるような、そんなことも考えながらやってまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） ぜひとも、予算のかかることでもございますけれども、投資として考えるならば、投資した以上のものは必ず戻ってくるというふうに考えますので、ぜひ、その辺をよろしく願いいたします。

関連しますが、返礼品の開拓と充実ということで質問をいたします。

現在、村の返礼品は30種類で、ウェブサイトに掲載されておりますが、平成26年に1回も注文がなかったものが16種類もあります。ウェブサイトの写真にも問題があるかとも思いますが、農産物、加工品、全てがJAの店舗からのものがございます。

す。

議員の皆さんのお手元に配りました資料も見ていただければわかると思いますが、ふるさと納税の実績と、今、村で返礼品として扱っておるものでございます。この平成26年のところを見ますと、それぞれ数字のあるところはその件数でございます。それぞれ魅力のある農産物、たくさんある中で、やはり村内の生産者が顔の見える生産品をとということが望ましいと思うところであります。

それで、村内の農産物の生産者や特産品、物産品、または工業製品もあります。開拓の余地は十分あると思っております。これを財務課だけではなく、産業課や商工会、まっくんファームなどの横の連絡を密にして、南箕輪の特産品を開拓していただきたいと思うところであります。

ちなみに、先ほど言ったように、伊那市の報道が大変されておりますが、納税者の返礼特典を充実したところ、ふるさと納税が急増しているというように報じられております。確かにふえております。伊那のまねをするつもりはございませんが、特産品を開拓することが村の産業の活性化にもつながると思えますし、特典競争に加わらない範囲で、多くの人に南箕輪を知っていただくよい機会になると思えますので、その点について、村長のお考えをお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 返礼品の開拓と充実をという御質問でございます。

資料として、議員が示されましたとおり、平成26年度の集計結果を見ますと、やはりナシだとかリンゴ、リンゴが種でありますけれども、98件ということで、圧倒的に多くなっておりますし、地元企業製品の化粧水、これも83件あるところであります。信州大学の農学部ワインなども20件あります。そういったことを考えますと、返礼品の開拓というのは必要であるというふうには思っております。これ、産業振興という面からいっても必要でありますので、ぜひ開拓していければというふうに思います。

地元農産物の開拓ということ、特にこれは必要になってまいります。返礼品を見ましても、農産物関係で言いますと、ほとんどないということであります。旬の野菜セットなんかがあります。コシヒカリ、森の大地等もあるわけであります。この辺につきましても、野菜類、どう開拓していくのか、どう製品化をしていくことができるのか、この辺は十分考えてやっていきたいというふうに思います。くどいようですが、産業振興につながるようという、このことを基本として考えていきたいというふうに思っております。

平成27年度税制改正によりまして、個人住民税特別控除額の上限引き上げになりました。と同時に、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税をする、簡素な手続になったところでもありますので、このふるさと納税というのは、これからさらにふえてくるというふうに予想しております。時代に乗りおくれなように、先ほども申し上げましたが、専門業者への委託も視野に入れながら、いろ



んなことを充実していければというふうに思っておりますので、その辺は御質問の趣旨を踏まえましてやってまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） ただいま言ったように、開拓ということでございますけれども、財務課だけでものをやっても、なかなか大変な部分があるわけでございます。産業課にもぜひお願いしたいところがございます。そうした中で、このリンゴが、さんふじ、これが85件というような形で残されておまして、リンゴの生産組合等もお話をした中でございますが、それなりにやっぱり南箕輪村内で生産されたもの、または生産者の顔が少しでも、写真でも何でも入ったりすることによって、南箕輪の特産品というようになるわけでございます。JA上伊那のラベルじゃあ、ちょっといけないと。そうした中で、生産組合と栽培契約を結んで、ことしは、これ88件だったら、100件分ぐらいのものを事前に確保するとか、そんなような形のもの産業課を通じてものをやっていかなきゃ進まないと思うところではありますが、その辺、産業課長としてはどのように。このリンゴだけにかかわらず、それじゃあ、コシヒカリ、森の大地、これがわずか13件。南箕輪のお米は大変おいしく、私も、知人、親戚には生産したお米を送っておりますが、大変おいしいという評価を得ております。南箕輪の米も、自信を持って送り出しているものだと思います。そんな形の中で、まっくんファーム等もあります中で、どのような取り組みをやっていくかというようなことについて、今、突然でございますけれども、取り組んでいく姿勢があるか、ないか、産業課長にお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 加藤議員、村長に通告がありますので、先、村長のほうから答弁をいただきます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 産業課も巻き込んだという話でありますけれども、これは当然のことです。生産者組合等々とも話をしていく必要があるというふうに思っております。

コシヒカリ、森の大地の話が出ました。この辺につきましては、私ももう少し、これは何とかしていかなきゃいけないという、こういう思いで、話をしたところがあります。ただ、この問題につきましては、精米といいますか、ロット数だとか、そういった部分もあるようでもありますので、この辺もクリアしながらやっていきたいというふうに思います。そんなことで考えておりますので、よろしく願いいたします。

産業課との連携というのは、これは欠かすことのできないことでもありますので、やってまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） ただいま村長からいただいた、産業課ともタイアップしていかなきゃいけないという言葉でありますので、ぜひとも、何か、こういう特産品とか、ふるさとの特産品を開拓するような、何か連携した組織というか、そういうものができれば最高かなと思っております。

工業品も大明化学の天使の美肌だけではなく、去年ですか、行った諏訪工業メッセにおいても、村内の業者が防犯のカメラ等、非常に安く、一般家庭でも使えるような製品というようなものがたくさん開発されておりますので、その辺も商工会等を通じた中で、声かけをして、開拓に臨んでいただきたいと思いますところでもあります。

次に、経ヶ岳パーティカルリミットについて質問をいたします。

5月23日に行われた経ヶ岳パーティカルリミットは、天候にも恵まれ、大勢の人の参加があり、スムーズな運営で、第1回としては大成功だったと思うところでもあります。900人者大勢の参加者を募集できるのか、また運営はどうするのか、少ない情報の中で、大変心配していたところがございます。

当日は、全国から900人近くのランナーが集まり、またスムーズな運営や進行がなされ、大変感心したところでもあります。これも、民間会社の情報発信での参加者募集での集客や、ほかの地域で行ったレースの企画や運営の経験があるからだ、改めて民間会社の力に感服したところでもあります。

参加した大勢の方々に、南箕輪を、また経ヶ岳を堪能してもらったものと思っております。

観光協会設立の第一の大きな事業であったため、大変成功したわけですが、いろいろの、この次にもありますけれども、課題も残った中で、大変成功だったと思うわけですが、村長はどのように思われたか、村長のお考えをお願いします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） パーティカルリミットについての御質問であります。

成功であったか、なかったかということであれば、成功であったと私は思っております。そもそもの目的が、ふるさとの山、経ヶ岳を使って何かやりたいという、この思い、それから交流人口をふやしたいという思い、南箕輪村を全国に向けて発信していきたいという思いもあったところでもありますので、一定の効果はあったのではないかなというふうに思っております。第1回ということで、本当に心配をいたしました。どうやってやったらいいだろうか、こういった心配をいたしました。成功裏のうちに終了することができたということでもあります。

成功の要因といたしましては、やはり民間会社に委託をしたという、このことは非常に大きかったということでもありますし、同時に、この大会が日本スカイランニング連盟シリーズ第1戦に指定をされたということも大きかったというふうに思います。このスカイランニングレースというのは、ポイントレースになっているよう

でありますので、ポイントがつく大会へ参加が非常に多くなるということのようでもあります。そういったことで、指定されたことによりまして、日本の第一線級のランナーも参加をされたということと同時に、スカリランニングの専門誌に、主要レースとして紹介をされたと、これ、私も見ましたけれども、かなり大きな見出しとともに、数ページにわたりまして紹介をされていたところであります。こういったことも大きかったのかなというふうに思います。心配いたしましたけれども、大会運営をしていただきましたネイチャーシーンという会社の皆さんに、本当に御協力もいただいたところであります。

あと、いろんな感想、懇親会の中でもお聞きいたしましたけれども、本当にすばらしかったという感想が多かったところであります。来年もまた来たいという、こんなお言葉もいただいたところでありますし、同時に、大芝高原、本当にいいところだなという感想もいただいて、今度はパーティカルリミットではなくて、家族連れでぜひ来たいというようなお声もいただいたところであります。そういったことからすると、一定の効果も合ったのではないかなというふうに思っております。

そもそも、この経ヶ岳パーティカルリミットというのは、南箕輪中学校の経ヶ岳競歩に端を発している、長い歴史の中から生まれた競技であります。私は、このことも一つの成功につながったのではないかなというふうに思っておるところであります。たまたま、第60回の中学校の競歩大会、記念大会の講演会でお願いをした人がその会社の方だったという、こんなつながりもあったところであります。こういったことも成功した一因になったのではないかなというふうに思います。そういったことを考えますと、長い伝統と歴史の上に立った大会であったというふうに、私自身は認識をしておるところであります。そういったことも、成功の一つになっているのかなという感じも受けたところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 大変成功裏に終わったというような感想もいただいた中で、続いて、村民参加や協力体制についてということで質問をいたします。

計画や発案より、時間、短時間であったために、周知徹底ができなかったことが原因かとは思われますが、観光協会の会員へのイベントへの協力要請があれば、スポンサーとしても商品等の提供には協力できたというような声も聞いております。また、今話にもありました中学校の競歩登山が3日前というようなことで、たまたま生徒さんたちに疲れがあったためかと思われますが、参加者がちょっと少なくて残念だったという感じも持っております。また、商工会に関しましても、急な要請で、十分な対応ができなかった、そのような声も聞いております。やっぱり、村民にイベントの宣伝がいまいちだったというところもあり、応援等、村民が見える村民参加が少なかったようにも思われております。

村の春の一大イベントにしていくためにも、スポーツ団体をはじめとして、各種

団体への呼びかけ等、参加が今後は必要かと思われております。

そんな中で、今回、沖縄の国頭村から2人が、村の宣伝やら、第3回目になるという国頭トレイル、これの宣伝を兼ねて、この村にも来ていただいて、レース関係者、また村民の皆さん、参加者の皆さんにもぜひ沖縄の国頭村へいらしてくださいと、こんな活動もやっているところもあります。これから、南箕輪は、この大会を一級の大会にしていくためにも、またそれぞれの関係者の努力が必要かと、そんなように思ったところでもあります。

そういうわけで、今回の課題等について、村長のお考えをお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 村民参加や協力体制、今後の課題等の御質問をいただきました。

村民参加という点では、やはり第1回ということ、本当にできるのかな、どうやったらいいだろうかなという、このことに追われてしまったという面があります。そんな点は、2回目からは十分な体制がとれていくのではないかなというふうに思っておるところであります。

やる前から、本当に心配した大会でありました。900人募集定員で、私は本当に300人ぐらいは来てもらいたいなという、当初思っておったところあります。こういったトレイルランということ自体、私には余り認識がなかったところでありまして、そういったことで、900名を超えたときには本当にありがたいなと思ったところあります。

住民の参加協力体制という点では、大芝高原森林自然保護の会に登山道整備をしていただきました。また、一般の皆さんにも募集をして、ボランティアとして汗を流していただいたところあります。そういったことはやってまいりましたけれども、観光協会発足の一大イベントという、そういう捉え方をいたしました。そんな点では若干手薄だったかなというふうには考えております。第1回ということ、やることに精力をとられてしまったということでもありますので、2回目からはその辺の課題も解決しながら、できていくのではないというふうに思っております。これは継続をしていきたいと思っておりますので、第2回目に向けて、また早くから準備をしていくことも大切であろうというふうに思います。

時期につきましては、5月、これは全国の大会の部分からいって、これはどうにも動かすことのできない日程でありますので、その点はぜひ御理解をいただきたい。ポイントレースにさせていただいたということで、本当にありがたいなと思っておるところあります。本村の場合には、一番後発組でありますので、日程をどうかというわけにはまいりませんので、そんな点は御理解をいただきたいというふうに思いますし、商工会関連のほうからも、もっといろんな販売ブースができないのかとか、いろんな御意見をいただきました。同時に、待ち時間というのがありますので、そこで何か組み合わせたイベントができないのかというような、そんなお声も

いただいたところでもあります。

そういったことを総合的に考えながら、来年度は、ぜひ、ことし以上な盛り上がりができるような大会にしていければというふうに思っておるところであります。経済効果が出るようになっていけば一番いいわけであります。そんなことで考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） 今大会で見た今後への課題ということで、これはこれとして聞いたんですが、ロングコースがスタートした後、ショートコーススタートまでに2時間ぐらいの時間があるわけでございます。広い大芝高原なので、音楽やほかのイベントを企画して、あいた時間を潰すことが、村民、または多くの家族連れ等、集まった方々に実感してもらえればいいかと思うような提言がございました。また、協議を終わって、汗をかき、疲れた体を癒やすためにも、大芝の湯の無料券ぐらいは提供してほしいかと思っておるところであります。

それぞれの課題をクリアしながら、村外からの選手や付き添いの家族等、また多くの村民が集う一大イベントになるように、また南箕輪村や経ヶ岳、大芝高原を内外にアピールするよい機会だと思いますので、この大会を第一線級の大会に盛り上げるようにするためにも、実行委員会の設立、実行委員会というものを設けなければ、これだけ大きいイベントはできないと思いますので、そこらのところを含めた中で、村長のお考えをお聞きしたいと思えます。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 継続していきたいという思いで、今いるところありますので、第2回に向けて、どういうことが課題であったのか、今その洗い出しをしておるところであります。運営会社のほうとも、そういった反省会を持つ予定でありますので、それらの意見を参考にしながら、またいろんな工夫をしてみたいというふうに考えております。

実行委員会形式というお話でありました。今回も実行委員会形式、名前が実行委員会ということでありました。ただ、第1回ということで、大会をすることに精力をそがれてしまったという面がありますので、2回目からはこういった形式がいいのか、実行委員会形式という話であります。今回も実行委員会形式でやりましたけれども、実質的には運営会社に担っていただいたということでもあります。運営会社に担っていただかないと、このことはできないところでもあります。それをどう実行委員会としてサポートすることができるのかという、この辺は十分検討していく必要があるというふうに思っております。

いろんな御意見もいただきました。後の反省会といいますか、懇親会でも、もっとどうなのかとか、いろんな御意見もいただきましたけれども、これはあくまで運営会社のほう、全国でやっておる運営会社の皆さんからの部分でやっておりますの

で、余りそういったことに対しての村からのというのは、これ、なかなか難しいところもあるわけでありまして。もっと料理出したほうがいいんじゃないとか、無料券を出したほうがいいんじゃないとか、運営会社としては、いろんなことを考えながらやっていただいておりますので、それはもう運営会社におまかせをしておるということでもあります。どう、それをサポートしていくことができるのかという、このことを考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） このイベントが、村の3大イベント、春のパーティカルリミットの経ヶ岳の大会、大芝高原まつり、イルミネーションと、南箕輪の3大イベントになるように念願しまして、私の質問をこれで終わらせていただきます。

議長（原 悟郎） これで、1 番、加藤泰久議員の質問は終わります。

次に、6 番、唐澤由江議員。

6 番（唐澤 由江） 6 番、唐澤です。

あらかじめ通告いたしました3項目について一般質問させていただきます。

今回の選挙戦に当たり、幾つかの公約を上げております。三つについて質問です。まず、その前に、議員とは何かということを考えてと思います。

4年前、2年間、議会活性化特別委員会の副委員長ということで、まず議会基本条例作成にかかわり、よその自治体を研修視察し、議会テレビ中継が全戸に放送され、自分の選んだ議員の姿を見てもらっている、これは大事だ、情報公開していかなければならない。また、住民の皆さんとの議会報告会も開きました。議会だより委員長ということで、1人1ページを目指して、一般質問の記事を導入しました。辰野町からも取材に来られました。また、議員間での勉強、議員間討論を行って、問題解決に向けて取り組んでまいりました。委員長会議等の意見を踏まえて、大芝の太陽光発電も景観条例で開発を規制したらどうかというようなことも、議会から要望書として提案しています。議員の職務は何か。住民の負託に応えられているか。モラルや倫理はといったようなことを踏まえまして、スピード感を持って村をよくするために前向きに取り組んでいきたいと思っています。

1 件目の質問です。子育て日本一の村にするために、子供の貧困対策はということですが。

花満開、女の孫はただ1人、私の孫は5人おまして、村内に住んでおります。人口減少に待たなし、日本の人口は半減するということですが、本村だけは人口がふえております。全国的には、働き盛りの人数が減ってしまい、高齢者の数がふえ続け、年金や社会保障制度が維持できなくなり、いずれは、高齢者も含めて、人口が減少していくということだそうです。

子育てをする女性や小さな子供たちが快適に過ごせる社会というのは、働く女性

にも、男性にも、高齢者にも、若者にも、みんなに優しい社会になれるのだと思います。

村は、他町村の分まで受けていて、人口が増加している。園児の数が5年間で130人ふえ、昨年の出生数は180人と、最も多く、年度末には園児は690人を超えていると言われています。村長は、この2年間で人口増加対策にめどをつけていくということで、中部・西部保育園とも部屋をふやし、給食室、トイレもふやしていくということだそうです。

子供の貧困対策で、経済的に苦しい家庭や3人以上の子供のいる多子世帯を、安倍首相は4月に応援していくとしております。17歳以下の子供の割合が16.3%となり、6人に1人しかいない。全国で325万人の子供の貧困率が問題になっております。13年では、大人が2人いる世帯の貧困家庭は12.4%だったのが、母子家庭では54.6%と高くなり、大学進学率が、一般家庭は73%なのに対し、母子家庭は42%というようなことで、貧困の格差が広がっております。

とまらぬ少子化、めり張りある対策が必要だということで、まず出生数が減ったからには、まず第一子をふやすことが大事。急ぐべきは結婚支援。そのためには、若者の雇用を安定させる。一方、第二子以降が生まれなければ、人口減少はとまらない。夫の休日の家事、育児時間が長いほど、第二子以降の出生が増加する。長時間労働者では、子供、子育ては難しい。基本給が安く、残業代を当てにすることができない、ボーナスも出ないといった家庭がふえております。第三子以降となると、経済的な悩みが大きくなり、お金がかかり過ぎることを理由に、皆さん、出産を控えております。三子以上の子供がいる多子世帯への優遇を打ち出して、思い切った経済支援を図ってもいいのではないのでしょうか。あるまちでは、4人目が生まれれば100万円。今、子育てにお金がかかるので、塾へ行くお金、3,000円から5,000円を出す自治体もあります。

そういっためり張りのある対策を、村長、とってはいかがでしょう。第三子の保育料を無料にできないか、それから就学援助費の実態はどうか、若年の生活保護の実態はどうか、お聞きします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 6番、唐澤由江議員の御質問にお答えをいたします。

子供の貧困対策の御質問であります。

めり張りをつけた行政運営、そのことは必要だというふうに思いますけれども、第四子、100万円という、そんな例の紹介もありました。そういったことを本村はやっていく状況にはないところであります。したがって、めり張りをつけてやっていきたいと思っておりますけれども、そういった面での財政的な支援というのは、これは大変難しいというふうに私自身は捉えておるところであります。

それよりも先に、いろいろすることがあります。本村の場合には、本当に子供の

数がふえてまいりました。この施設整備をどうしていくのか、大きな課題となっております。したがって、前々から申し上げておりますように、この2年間で一定のめどをつけてしまいたい。そして、さらに、それから先に大きく動いていければというふうには思っておるところであります。

少子化対策として、本当にお金を配ることが少子化対策になるのだろうかという、この思いはいつも私は問い続けておるところでございます。したがって、めり張りをつけてやっていきたいというふうには思っておりますけれども、むやみに、個々の子供にお金を出すということは、これは考えていく必要があるというふうに思っておるところであります。

子供の貧困につきましては、今、18歳未満の子供、6人に1人、約3,000万人が貧困状態にあるという、こんなデータも出ておるところでありますし、先進国の中でも割合が高くなっておるところであります。

国では、平成26年1月に、子供の貧困対策の推進に関する法律を施行しまして、子供の貧困対策に関する大綱を閣議決定しております。こういったことに基づいて、本村もやっていかなければならないというふうに思います。

生活保護受給者もふえてきておる、このことも事実でございます。6月1日現在、54世帯、76の方が受給をしておるという、増加傾向にあるということはそのとおりであります。しかし、他町村の状況というのはわかりません。これは県でやっておりますので、一切公表がないところでもありますので、本村が多いのかどうかということにはちょっと言及できないところでございます。

多子世帯の保育料無料化についての御質問がありました。従来から、本村の場合には、保育料、本当に安くしておるところでございます。制度として、多子世帯の制度というのはできました。本村の場合には、同一世帯から複数の子供が通っている場合は、第二子が半額、第三子以降は無料としておるところであります。これは、保育園に子供が3人いるということでもあります。第三子以降につきましては、上限6,000円の減額措置を行っておるところでございます。この減額措置につきましては、本村では、第一子が例え20歳以上であっても、それは第三子とした捉え方をしております。そういった制度を適応させておるところでありますし、さらに、母子、父子家庭、ひとり親世帯につきましても、保育料は全て半額としておるところであります。したがって、そういった配慮はしておるところでございます。

保育料につきましては、この4月から子ども・子育て支援新制度の施行によりまして、村の保育料の基準額、大幅に改定をさせていただきました。下げさせていただいたところでもあります。しかし、今どこの市町村でも、この保育料というのを下げている傾向でございます。本村の場合は、10年前から、保育料を本当に減額してきた、郡下で最低の保育料という、こういうことで今推移をしてきたところでもありますけれども、この新制度によりましての保育料の改定、各市町村で出そろいました。比較してみますと、本村が一番低いという状況にはないところでもあります。低



い部分というのはかなりあります。一番低いと言えるかどうかということは、今までは言えましたが、今回は一番低い部分もあれば、全体的からすると2番目くらいかな、下からというような状況となっております。この辺は、またいろんな状況を勘案しながら考えていきたいというふうには思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 飯島町が、第三子を6,000円、県から6,000円の補助が来ているんですけれども、それを全部無料にしたり、入学時にはランドセルを配ったりとか、いろんなこともしているわけですが、そういった相対的に保育料は安いということですので、ぜひ、そういったことも配慮して、今後検討していただきたいと思います。

それと、もう一つ、その貧困対策にやはり問題があるのは、学力不足とか、食生活の不全、児童虐待、不登校、問題行動、非行とか、そんなようなことがあります。子育て支援、教育支援相談室の実態が、私がいろいろ調べた荒川区の状況と似ておりまして、子ども支援家庭センターと言っているんですけれども、児童虐待の相談とか、専門相談員もいております。心理、それから発達相談検査なども行って、18歳未満の子供と、そういった子育て全般の相談、支援をしております。保育園の巡回相談にも行っているということで、DVに関する講座とか、いろんな相談にも乗っているということで、子育て支援相談室は前から大事なところだと思っておりますが、子供の貧困、そういった経済的な問題に対する支援として、村長、どういふふうにお考えか、お聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 貧困対策の部分につきましては、いろんな財政的な支援から、いろんなほかの分野に及ぶ、そういったこともあろうかと思っております。今ある現行制度の中で、十分それは対応をとっておるところであります。したがって、あとはケース・バイ・ケースで対応していかざるを得ないというふうには思っております。

本村の場合の福祉水準というのは、決して低くはありません。そういったことを考えますと、これ以上そういったことを推進するという、今そういった状況にないところですので、その辺はぜひ御理解もいただきたいなというふうには思っております。

子供、子育て教育相談の関係、件数が本当にふえてきて大変であります。相談員もふやしていかなければというふうには思っております。今、4人体制が、またちょっと事情によりまして3人体制となってしまいました。今、募集もしておるといふようなことでありますので、そんな点も御理解をいただきたいというふうには思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） やっぱり、心理の先生とか、それから言語の関係の専門家、2人体制から3人体制というように、やっぱりフル稼働中だというようなことで、こういった先生方の連絡、子育て支援課、教育委員会、それぞれの連絡をとりながら、保健師等にも連絡を取り合って、よりよい施策というか、対策を練っていただきたいと思います。

次に、学童クラブに移らせていただきます。

4月になって、学童の登録者が、学童クラブ120人になったようで、1、2年生がクラブ室、大体、通常66から70名だそうです。3、4、5が村体ミーティングルームに2部屋で、間借りをしているわけですがけれども、既に予約でいっぱいときは使えないときもある。6年は希望がないというようなことです。コーディネーターの先生が新聞紙を持っていったりすると、それを剣にして、どんどんどん、たたき合ったり、ダンボールがあれば、それをじゃんじゃん、たたいて壊すというようなことで、学校と、それから家ではちょっと我慢していたものが爆発をして、結構大変だというような話も聞きます。1、2年生も、口がやはり汚いんです、言葉が汚いんだけど、とにかく3、4、5年になると口が達者になって、口げんか等も始まるというようなこともお聞きしております。

先日、学校訪問をしました。南部小学校へ行けば、給食費の未納者はゼロ、不登校はゼロですよというようなお話を聞き、教室棟増築の場所も見学しました。1年生は34人なので2クラスにして、算数の少人数学級にして、苦手な算数も大丈夫だろうな。また、そのほか、中国の日本語学習をしたり、特別支援学級の子供さんたちが学習指導を受けておって、広くて穏やかな時間が流れておりました。新任校長先生も、こんなすばらしい環境はない、学校はとて素晴らしい環境であるということで、大変心強い限りでした。南部小の学童クラブは狭いので、図工室を使っているというようなお話も聞きました。

学童クラブの歴史は、昔は村民体育館の2階のミーティング室を使っておりました。十二、三人のことですから、指導員の先生とのどかに散歩したり、川を眺めたり、遊んだりしていました。その後、すくすくハウスに子育て支援センターと学童クラブが同居していたんですが、夏休みになると、朝から1日過ごすため、未就園児を寝かせられない、うるさい、狭いということで、急遽、県の補助事業をやったの思いで受けて、今の学童クラブ室ができたわけです。

今後、こども館というものがどうなっていくのかということですが、こども館というのが、いつでも誰が行ってもいい場所なものですから、ちょっと複合施設としてやるのはどうなのかなというようなことも思いました。

東京の稲城市に、ゼロ歳から6歳までの複合施設が誕生し、3階建てで、1階は保育園、150人、学童クラブが2階で70人、誰でも自由に使えるこども館、子育てや家庭に関する保護者の相談を受ける子育て相談室のようなものというようなこと

でできたわけですが、それがうちの村に当てはまるのかどうなのかっていうようなことをちょっと心配しております。

そして、やはり子供さんたちの、子供の貧困と言われる子供たちに、4月から生活困窮者自立支援制度というものができまして、地域ぐるみで、京都市では主に平日夕方から夜にかけて、住宅街の一軒家で無料で食事や学習をしている。荒川区でもやっているんですけど、信州型コミュニティスクールというのが南部小で行われているということで、学校へ行くと巣箱がありました。その指導をしているということですが、この中に学習支援も取り入れて行ったらどうかと思いますが、どうでしょうか。それと、南小でも、南中でも、やっぱり学習支援ということをしていかないと、やはり、ちょっと問題が出てくる場合があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 唐澤由江議員さんから、学童クラブ、現在は放課後児童クラブと言っておりますけれども、これら、またこども館についての御質問がありました。

歴史については省かせていただきます。よろしいでしょうか。

放課後児童クラブにつきましては、本年度から全学年の児童が対象となりました。そのために、行っている場所につきましては、先ほど議員さんがおっしゃったとおりということであります。なお、仮称こども館の建設につきましては、現在、個々に設置している子育て支援相談室、または中間教室、放課後児童クラブ室、村民交流センター、すくすくハウスですけれども、それと子育て支援相談室等々、多機能を有する複合施設、これは仮称でございますけれども、それを視野に入れた建物ですが、それが29年度開設に向けて庁内の調整会議、これは子育て支援課、住民福祉課、建設水道課、教育委員会でございますが、それらで建物の構造について検討を始めたところでございます。

複合的な支援や機能を持ち合わせたい理由が幾つかございますけれども、その一つとしては、現在は、核家族化、家庭環境の多様化、地域における家族間のつき合いの減少が見られます。それに伴って、人を思いやる心が非常に希薄化している現状ではないかと考えます。これらの現状を踏まえまして、子供と地域の人たちとの交流の機会をふやすこと、そして、そこに参加する方々が、互いにコミュニケーションをとりながら、創意工夫を凝らして学べる場所を提供していくことが大切であると、それが、ひいては子供たちの生きる力を育み、社会性を育てていくことになると考えております。

二つ目ですけれども、子育て機関の情報共有による機能強化ということを考えております。村の中には、先ほど申しましたように、子育て支援をする施設が点在しております。もう、それらにつきましても、見詰め直す時期だと考えております。

子育てへの不安を持っておられる方々を支援するために、現在携わっている支援員や相談員、そういう方々、またはスタッフが、そんな方々が情報を共有できる仕組みを構築していかなければならない、そして、子育て支援に対する機能強化を図ることが必要だろうと考えております。しかし、これについては、多くの機能をあわせ持つことが本当によいのかどうなのか、子育ての現状、または課題、費用対効果を踏まえながら、施設運営の基本理念を明確にしていきたいと思っておりますし、効率的な施設となるよう検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 今おっしゃったことは、本当に理想的であり、本当に大事なことだとは思いますが、今計画の予定地である場所で、一緒に全てが、複合体としていられる場所があるのかどうか、駐車場もあるのかどうか、そういったことをよくよく考えてやっていただければ、私は別に何もいうことはありませんが、ちょっと狭いのではないかなと、学童クラブだけで、もう本当に手いっぱいではないかなというふうに思っております。

次に移ります。

特別支援学級、発達障害などの園児生徒の支援はどう思うかということなんですが。

保育園での加配の対象児童が、児童数、平成27年度は62名、保育士が32名で、加配をして寄り添っていくという話をお聞きしました。また、南部小では、けやき情障が8名、さくら知障が6名、14名、南箕輪小学校では、1、2年生に学習習慣形成に4人先生と支援員2人の先生、不安定クラスにいるけれども安定してきているというようなお話でした。ことしは、情緒障害児のクラスが一つふえて5クラス、男29名、女4名、33名というようなことで、その他介助員の先生も3人いて、自立を促しているというお話がありました。

昔と違いますか、大分、五、六年前なんですが、教育相談の先生が加配をしたり、いろいろ大変苦労したんですけれども、手厚く村費で見てくださっているということは本当にありがたいなと思います。

そういった村の方針について、今後も続けていただきたいと思いますが、村長のお考えをお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 加配や発達障害の支援、今後どうするのかという御質問であります。

本村の場合には、特に、保育園や学校や、そういった面につきましては受け入れをしておるところであります。したがって、加配保育士を配置しながら、あるいは学校ではそういった支援員を配置しながら受け入れを行っておるところでございます。今、この発達障害傾向のお子さんが本当にふえてきております。原因はな

なかなかわからないようでありますけれども、そういったことを考え合わせますと、村ではたけのご園という療育施設を建設させていただきました。この施設でも、親子通園や並行通園やにじいろクラブなどの大勢の皆さんが利用していただいております。そういったことを考えますと、ある程度のこういったことには対応してきていると私は思っておりますし、これからも、やはり地域の中で生活をしていくということを考えれば、支援はしていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 以前の一般質問で、ある教員の先生の発言の中に、加配が自立を妨げるというような発言があって、それに疑問を抱いて質問したんですが、言葉が足りずに、私がそう言っているということでとられてしまったので、名誉挽回の意味で、加配というものは寄り添って、自分で自立できるように、自立を促しているためをお願いしているということは、改めて言っていきたいと思います。また、村の配慮があって、ありがたいなと思っております。

次に移ります。

特定健診が、メタボリックシンドローム撲滅、医療費の削減をとということが言われています。私も、特定健診と胃がん、大腸がん検診を受けました。

メタボリックシンドロームが10年目に入って、当時、初め、薬漬けになっていた生活習慣病を減らすための治療を、内臓脂肪を減らすために、生活習慣の改善に重点を置いて、病気予防にしていこうという方策だったんだそうです。

40歳から74歳以下の全国民を対象とする、この世界に類を見ない施策であり、成果が出ているという話でした。特定保健指導を受けた人と受けない人、健診を受けた人、受けない人では、体重が2キロ前後減少したり、腹囲も二、三センチ減っているということで、ウエストが、男性85センチ、女性90センチ以下、女性の場合75センチ以下なら記録はしないでもいいというような、健診の中でお話がありました。

村の健診の実態はいかがでしょうか、お聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 特定健診、メタボリック関係の御質問でございます。

健診の状況という話であります。平成25年度の受診率45.9%、保健指導率は54.2%、こういう率となっております。制度がスタートしたときに比べますと、かなり上昇してきております。また、特定保健指導の実施率というのは、県内平均より高い状況となっております。こういったことを今後も継続していきたいというふうに思っておりますし、健診を受けていただく、このことは第一番でありますので、そのことに重点を置きながら、特定保健指導率を上げていきたいというふうに思っております。健診を受けるだけで終わるのではなくて、その指導を行っていく、このことの率を上げていきたいというふうに思っております。

医療費の抑制という部分では、やはり高額のものは、脳血管疾患や虚血性疾患、

人工透析、こういったことが非常に高額となっております。こういったものは、やはり日常生活から来ている面というのが非常に大きいわけでありますので、こういったことも予防していこうという、このことにも力を入れていかなければならないというふうに思っております。重症化を防いでいく、こういったことに力を入れてまいります。

そういった点で考えますと、この保健師の役割というのが非常に大きくなってまいります。栄養士ももちろんであります。したがって、今年度採用につきましては、保健師も採用していきたいという、こんな、今準備をしておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） ありがとうございます。

健康ポイント制について、運動習慣をしていきたいと思いますということで4月から、1年前に私が医療費抑制のために健康ポイント制度を導入してはということを一一般質問しておりますが、実現してよかったなと思えます。

健康教室というか、ゲートボール教室だとか、またマレット同好会、親交会など、そういった運動習慣をしていても医療費は抑制につながるの、健康ポイントをももう少し拡大していったらいかかと思えますが、どうでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 健康ポイント制度の拡大という御質問であります。

ことしから始めた制度でありまして、健診や教室、元気アップクラブなど、こういったことを対象にしている制度であります。もう少し幅広くという御質問であります。公民館の講座やそういったもの等々でありますけれども、この辺は十分今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思えます。始めたばかりの制度でありますので、どういった意見があるのか、その辺もお聞きしながらというふうに思っております。

いろんな運動というのは大切であります。ことしは、おかげさまで、てくてく健康教室、昨年より多い26名の申し込みがあったということで、本当にこれはありがたいなというふうに思っております。私は、せっかく松本大学と連携をしながら、インターバル速歩等々、行っておるところでありますので、大勢の皆さんに参加していただければという思いでおるところであります。そんな中で、申込者がふえたりということで、ありがたく思っております。

問題は、教室を出た後であります。続けていくということ、このことが必要でありますので、私自身の考え方といたしましては、このOB会というのを充実させていきたい。このOB会、今でも月1回はやっておるわけでありますので、そういったことを考えれば、このOB会に出てきた皆さんにはポイントを付与してもいいんじゃないかと、これは把握できますので、そんな考え方を持っておるところであ

ります。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 私も、松本大学の健康教室を受けたいとは思ったんですが、お話を聞いて、インターバル速歩、朝晩やっております。上を向いて歩こうの曲に合わせて、ある程度速足で歩かないと効果がないということで、ここに、歩かないと気が済まなくなりましたというのですけれども、朝起きたり、夕方になると、歩かないと気が済まなくなりましたという気分ですので、ぜひ、こういったことで医療費抑制につながるように、お年寄りにはいろいろお話をして、ちょっと、あっちに行ったり、こっち行ったり、動かなきゃだめだよというような話をしております。

日本の農業を守るにはということに移らせていただきます。

カッコウの声で進める粗摘果ということで、リンゴ農家ですので、リンゴの摘果をやっております。都会から過疎地に若者が移り住み、さまざまな地域協力活動に取り組むための地域おこし協力隊が、2014年に初めて1,000人を突破したということで、私のリンゴ畑の横でナシをつくらなくなった家へ若者が来て、いろいろ何人かで、摘果をやったり、草刈りをやったりしてやっております。

村では、味工房だけに限らず、本当に味工房をやってほしいということでしたけれども、農業を守るために、いろいろ草刈りをやったり、いろんな事業をやってほしいなというふうに思います。例えば、生活道の草刈りや地ならし、農業の手伝い、買い物代行や家具の移動など、住民の生活支援や空き家管理、イベント企画等、いろいろな面で、こういった地域おこし協力隊が活躍しているようですが、村としてはどのようにお考えか、お聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 地域おこし協力隊の話で、今、草刈りだとか、そういう御質問がありましたけれども、実動部隊として頼む、採用していくつもりはございません。恐らく、ほかの市町村でも、そういったことで採用しているところはないというふうに思っております。したがって、うちの場合には、農業振興ということで、味工房を拠点として、農業団体とのいろんな連携、そういったことをやっていただくということで採用をしてみたいという、こんな、今準備をしておるところでございます。実動部隊、いわゆる作業の実動部隊としての採用ということではありませんので、その点はぜひ御理解をお願いしたいと思います。この地域おこし協力隊の目的自体が、作業の実動部隊ということではありませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 村としては作業の実動部隊は採用しないということですよ。

けれども、全国的に見ると、農業生産法人やNPO法人等へ採用して、そういったこともやっているようですので、頭の隅に置いておいて、味工房だけで息が詰まるということのないように、よろしくお願いします。

次に、サブリースについてお願いいたします。

サブリースというのは、クローズアップ現代でクローズアップされたものなんです。農地にアパートを建ててもらって、経営については任せながらも、家賃をきちんと払ってもらおうというようなことなんです。それが、やはり、いろんな人口減少だとか、大都市への移転により、急速に空き家がふえてきてしまって、こういった譲歩せざるを得ないような、本当に古くなって、空き家だけとアパート乱立の状況というのがテレビに映っていたので、そういったことについてどうかというふうにお伺いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） サブリースによるアパート乱立問題の御質問であります。

確かに、村内でも、10年ほど前までは、農地転用を伴うアパートなど、集合住宅の建設というのが非常に多かったというふうに思います。ただ、本当にここ何年かは、農地に対する集合住宅建設というのは、平成25年に1件の申請があっただけでありますので、それはかなり落ちついてきております。アパート乱立の時代から比べると、本当に今、落ちついてきたなというふうには思っておるところであります。

農地につきましては、農業委員会で十分審議を行っての状況でありますし、またこういったことがどうかと言われてみましても、いわゆる家主と借り上げ業者との個々の契約になりますので、行政としてどうこう言う問題ではないというふうに私自身は思っておるところであります。その辺はぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 目の前にそういったアパートが建っておりますので、やはりこういう農地を手放すというやり方はどうなのかなと、いつも疑問に思っておりました。

さて、次に、大芝高原の営農型太陽光発電の許可に至る経緯についてお伺いします。

初めは、ヤギを飼って農業をする計画だったものが、何回も不許可となっていたので、これで酪農家も緑も景観も守れるのかなと思っていたのですが、残念でなりません。いろんな問題があって、一等地の農業地帯をやはり農振除外して、広い面積を太陽光にするということとはなかなか無理かとは思いますが、どういう経緯で今回は許可になったのかというようなことをお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

北條農業委員長。



農業委員長（北條 欣一） 6番、唐澤由江議員の御質問にお答えいたします。

営農型の太陽光発電施設計画が農業委員会で許可相当となった経過についての御質問でございます。

御質問のありました農地につきましては、大芝地区、大芝高原の東、堆肥センターの西になります。農業委員会が、ことしの3月と4月に、営農型の太陽光発電施設計画について許可相当と判断した案件であります。これらの農地で太陽光発電を行うため、太陽光パネルや発電に関する機器を農地へ設置するとして、農地法の第5条に定める申請、また太陽光発電パネルが農地の上空部分を覆うため、その権利であり区分地上権の設定を行うため、農地法の第3条に定める申請があったものです。

経過といたしましては、当該の農地は、御存じのとおり、農業振興地域整備計画区域内の農用地であります。また、周辺の農地と合わせて、大規模で集約的に効率的に営農できる農地の形態をしておりますので、農地の種別といたしましては、農地としては優良度が一番高い第一種農地の区分であります。この農地では、通常の太陽光発電事業を行うには、農振地区内の農用地の除外の申請が必要であります。また、農地としての優良度が一番高い第一種農地の区分でありますので、農地転用は原則は不許可であります。

しかし、平成25年3月31日付で、営農の農林水産省から支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取り扱いについてといった通知が出されました。この通知では、太陽光パネルの下で適切な確保が確保であれば、農用地区内の第一種農地であっても、3年以内の一時転用であります。農地転用の審議の対象とすることが示されました。この通知の中で、営農の適切な確保の定義とは、パネルの下で営農に用いる機械が使用できる空間があるのか、またパネルの下の作物に影響がない日照量が確保されているか、地域の平均的な反収と比較して、約2割以上の減少がないこと、パネルの下で生産された農産物に著しい劣化がないことなどがあります。発電施設の構造などにも定めがありまして、容易に撤去できる支柱などの構造になっているかなどとなっております。

今回の申請は、この国の通知によって行われたものであります。個人情報のかかわる部分にはちょっとお答えできませんが、農地を所有している複数の方と太陽光発電の事業者が、連名で農地法の申請をしたものであります。

農業委員会が3月と4月に許可相当と判断するまでに、3回不許可相当と判断しました。

第1回目は、議員の説明がありましたとおりに、昨年4月に審議を行いました。営農の内容が今と同じ牧草によるもので、そこにヤギを飼って、乳を搾って、チーズをつくって売るよというようなことでありましたが、営農者と、それから事業者を総会にお呼びして、質疑、意見を求めました。パネルの下の日陰で作付される牧草の品質、または収量についても基準を満たす可能性が低いこと、また、チー

ズをつくって販売するという具体的な計画がなされていないというようなことから、営農の確実な継続が確実でないと思われ、不許可相当と判断しました。

2回目の申請は、昨年9月に審議を行いました。このときの営農の内容は、パネルの下も含めた牧草地へヤギと羊を放牧して、肉用として出荷すると、畜産への変更の申請でありました。2回目の審議も、営農者、また発電事業者も総会へ呼びまして、質疑、意見を求めました。このときも、パネルの下で作付される牧草の品質が懸念され、その牧草を食べて生育するヤギや羊の品質、また畜産としての営農の計画に不備があったため、不許可相当と判断しました。

それから、3回目の申請は、昨年12月に審議を行いました。作付する作物を変えて、日陰で栽培する薬用ニンジンでの営農計画となりました。やはり、営農者、また発電事業者も総会へ呼びまして、質疑、意見を求めましたが、申請の営農計画では、地域の平均的な収量8割を確保できないと、そのため、不許可相当と判断しました。

それから、ことしの3月と4月の申請では、薬用ニンジンの作付面積をふやしたため、地域の平均的な収量の8割を確保できるような計画になりました。また、農林水産省からの通知に示された、その他の事項につきましても、全てがクリアされているところでもあります。また、営農者も意欲を持って、確実に営農していくことを約束しました。農業委員の中には、地域の酪農家が効率よく酪農している場所に、大規模な太陽光発電施設ができることになるので、感情的に問題視する意見もありました。しかし、農業委員会としましては、農林水産省の通知に照らし合わせ、また関係機関の国や県などとも何回も相談、協議を行ってまいりました。農業委員も畜産の計画のときは、県の畜産試験場、畜産をされている農家の方を訪問したり、営農内容が薬用ニンジンになってからは、県内の薬用ニンジンの栽培地へ研修に出かけ、独自に勉強会を開催するなど、研修を随時行ってまいりました。農業委員会としましては、大変厳しい、難しい判断をしたわけですが、感情的な理由で不許可ということにはできないと。また、農林水産省が示した数値の内容をクリアしているとして、3年間の一時転用の許可相当と判断しました。

この許可につきましては、3年ごとに申請が必要で、その都度審査をしていくこととなります。今後は、毎年、農業委員会が実際の営農状況や作付様子を確認していき、営農が確実に継続されているかを中心にチェックしていくことが重要になってまいります。

以上で、経過の報告といたします。

以上です。

議長(原 悟郎) 6番、唐澤議員。

6番(唐澤 由江) 本当に、営農実績を誰がどのように評価するのか、達成度はどうなっているのかというようなことも心配になりますし、原状復帰する、うまくいかなかったときの、営農ができなくなったときに、本当に太陽光を撤去す

るのかどうか、いろいろ心配になりますし、ただ、再生エネルギーという意味で、太陽光であるからいたし方がないのかなと思ったりもしますが、じゃあ、酪農家がどこに牧草を求めていくのかというような問題もあります。いろいろ問題ですし、景観上も心配で、残念でなりません。確か、村長も残念だとコメントしていたと思います。

以上で、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、6番、唐澤議員の質問は終わります。

ただいまから10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

7番、都志今朝一議員。

7番（都志今朝一） 議席番号7番、都志今朝一です。

私は、さきに通告いたしました4項目について、村長、並びに農業委員会長にお伺いいたします。的確なる答弁をよろしくお願いたします。

それでは、1項目めの全国的にも問題になっているドローン対策についての村の考えをお伺いいたします。

4月22日に、首相官邸の屋上で小型無線機ドローンが発見された事件後、多数の人の集まる公園や観光地などでドローンの使用を禁止したか検討を進めている自治体が、47都道府県と20政令市のうち、約半数の32自治体にのぼっている。事件、事故の発生を危惧する各自治体が、既存条例を活用して自衛に乗り出してきている状況である。既に、規制済みの大半、既存の公園条例などを活用し、管理区域での使用を禁止している。落下のおそれのあるドローンの飛行について、公園の管理に支障のある行為や他人への迷惑行為などの条文を根拠に禁止している自治体もあり、また、鳥取県では、砂丘環境や観光客の安全を守るために、3月に、日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例で、無線操縦ヘリなどの飛行を禁じている。

長野県内でも、独自に規制を検討する動きが出てきている。阿部知事は、定例記者会見で、県管理の9公園での規制を視野に、条例改正を検討する方針を示しています。5月9日には、善光寺御開帳の大法要の最中に落下する事故もあり、県管理以外の公園でもドローンの飛行を禁止する動きも出ている。

多くの自治体の都市公園条例では、これまでドローンの飛行などは想定されておらず、公園での持ち込みや使用が禁止されていない。

大芝公園内においては、ことしに入り、桜の開花時期の空撮と、5月23日の経ヶ岳パーティカルリミットの折に、ドローンによる空撮が行われていた模様であります。多くの人の集まる場所での飛行制限など、一定の規制は必要とも思われます。

それではお伺いいたします。

ドローンの大芝公園内規制についての考えをお伺いし、1件目の質問といたします。答弁をよろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 7番、都志今朝一議員の御質問にお答えをいたします。

ドローン対策の御質問であります。

最近では、ドローン対策といえますか、ドローンという言葉が盛んに言われるようになってまいりました。

ドローンにつきましては、有効の部分と危険な部分と両面を持ち合わせているところでもあります。特に、人の手で撮影することが困難な場所においては、カメラやGPS端末や測量機材を搭載したドローンが災害現場等で活躍をしておりますし、御指摘のありましたように、5月に実施した経ヶ岳バーティカルリミットなど、多くのイベントにおいて上空から撮影した映像など、今まで見たことのない映像が見られるようになっておるところでもあります。また、こういったこと以外に、農業分野だとか、林業分野だとか、いろんな面で活用がなされておるところでもあります。特に、奥地林や大芝高原の林業分野では、本当に有効な手段となっておるところでございます。こういった状況の中で、御指摘もありましたように、ドローンが首相官邸の屋上で発見された事件や、善光寺御開帳で落下する等、全国的に多くの事故が発生し、報道され、その使用方法や安全性が問題となっておるところであります。

6月2日に、政府は、夜間の飛行、繁華街や住宅密集地、空港周辺での飛行を原則として禁止するといったしました。安全な運行に向けたルールの骨子をまとめ、今国会中での関連法案の改正を目指しておるところであります。また、東京都など、既存の条例の解釈の中で、公園等でのドローン飛行を規制する自治体もふえてきております。

本村の場合はどうかということでもあります。大芝公園におきましては、南箕輪村の都市計画公園条例で、公園の管理に支障がある行為の禁止についての規定があるところでもあります。この条文に当てはめて規制することは可能であるというふうに思っております。今後、このルールづくりといえますか、国の動向に注視しながら、他の自治体の動きも見ながら、公園利用者の安全性の確保を図りつつ、ドローンの使用方法等について一定のルールづくりというのは必要であるというふうには思っておるところであります。

したがって、当面の間、大芝公園内におけるドローン等の一般使用につきましては、大芝高原まつり、あるいはイルミネーションフェスティバル等々、多くの人が集まるイベント等での使用については、主催者側にドローン運行規制等の協力を求めているというふうに思っております。

有効な手段、危険性の伴う部分、両方ありますので、その辺は一定のルールづくりが必要ではないかと思っておるところでございます。したがって、今申し上げ

げましたとおり、イベント等につきましては自粛をしていただくというような、こんなお願いはしていきたいというふうに思います。

ただ、イルミネーションフェスティバル等におきましては、空中からのこういった映像というのにも必要になってくる場合がありますので、その辺もただ一律にというわけにはまいらないというふうに思っております。安全性という部分で考えていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 土曜、日曜、祭日など、大芝湖の周りや多目的広場には、多くの幼児や子供たちが元気よく遊ぶ姿が見受けられております。大きな事故につながるおそれも考えられますので、早い時期の取り組みをお願いし、2件目の他の公園施設の規制についてをお伺いいたします。

村で管理している施設、特に学校、並びに保育園には、グラウンドも併設しております。また、役場、村体育館などの駐車場の広場があり、ドローンを飛行させるためには、余り狭い場所より、広い場所が必要とも思われます。学校のグラウンドには、フェンスなどもない場所もあり、自由に出入りできる場所もあります。公営施設での各種イベントも行われており、会場での空撮なども考えられます。このような場所での行為の規制も必要と思われます。

6月5日付の報道に、ドローンで撮影された御嶽山山頂付近の様子が空撮されております。御嶽山総合観測班が飛ばしたドローンで、ドローンは8枚のプロペラを持つ業務用で、火口より約3キロの場所より飛行し、上空3,000メートル以上から山頂付近を撮影しております。このように、本当に必要な用途で使えなくなったり、不便になり過ぎないことも考える必要もあります。

それではお伺いいたしますが、2件目の村管理、他の公営施設でのドローンの使用の規制についてのお考えをお聞きし、2件目の質問といたします。答弁をよろしくお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 大芝公園以外の公営施設での規制の考え方の御質問であります。

これも、同様に、国の動向等を見ながら、検討はしていきたいなというふうには思っております。ただ、どういったことを規制していくのか等々、十分検討をしていく必要があるかというふうに思います。したがって、議員の御指摘もありましたけれども、ドローンの持つ有効性をできるだけ阻害しないように利用できることは、私は必要であるというふうに思っております。その辺の兼ね合いを考えながら検討していく必要があるというふうに思います。目視範囲内での操縦、これは必要でありますし、夜間の飛行というのは当然これは禁止してもいいんじゃないか。あるいは機械器具の安全点検等の確認という、そういったことにつ

きましても考えていかなければならないというふうに思います。

いずれにいたしましても、他の動向を見きわめながら、当面はイベント等での自粛ということでやっていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） ドローンの規制については、賛否両論が考えられると思います。事故などのないうちの規制も必要とも思われます。検討をお願いし、2項目めの大芝公園ないの観光案内所の設置についてをお伺いいたします。

この問題については、平成25年9月の定例会の一般質問で、同僚の議員さんが質問され、村長の考えも、将来的には必要と思うが、早急には考えていない、老朽化している施設の改修を優先し、集客方法を加味しながら、次の段階で考えたいとしております。

平成26年度の大芝施設、大芝荘、大芝の湯、味工房、公園施設利用者の数が59万5,000名を超えており、公園内のみに来ている人、セラピーロードを利用されている人のカウントはされておられません。また、春には、観光協会の設立を記念して、経ヶ岳パーティカルリミット、夏には、30回目を迎える大芝高原まつり、また、秋には、ことしで10回目を迎える信州大芝高原イルミネーションフェスティバルなどの多くのイベントが大芝高原で行われており、大芝高原全体の集客数は60万人を超えていると思われます。

この人たちが全てリピーターではなく、初めて大芝高原を訪れる人も多く、高原内の施設がどこにあるかわからなく、大芝の湯のフロント、味工房、大芝荘のフロントなどでの対応となっています。公園内にビジターセンターの開設の考えと、現在ある公園管理事務所を観光案内所に併用できないかのお伺いと、また、公園入り口より管理事務所までの誘導看板などの設置をお伺いし、2項目めの観光案内所設置の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ビジターセンターの開設の考え方はということでありませう。道の駅構想にもつながる部分で御質問もいただいた経過もあるところであります。

このビジターセンターというのは、一般的には自然公園法施行令で、公園の地形、地質、動植物、歴史等に関し、公園利用者が容易に理解できるよう解説活動、標本や模型、写真、図表等を展示するための施設とされており、自然との触れ合い活動を推進した施設で、公園の情報発信の場であり、環境学習等も行え、休息のできる施設であるという、こんな定義もあるところであります。

大芝高原を考えてみますと、豊かな大芝高原の自然を体験、学習、案内するための情報基地であり、また周辺の観光案内なども含めた総合窓口であり、来園者の憩いの場のような施設であると考えられます。大芝高原内には、運動施設や味工房、

大芝の湯、森の交流施設やセラピーロードなど、来園者がそれぞれのスタイルで楽しむことのできるような施設があるところでもあります。これだけの施設のある総合公園というのは、近隣にはないというふうに思っております。また、高原内では、大芝高原まつりやイルミネーションフェスティバル、大きなイベントも開催されておりますし、ことしから経ヶ岳パーティカルリミットも行いました。こういった参加者に見られるように、村外からの来園者が非常に多いということでもあります。

こういったことから考えますと、大芝高原を利用する上で、総合観光案内を兼ねた施設を設置するという事は、これは有効なものであるとは考えておるところであります。その前段といたしまして、平成26年度に大芝高原の施設等の管理修繕による各施設の長寿命化と付加価値を加えたりリニューアル、従来のイベントに加えて、大芝高原の自然環境を利用した体験学習や、企業などの参加、協力を得て行う、子供を対象にした化学実験などにより、子供が喜び、大人は滞在時間をふやすなどの、工夫による大芝高原の魅力アップを図り、また災害時の避難所や災害支援物資の輸送受け入れ拠点、及びボランティアの活動拠点としての機能強化を図るという内容の計画策定に取り組んだところでもあります。

いずれにいたしましても、公園の総合窓口として、各施設へ誘導するためには、駐車場とトイレ、終日利用でき、来園者の情報提供をする拠点施設を持たなければなりません。特に駐車場とトイレ、これは重要であるというふうに言われております。かつ、わかりやすい場所に開設するか、もしくはわかりやすくそこへ誘導する必要があるということが大切であります。ことしから、50メートルプールを撤去し、駐車場へ整備する工事に着手してまいります。不足する駐車場を確保しなければならないと思っております。大芝高原は、このほかに、今年度は子供が遊べる遊具を設置する予定であります。これは年次計画でやっていきたいというふうに思っております。

引き続きまして、来年度以降も、高原の総合窓口となる拠点施設を念頭に置きつつ、計画的に整備を進めていかなければならないと思っております。駐車場を広げたり、あるいはトイレを整備したり、このことは必要であります。と同時に、そういった施設改修をしていく上からも、将来のビジターセンターの設置を頭に置きながらやっていくこと、このことは必要であるというふうに思っております。道の駅構想、この部分でもあります。この辺は、十分検討していく必要があるというふうに思っておりますし、今までの議会の答弁の中でも、将来の課題とさせていただきますということで申し上げたところでもあります。

実は、国交省のほうからも、そんな御意見も、そんなというか、議会の御質問もありましたので、国交省へも見に来ていただいたと、ついこれは最近の話でありますけれど、そういった中で、意見交換もさせていただいたところでもあります。そんなことを踏まえまして、また検討課題として位置づけてまいりたいというふうに考えております。

現在の状況でありますと、それよりも先に整備しなければならない施設、リニューアルをしていかなければならない、このことに重点を置いているところでありますので、この辺と含めて、十分考えていきたいというふうに思っております。また、国等の御意見もいただかなければなりません。そういった糸口をつくったところでありますので、また議会とも相談をしながら考えていきたいというふうに思っております。今までの議会答弁よりも、若干、一步進んだ部分というのは、国交省にも見に来ていただいたという、この部分が若干進んだのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） ビジターセンターは、先の話というような形なんですけれども、現在ある公園管理事務所を観光案内所のような考えは、どんなふうに持っているかをお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 観光案内所の設置というのは必要であります。今、公園の管理事務所となっているところをどうかという話でありますけれども、現状では、施設的に観光案内ができるような状況にはないところであります。ただ、いろんな皆さんがおいでになりますので、観光案内的なことはしておるところであります。看板ぐらいの設置はすぐにできるわけありますけれども、ただ専門の職員と申しますか、精通した職員がおるわけではありませんので、できれば大芝荘の事務所を案内にしていけるのがいいのではないかなと、当面の策としてでございます。そんなことも思っておるところでございます。いずれ、管理棟はリニューアルをしていかなければなりません。そういったときに、総合的に考えてまいりたいと思っております。

本当に、大芝の施設、古くなってまいりました。大芝荘や大芝の湯、そして今申し上げました大芝公園管理事務所、これをどうしていったらいいんだろうかなと考えると、本当に頭の痛い問題でありますけれども、そうはいつでも、大事な場所でありますし、大事な施設でありますので、できる限り、将来にわたって検討していく必要があるというふうに思っております。多額な費用がかかる状況にもなるわけありますけれども、まずは本村の場合には、人口増加対応に一定のめどをつけて、こういったことに進んでいかなければならないというふうに考えておるところであります。ただ、並行して、いろんな、そういったリニューアルはやってまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 観光協会も設立され、南箕輪村の観光の核となる大芝公園です。多くの人々に愛される公園づくりをお願いし、3項目めの違法農地改善の進展についてをお伺いいたします。



この質問については、平成24年度第3回の定例会において、同じ質問を行っております。農業委員会の改選も行われ、再度の質問といたします。

この農地は、本人が農業用施設をつくる場合においても、農業振興地域整備計画区域内の農地であり、先に農業振興地域の整備に関する法律の規程により、村の農業振興地域整備計画の軽微の変更の手続が必要であります。また、農地の転用については、農地用の施設の転用の場合は、転用面積が200平方未満の農業施設の設置については許可不要であります。この農地については、所有者と使用者が別であり、農地全体が農業外の目的で使用されており、農振法、並びに農地法のいずれの法律にも違反であります。

前回質問の答弁では、所有者が地域外であり、ここ数年の農地パトロールにおいてピックアップされ、是正指導などを行っている農地であり、現在も解消に向けて関係者との話を進めており、もう少し時間もかかるとの答弁でありました。

現在も以前とは変わりなく、産業廃棄物が山積みになっており、アレチウリの繁殖時期には、中の産業廃棄物が見えない状態にもなり、異様な感じにもなります。また、以前よりも、不法投棄などにより廃棄物の量もふえており、村景観計画も7月より施行になります。農地の景観も大切な計画です。

以上、大芝地区、通告書に記載農地の違法農地解消に向けて、現在までの進行状況をお伺いし、3項目めの質問といたします。答弁をよろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

北條農業委員長。

農業委員長（北條 欣一） 7番、都志今朝一議員の御質問にお答えいたします。

農地法の許可をとらずに転用している農地、いわゆる違反転用についての御質問でございます。

今回御質問いただいている農地は、大芝地区の堆肥センターの東で、中央道の西になります。約3年前に火災があった場所で、先ほども都志議員のほうから説明がありましたとおり、都志議員が村議会の一般質問にて御質問いただいた農地であります。個人情報に関する部分もあり、全てをお話しするわけにはいきませんが、そういうわけで御了承いただきたいというふうに思いますが。

お問い合わせの農地ですけれども、地目は畑、面積は642平米、約6畝であり、農業振興地域整備計画区域内の農用地です。ここには、農地の所有者とは別の人が廃棄物を置いている状況であり、農業振興地域の整備に関する法律の規程による村農業振興地域整備計画の除外の手続及び農地転用の手続がとれておらず、廃棄物が置かれているために、農振法、農地法、いずれにおいても違法な状態であると認められます。また、以前に、県の環境部局から、廃棄物を置いた人に対して指導を行い、本人からも改善計画書が出された経過もあるようです。しかし、その方は、その後、お亡くなりになりまして、残された御家族も高齢のようであります。また、農地の所有者の方は、村外に居住の方ですが、やはりお亡くなりになっておりまし

て、農地の相続手続もされていない、そんなような状況であります。

以上のように、この案件につきましては、以前から農業委員会として状況の把握をして、関係部局と連携をとって対応してはいたけれども、関係者が亡くなったりしてありまして、解消の進展は非常に難しい状況となっております。

また、村内全体の違反転用の状況であります。平成26年度末現在で、約2万4,000平方メートル、約2.4ヘクタールとなっております。ここ数年、今申し上げた事例のように、比較的小規模で過去からの違反転用が見つかることがございますが、規模の大きな違反転用は新たには発生しておりません。これは関係団体や関係者の御理解と御協力、また農業委員が日常の職務としての監視、相談、指導などを行っておりますので、これが未然防止につながっているものと考えられます。例えば、農地に重機が入っている場合などは、転用許可や農地改良届の有無を確認するとともに、事情をお聞きするなどして、違反転用とならないように努めてまいっております。そうした中、ほかの違反転用の案件ではございますが、長年の違反転用の現場で、少しずつですが現地の状況を改善して、農地への状況に戻している場所もございます。

農地の違反転用の状態からもとの農地へ戻すには、大変な労力と金銭的な面、それから抵当権等の権利関係が関係するなど、簡単には解消できず、長期にわたり対応をしていかなければならないものばかりがあります。粘り強く対応してまいりたいと思います。また、新たな違反転用の案件をふやさない点からも、農業委員会が発行しております農業委員会だより等によりまして、引き続き、周知を図ってまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 今、説明がございましたけれども、前回の質問の折に、ほかにも13件の違法転用農地の案件が残っているという答弁がありましたので、現在まで、ここ2年ばかりたっているわけなんですけれども、現在までの進展が幾らか、今あるようなお話でございましたけれども、件数が減っているかどうかをお伺ひいたします。

議長（原 悟郎） 唐澤農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（唐澤 孝男） 現在、11件残っております。したがって、2件が解消していることになっております。これは、資材とかが置いてあった案件が解消したということですが、盛り土をしてあるとか、そういったものがまだ事案として残っているような状態です。

いずれにしても、毎年11月には農業委員会で、農地パトロール等でいろいろ耕作放棄地も含めまして調査しておりますので、そんなことも、そんな活動の中で違反転用が減っていくように努力をしてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 違法の転用農地も、農業委員会の皆さんの監視、指導、相談などで、各委員の皆さんの努力により減少してきていると思われま。粘り強い活動をお願いし、4項目めの各地域に設置してある掲示板の利用状況についてをお伺いいたします。

役場及び各公民館の入り口には、インフォメーションボックスが設置されており、役場入り口にある掲示ボックスには、条例の公布など、掲示が行われております。また、各公民館にある掲示ボックスには、各種のお知らせ、募集など、多種多様であり、活用頻度も1年を通じて活用されております。その他にある屋外掲示板については、各区に管理を委託していると思われま。利用内容と頻度も各掲示板によって異なっていると思われま。

また、場所によっては、掲示板を補修して使用している掲示板も見受けられま。各区の管理状況も違い、ここ数年間使用されていない掲示板もあります。以前は、自衛官の募集時などの掲示があり、活用もされておりましたが、現在は使用されていません。また、掲示板の骨組みが鉄骨のために、さびなどによる腐食なども始まっています。

それではお伺いいたしますが、各地区に設置してあるインフォメーションボードの利用状況はどのようなものであるかをお伺いし、4項目めの質問といたします。答弁をよろしくお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 各地域に設置してありますインフォメーションボードの利用状況の御質問であります。

この掲示板につきましては、調べてみますと、25年ほど前に、各区の要望をお聞きして、選挙時には選挙ポスター掲示板を設置できるような構造で、各区1カ所程度の場所を選定し、選挙管理委員会が所管で設置したものであります。選挙時以外の通常時における使用と通常の管理につきましては、各区にお任せをしてある状況であります。各区では、行事等のポスターの掲示など、有効に活用していただければというふうに思っております。公民館の前に設置してあるこの掲示板につきましては、かなりの利用度があるというふうに思っております。それ以外のところにつきましては、ほとんど利用されていないんじゃないかなと、こんな状況も見受けられるところであります。

したがいまして、設置後、かなり年月が経過しております。また、御指摘のとおり、フレームやさび等、老朽化しております。そんなことも考えますと、今後、各区の希望をお聞きする中で、修繕をしていかなければならない、また、場合によっては、もう要らないというところにつきましては撤去をしていくという、こんな対応をとってまいりたいと考えております。この辺は、区長会でお話をしながら、調査をし、希望もお聞きしていきたいということで考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 南箕輪村の文字も入っております。補修して、使用できるものは使用し、現在設置してある場所の確認を行い、有効利用をすることを願ひし、以上で、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、7番、都志今朝一議員の質問は終わります。

ただいまから午後1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時32分

再開 午後 1時30分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、丸山豊議員。

4番（丸山 豊） 議席番号4番、丸山豊です。

さきに通告いたしました大項目2点についてお願いいたします。

私は、今回の選挙で、多くの皆様の応援をいただき、2回目の当選をさせていただきました。地域の皆様一人一人の熱い思いとお力添えによりまして、南箕輪に本当に住んでよかったと実感できる地域づくりに全力で取り組み、安全で安心できる南箕輪村を目指したいと考えています。

1期目のときもそうでしたが、2期目初めての質問でありますので、やはり選挙中に大勢の村民の皆さんからお聞きした地域の課題などについても、村の考え方を質問したいと思います。

社会環境が大きく変貌してきております。少子高齢化社会の到来であります。内閣府の26年版高齢社会白書をもとに、実質的に生産への寄与が難しい高齢者を、現役世代に該当する人口が支える場合の負担率、言い換えれば、何人の働き手が1人の高齢者を支える社会となるのかを確認していきますと、我が国の人口は、2010年、平成22年の国勢調査の1億2,800万人を頂点に、減少傾向の推移予測にあり、1950年時点では、12人の生産年齢人口で1人の高齢者を支えていました。現在、高齢化率25.1%、高齢者1人を支える生産年齢人口は2.3人であり、注目される年、2025年には高齢化率30.3%で、高齢者1人を支える生産年齢人口は1.9人、2050年には高齢化率38.8%で、高齢者を1人支える生産年齢人口は1.3人と減少する見込みになっております。県下一若い我が南箕輪村においても、他市町村と違い、人口の増加が見られますが、第5次村総合計画原案の数字では、10年後の2025年、平成37年は、25.5%の高齢化率となり、右肩上がりの傾向を示しております。

また、インターネットなどの高度な情報化社会やTPP、金融などの国際化の進展、国民ニーズの多様化、温室効果ガス抑制やエコチル調査などの環境に対する意識の高揚などがあり、このような背景から、国づくり、村づくり、地域づくりのあ

り方が変革を求められております。これらの地域づくりは、社会資本の整備だけでなく、今あるものを維持活用や環境保全、その地域の持つ歴史と伝統への配慮など、総合的に考えていくことが不可欠な時代になってきております。

もちろん、村においても、これらの社会環境の変化に対し、それぞれの施策を実施し、公共の福祉の増進のため御努力いただいた、先人、先輩の行政・議会の関係者の皆様には、多大なる感謝と敬意を表さなければならないと感じていますし、現在でも、やはり南箕輪村には課題が数多くあるものの、事業実施の基板となる財政指標、国が定める財政健全化判断比率が、近隣他市町村比べ上位に安定していることについては、高く評価できるものと存じます。これらを勘案の上で質問いたします。

大きな1項目め、地方創生、まち・ひと・しごと創生についてであります。

これは、人口の減少に歯どめをかけて、将来にわたって活力ある社会を維持していくためとして、昨年12月、国において、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンと総合戦略が決定されました。3月議会でも、同僚議員が質問しておりましたが、きょうは取り組み内容などについて伺いたいと存じます。

目的としての長期ビジョン、手段としての総合戦略でできておまして、二つの中長期目標、先ほど申しました人口の減少に歯どめをかけることと将来にわたっての活力ある社会を維持、経済活性化であります。それに四つの基本目標と多くの政策パッケージで構成されています。そして、同じ形式の計画策定を都道府県及び市町村に、地方人口ビジョン、地方版総合戦略策定を今年度中に求めており、努力義務としております。先日の新聞報道によれば、村版地方創生総合戦略（仮称）の策定について、村づくり委員会に諮問したとの記事がありました。人口の増加している村の現状とは異なりますが、もう一つの目的である経済活性化とは合致するところであります。

1点目の質問であります。

取り組み方針と村民の参加、または議会への説明についてであります。村版地方創生総合戦略（仮称）の策定は、どのような方針とスケジュールで進められるか、また3月の同僚議員の質問にもありましたが、村民の参加をどのように考えているか、村長が村民の意見を聞くと答弁されましたが、具体的にどういう形で入ってもらうのか、そして議会はどの時点でどういう形で報告されるのか、お伺いいたします。また、あわせて、諮問ということであるが、素案、原案作成などの実務は誰がするのか、お伺いいたします。お願いいたします。

議 長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 4番、丸山豊議員の御質問にお答え申し上げます。

地方創生の中の1点目であります。取り組み方針と村民参加、議会への説明についてであります。

最初に、地方創生に関する御質問の中で、昨年5月に、民間研究機関の日本創成会議が、消滅自治体リストを公表したことが呼び水となりまして、日本の人口減少の歯どめと地方創生の機運が急速に高まってまいりました。その後で、国が、まち・ひと・しごとの総合戦略を策定し、各自治体も地方版の総合戦略を策定すべく、検討を進めているところであります。

取り組み方針であります。先月末に総合戦略等の策定支援業務を業者委託しました。その中で、村における人口の分析を行い、また住民意識調査も行った上で、今後目指す将来の人口推計、将来展望を示す村の人口ビジョンを策定いたします。これを基礎といたしまして、今後5年間の目標や施策の基本方向、具体的な施策目標を定める総合戦略を策定しております。

策定に当たりましては、国でも、産学官金労言や女性、若者、高齢者などの参画が望ましいとされております。こうしたことを受けまして、今現在、村では、村づくり委員会というのを発足して、第5次総合計画の策定に取り組んでおるところであります。そういった機関がありますので、この機関に金融機関の代表3人を専門委員としてお願いして、村づくり委員会に諮問をさせていただきました。総合計画と地方創生の地方版の総合戦略というのは、やはり整合性がなくてはならないというふうに思っております。したがって、別々の機関でお願いするよりも、一緒をお願いしていったほうがいいだろうという判断をしたところであります。

この素案の作成につきましては、今進めております業者の調査結果や現在策定中の第5次総合計画における村の方向性を勘案して、庁内で策定をしてみたいと考えておるところです。調査というのは民間に委託しますけれども、実際の策定につきましては庁内で素案を策定していければと考えておるところであります。

今後スケジュールでありますけれども、10月30日までに総合戦略を策定した自治体に対して、国が緊急支援交付金の上乗せ分を交付する、こういうふうに決まっております。したがって、それを受けることができるよう、8月末までに人口ビジョン総合戦略の素案を策定し、その後、村づくり委員会にお諮りし、9月中には議会に説明をさせていただき、御意見をいただく予定であります。また、これらを踏まえて、10月中に総合戦略を策定していかなければならないと。どうしても、この交付金に間に合うように策定をしてみたいというふうに思っております。現在調査中の部分がありますので、これからという部分があります。本当にきつい日程となっております。精力的に策定をしていかなければならないというふうに考えております。

広く村民から意見を聞くというような、こんなお話がありました。これは、住民意識調査の中でお聞きしていきたいというふうに思っておりますし、村づくり委員会も広範な村民の皆さんの中から選んでいただいておりますし、各区からも1名ずつお願いをしているところでありますので、そんな点は住民代表というようなことで御意見がお聞きできるというふうに思っております。

以上であります。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 村づくり委員会の委員さんが村民であるということと、それから、村づくり委員会でない村民のほうが多いわけで、この方たちにどういう形で参加してもらうかということは、今の段階では、今の説明ではちょっとはつきり見えないところがあったんですけども、何か、外へ出向いて行って、村民から意見を聞くだとか、あるいは村づくり委員会に何かオブザーバー的に来ていただくような働きかけをして、発言してもらうのか、もらわないのかはちょっとともかくとしても、そんなような機会を設けるとか、そういうことはありませんか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 大勢の村民の皆さんから意見をお聞きするという事は、これは大切なことだというふうには思っておりますけれども、もう6月の中旬であります。10月いっぱいということであれば、本当に急ピッチでこの策定をしていかなければなりません。そういった中で、住民の意見等々につきましては、アンケート調査の中で十分お聞きしていきたいと思っておりますし、先ほども申し上げましたけれども、村づくり委員会というのは広範な村民の中からや、各種団体、各区の代表、そんな皆さんで構成されておりますので、そういった皆さんの意見を聞くことによって、住民の意見ということで考えておるところであります。したがって、全村民を対象にしたということにつきましては、アンケート調査ということで御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） それでは、もう一回、議会のほうへ、9月に報告ということなんですかね。これ、議会のほうへ、この9月というのが策定段階をもう終えておられるのか、どうなのかというのは、ちょっと今の説明で私もよくわからないんですけども、政策効果というか、そういうものを検証する段階だとか、いろんな文言がちょっと乗ってたんですけども、策定段階あたりのところということになるんでしょうか、この9月というのは。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 当然、議会の御意見もお伺いしていかなければならないということですので、策定段階ということで御理解をお願いいたします。決まってから説明という、こういうことではなく、議会へ説明をして、議会の意見も反映させていきたいというふうには考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） はい、わかりました。

それでは、2点目のほうの質問に移らせていただきます。

5カ年の地方版総合戦略と第5次村の総合計画の整合性ということについてお尋ねいたします。

国から求められている今年度中策定の5カ年の地方版総合戦略が、現在策定段階である28年度から始まる第5次村総合計画の下位計画という位置づけになるのかどうかということと、また、整合がとれるのかということで、先ほどのお話だと、村づくり委員会に任せるから整合がとれるという、こういうお話がありましたけれども、ここら辺のところをちょっともう少し説明していただければと思います。

両者の目的や政策の範囲というものが、必ずしも同じではありません。特に、4次の総合計画の中では、数値目標を示していましたが、これ、5次の総合計画でも示す予定があるかということもお尋ねいたします。

また、総合戦略では、重要業績評価指標といって、KPIという設定が設けられております。これは、村からいただいた資料にもちゃんとそういうものが載っております。手引書によりますと、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画と総合戦略を一つのものとして策定は可能としております。この点についてどう考えるか、お願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 地方版の総合戦略と第5次総合計画の整合性の問題であります。

どちらの計画が上か、下かという、このことはそういうことはないというふうに思っておりますけれども、ただ、村におきましては、第5次総合計画ということがやはり最上位に位置づけられてくるというふうに私は思っております。そういう中で、地方版総合戦略をどう策定していくか、これからの業務となりますので、整合性が十分できるようには取り組んでいきたいというふうに思います。まず、将来実行ビジョンを策定し、その達成のために、どのような戦略に取り組むかという計画をつくらなければなりませんので、まずは将来人口ビジョン策定に着手しておるところであります。

地方創生の一番の目的というのが、地域経済の活性化ということもあるわけでありましてけれども、人口減少に歯どめをかけるということが一番の目的となっております。このことがあるものですから、本当に今いろんな取り組みというのが、本村の場合、非常に難しくなっている状況であります。どう整合性をとっていったらいいだろうかという悩みもあるところであります。いろんな、国ともお話、担当の部分で話をしておりますけれども、どういう戦略をして、どういうふうにしていくのか、人口が減っておるところであれば、それに目標を掲げてやっていけるんですけども、そこが一番難しいのかなというふうに思っておりますけれども、そうはいつても、将来的には人口は減ってまいりますので、そういったことを織り込みながら、やっていくつもりでありますし、同時に、必須事項というのがあるわけでありまして。数値目標や重要業績評価指標、KPIの設定が求められておりますので、こ



れはしっかりと、そういったものもやっていく必要があるというふうに思いますし、第5次総合計画におきましても、数値目標というのはつくる計画になっております。今、その取り組みをしておるところであります。いずれにいたしましても、PDCAサイクルの確立をしていくということも総合計画の中でも求められておりますので、そういった整合性はできていくんじゃないかというふうに思っておるところであります。

十分整合性は図っていかなければ、二つの計画が別々に始動しても、なかなか難しくなりますので、そういったことのないようにはしてまいりたいと思っております。しかし、どういう計画をつくるかというのを地方版の総合戦略、まだ固まっておきませんので、この場での答えはこのぐらいしか答えができないところあります。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） ホームページから、村づくり委員会の中で出している5次の素案というのですかね、基本構想だか、何か、これ、私が抜き出して見たところなんですけれども、これ、確かに、整合させるというのは非常に難しいんだろなという、そんなような気がして見せていただきました。非常に偏ったものになってしまうんじゃないかなというような、そんな印象は受けたんですけれども、ただ、数値目標を今また入れるということで、総合計画に数値目標を入れているというのは、そうはいてもなかなか進んだ取り組みかなという、そんなような印象を持っていますので、やっていただくのがいいのか、どうなのかということなんです。村がやるということですから、そのほうが良いと思いますけれども。

もう一点、数値目標の中には、今、総合戦略の少し指示書みたいなのを読みますと、アウトプットでなくて、アウトカムで表示しなさいという表記がありました。アウトプット、ちょっと言い方があれなんですけれども、数値目標をここに今、うちの総合計画に乗っている達成状況なんか、これ、26年の3月版で、これ、ほとんどが目標値というのはアウトプットという、こういう、一つ例を挙げれば、先日、ある現場を見たときに、舗装の話が現場でしたことがあるんですけれども、その舗装率を何%に村で上げるかという、80をじゃあ90に上げるかという、これはアウトプットという言い方ですよ。それは、国の指示書ではそういうふう書いてあります。これは、事故がじゃあどのぐらい減ったかという、それがアウトカムの方式で、方式といいますか、そういうことで、そのアウトカムを表示しなさいというのが、今、国の指導で、多分これ、出ておりますから、多分そうだと思います。だから、先ほど同僚議員も言っていた特定健診を受けて、じゃあ、何人の方が受けたとか、何%の方が受信したとか、これを上げるのがアウトプットで、どのぐらい医療費が削減されたかというのはアウトカムなんです。だから、そういう表示の仕方を求められてきているんですけども、そういうものも大丈夫かなというのをちょっと、じ

やあ、それだけをこの2番目のところはお聞かせください。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 数値目標、アウトプット、アウトカムのお話がありました。大変難しい問題といますか、難しさは伴ってまいります。数値目標を達成して、それに伴って、どう効果が出たのかという、そこまで求められておりますので、それは数値として載せていかざるを得ないというふうに思っております。ただ、それが達成できるかどうかというのは大変難しさもありますけれども、達成するように努力はしていかなければならないという考え方は持っております。全てが目標を設定して、その成果という部分が大切になってまいりますので、できるだけ成果が出るようにはしていかなければならないと、こんな考え方は持っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 4次も、5次も、数値目標を掲げられるということでもありますので、まことに結構なことだと思いますので、ぜひ大変なことかもしれませんが、できる範囲で、アウトカムできない場合はアウトプットでもよいという、こういう表記もありますので、取り入れていただければ結構だと思います。

次の質問に移らせていただきます。

人口動向や将来的な推計分析をもとにした住民調査の実施とは何かということに質問にしましたけれども、これは報道された新聞の記事を、普通の人を読んでも、これは何だろうなというふうに多分見えると思いましたので、私もこの質問事項を使わせていただきました。例えば、どのような事柄を調査して、何を得ようとするのか、説明をお願いしますということでございます。

国の長期ビジョンを勘案しつつ、地方公共団体ごとに現状と課題を整理し、人口に関して目指すべき将来の方向性を提示するとなっております。仮に、結婚、出産、子育てに関する意識、希望などについて、住民調査をすることによって新たな結果としてわかった事柄などは、5次総合計画とツが生じることなどは考えられないかということでございます。正確には、5次の総合計画の今進捗状況、ちょっと先ほどもインターネットから引っ張り出したと言いました。これの進捗状況がちょっとわからないものですから何とも言えませんけれども、手戻りのようなことにはならないかということをお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） まだ、第5次総合計画、今策定している最中で、そのさなかに地方版の総合戦略が出てきましたので、若干の戸惑いはあります。しかし、その整合性につきましては図っていかねばならないという考え方には変わりないところであります。

住民意識調査はやっていかなければならないというふうには思っておりますし、

人口動態を把握して、今後の人口の変化を勘案しながら、地域の将来にどのような影響があるのかということまで考えていかなければなりませんので、そういった分析をしながら策定もしていくということでもあります。意識調査の中では、医療や買い物など、生活圏に関すること等につきましても意識調査をしていく予定であります。そういった総合的な調査をしながら、自然増減や社会増減に関する見通しを立てていく、こんな予定となっております。

本村の場合、先ほども申しましたように、現在のところは、自然増減も増でありますし、社会増減も増であります。したがって、人口動態がこういった課題になってくるのかという、このことは大変難しい問題も積んでおりますけれども、しっかりとその辺を把握しながら、将来的なビジョンをつくっていかねばならないというふうに思っております。

手戻りはないかという御質問でありますけれども、若干の手戻りはあるんだろうなというふうに、現段階ではそんなふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） ちょっと、そのところが、私も今わからないところなんですけれども、もう一回、ちょっと一番最初のところに戻りますけれども、これ、業者さん、まちづくりの計画の業者さんと今度の業者さんは違いますか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 異なります。第5次総合計画につきましては、素案までつくっていただくということでもあります。地方版の総合戦略につきましては調査、このことをお願いしたところでありますので、異なっております。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） やっぱ、2番目のところの質問にもちょっと戻ってしまって、応えただけなような気がするんです。結局、総合計画と総合戦略は同じ、別立てでいくということで、こういう考え方でいいわけですか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 別立てでいかざるを得ないというふうには思っております。

もう少し前に、地方版の総合戦略という、いろんな構想が出てきておれば、一緒にやっていくことはできましたけれども、時期が異なったために、別立てにせざるを得ないという状況でございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） そうすれば、3番のところの質問にちょっともう一回入りますけれども、1万5,500人という数字がこのまちづくりの基本構想ですか、1万5,500人という数字が出ており、平成37年度です。これ、社人研が出したのとは

ば似通っている、1万5,551人だったから、51人ほど違っているんですけど。だから、この数字と、これから将来展望で調査をかけて、いろんな資料が多分上がってきたときに、数字が違ってくると思うんです。だから、この違った数字は違った数字としていくのか、あるいは今年度中にももちろんこの数字は上がってくるものですから、これはどういうふうに解釈するかということなんですけれども、今年度中、もちろん同じ時期に上がってきますから、今1万5,500人という数字が変化するかもしれませんよね、この調査によっては。そのときはどうなるんですか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） いずれにいたしましても、今これから調査をするところでありまして、その人口ビジョン、どういうふうになるのか、その辺をこれから調査し、検討していくところでもありますので、その結果がどういうふうになるかを見て、また判断をしていかざるを得ないというふうに思っております。ただ、策定は同じ委員会でありますので、その辺は整合性をとっていけるというふうには思っております。1万5,500人というのは、第5次総合計画の中で将来の人口として現在固まっておるところの人口ということでもあります。将来人口ビジョンのいろんな調査をして、それがどうなるのかという、その結果を見て、またその辺は検討していきたいというふうには思っております。

ただ、この人口ビジョン、全国全て取り組むところでございます。足し上げると、かなり現状と違うんじゃないかなという気もしておるところであります。いわゆる、国でつくる人口ビジョン、将来目標があります。各市町村ごとで人口ビジョンをつくって積み上げると、これはかなりのどういった差になるのかなという、そんな思いはあるところでもあります。達成目標ということでもありますので、それは違ってもやむを得ないなというふうには思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4 番（丸山 豊） 多分、私も、これ、グラフなんか見るとわかるかもしれませんが、取り組む政策によって今の将来展望というか、入ってくるものですから、南箕輪の場合は右肩上がりに人口が上がっていつているんですけど、右肩上がりのやつを超えて、超えながら、徐々に急カーブを描くというか、ふえていくんだらばそういう格好で、人口減少の市町村によっては、下がってくるのが緩く下がってくるという、こういう表示を多分されるんだろうなというようなことでもありますので、そんな程度でちょっと今理解しておきます。

次の4番目の質問に移らせてください。

市町村間の連携についてということでございます。

まち・ひと・しごと法案によって、全国の自治体が長期ビジョン、総合戦略に取り組みます。上伊那8市町村も既に取り組みが始まっているところもあります。これもわかりやすい例として広域観光がよいと思いますが、今までも議会からも連携

を促されていたはずでございます。今回の総合戦略で連携ができるのか、お伺いいたします。上伊那観光連盟、北部3町村との共同の取り組みよりは期待できるのか、お伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 地方創生で広域連携というのは、本当に重要なことでもあります。そういう中におきまして、上伊那地域におきましても、県の企画振興部と上伊那地方事務所の地域政策課、上伊那の市町村等の担当者によりまして総合戦略策定研究会を立ち上げて、広域的な取り組みの検討を始めております。これは、県にも入っていただきまして、上伊那8町村でこの総合戦略策定研究会を立ち上げましたので、そういった情報共有とか、そういうことはできていくというふうに思いますし、同じ方向で進めるんじゃないかというふうには思っておるところであります。

広域観光の例が出されました。広域観光というのは、本当に重要になってきております。ただ、取り組みとしては徐々には進んできております。ただ、かけ声の部分のほうが大きいところがありますけれども、取り組みとしては進んできておるところであります。北部観光連盟といいますか、協議会の話も出ました。これは、小さな単位でできることをやっていくということで、最終的には上伊那観光連盟というのが主体となってくるといふふうには私は思っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） いつもこの席から、一つの市町村というか、一つの自治体だけではもうだめだということは何度も、私だけじゃなくて大勢の方がおっしゃっておいりましたので、ぜひ、この地方創生をいい機会として捉えていただいて、積極的な働きかけをあちこちでやっていただければと思います。

5番の推進組織のほうに移らせてください。

先ほどもちょっと村づくり委員会のお話が出ましたけれども、まち・ひと・しごと創生を効果的、効率的に推進していくためには、住民、NPO、関係団体や民間事業者等の参加、協力が重要であることから、幅広い年齢層からなる住民、産業界、市町村や国の関係、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア、産官学金労言等で構成する推進組織で、その方向性や具体案について審議、検討するなど、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要であるとされています。

村では、報道によれば、金融機関から3名を加えるとしておりますが、本村の推進検討組織、これ、諮問された村づくり委員会に該当するのか、どうなのかなんですけれども、十分といえるのか、伺います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 先ほどから申し上げておりますとおり、村づくり委員会は広範な村民の皆さんにお願いしておるところであります。産業界からも出ていた

だいておりますし、学のほうの部分、信州大学のほうからも出ていただいております。そういった部分で、かなり広範な体制となっていくというふうには私は思っております。ただ、金融の金の部分が少し欠けておりましたのでお願いをしたということでもあります。組織の人員を見ますと、産あり、官あり、学あり、金あり、金を加えましたので、労ありというような、こんな状況となっておりますので、広範なそういった組織であるというふうには私は捉えておるところでありますし、女性の方もかなり何人も入っていただいておりますので、こういった女性の視点からの捉え方というのもできるのではないかとというふうに期待をしておるところであります。十分であるというふうには私は思っておりますので、お願いをしたいと思います。

この地方版の総合戦略ができたときに、また新たな組織をつくってみてもどうかという思いはいたしました。組織ばかりできてしまうという、そのことは避けたいというふうに思ったところでもありますし、ちょうど第5次総合計画で村づくり委員会というので検討していただいておりますので、そこへ必要な人員を加えまして、推進組織にしたところでもあります。

以上であります。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 区の推薦と、それから村長が指名したというこういう方が今名簿には載っております。村づくり委員会を利用というか、お願いするというのは、これはこれで結構だと思うんですけども、私はぱっと見たときに、区の推薦の方というのはやっぱり区の代表じゃないかなというのは、まず最初に思いました。それから、産官金というのは、金は後から入れる、入っていただくということですので、産官金はいいんじゃないかなというような気がしますが、学労メ、メというのはメディアのことなんですけれども、この方たちは村長指名のところで、やっぱり金融から3名というのと同じように、学労、労働団体ですね、それからメディアの方、こういう方たちを村長の指名として加えたらいいかなというふうには私は思っておるんですけども、そういうことは今からではやっぱりできませんか、お願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 学につきましては、たまたま信大の教授の先生が入っておりますので、兼ねることができるというふうには考えておるところであります。労につきましては、勤労者の皆さんもおいでになりますので、そういったことで兼ねることができるというふうに考えたところでもあります。言につきましては、これはメディア等々の部分であります。これは大変難しい部分がありましたので、その部分までお願いをしなかったということでもあります。組織自体につきましては、十分行けるんじゃないかというふうには私は思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 村長がそういうふうに責任持っておっしゃっておりますから、それはそれとしてやっていただければ結構だと思いますけれども、私は大学の先生よりも、小学校だとか、中学校の先生も入ってもらっても、高校の先生も入ってもらってもいいんじゃないかなと勝手には思いました。

次の6番目の質問に移らせていただきます。

現時点で具体的な取り組みはどうかということでございます。

今までの政策は全国一律で、国から地方へと流れてきて、一定の成果は上げましたが、縦割り、全国一律、ばらまきなどの要因で、地方の人口流出に歯どめがかかっておりません。今回は、地方が主役となって、国や省庁が横断的に取り組んで、情報支援、人材支援、財政支援を切れ目なく展開することとしておりまして、地方特性に応じた地方創生に取り組むとしております。

村にも、これまで継続している事業の中で対象となり得る事業がたくさんあると思われませんが、特徴的なものとしてどんな事業があるか、お伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 具体的な取り組み状況の部分で、まず村づくり委員会に諮問させていただいたということと、人口ビジョン、住民アンケートにつきましては業者委託をして、作業を始めた段階であるということでもあります。

先ほども申し上げましたが、うちの村で一番難しいのは人口増の問題があります。これは、既に毎年人口が増加していますので、どう取り組みをしていっても、なかなかこの国で言う、そういうものに当てはまってこないという面があるところでありますので、それが一番の悩みとなっておりますし、やはり具体的な今までやってきた部分でという話もありましたけれども、本村の場合には、いち早く、子育て支援ということに力を入れてまいりました。その部分は継続してやっていく必要があるというふうに思っております。

私は、この地方創生で一番大事なことは、子育て支援等々、教育を含めて、そういったことも必要でありますし、同時に、やはりどう雇用を創出していくかということに尽きるだろうなというふうに思っておりますし、同時に、行政だけで子育て支援と言っても始まりじゃないところでもあります。これは、経済界で理解をいただかないと、本当に子供を産み、育てる環境づくりは、経済界が主になって進めていかないと、これはなかなか難しいというふうに思っております。

そういったことを考えますと、大変難しい戦略になるだろうなというふうに思っております。そういったことを考えますと、大変難しい戦略になるだろうなというふうに思っております。やはり何としてもいい計画をつくりたいという思いはありますので、そんな思いでつくってまいりますので、よろしくお伺いいたします。また議会にも意見をお伺いする場がありますので、お願いしたいというふうに思います。

お金等の交付金等もあるわけでありまして、これはなかなか使い勝手の悪

い部分というのがあります。この辺はまた問題だなというところでもあります。ことしの部分につきましては、7月26日から地域消費換気型のプレミアム商品券発売を行っていく予定で今準備をしております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 済みません。時間がちょっと押してしまったので、1点だけ、ちょっと追加で話をさせていただきます。

基本目標が今四つあるわけですが、今、村長が言われた雇用は、一番大事な基本目標の1に出てきます。今、2のお話として上げたいのが、地方への新しい人の流れをつくるということでございまして、先ほど同僚議員も、地域おこし協力隊のところで、近くで、都会から来ているという話がありました。

それで、実は、先日、私と議長は研修に行かせていただいて、そのときのある講師の先生が言った、田園回帰という、農林水産省が出しているというか、農業白書の中に出てくるわけなんですけれど、これが5月26日に出たわけなんです。このときの話の大臣の記者会見をちょっと読ませていただきます。内閣府が26年度に行った調査で、都市の住民の方の約3割が農山漁村に定住してみたいという。17年度に比べて、20.6%から31.6%にふえているという。これが田園回帰だと言っております。自然との触れ合いや人とのつながりを求める新たな価値観が、特に若者の間で広がってきて、数字を見ても20代が多いと。この田園回帰の数字を高めていくことを農林水産省としては非常にバックアップしたい。

これらは、地方創生の基本目標2にまことに合致してくると思いますので、ぜひ、これも取り組みの一つにして上げていただければと思います。もしコメントできましたら、本当に簡単で結構ですので、ちょっと一言お願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 田園回帰ということは盛んに言われるようになってまいりました。若い人たちにそういった趣向が強いということも承知をしておるところであります。しかし、その皆さんが、本当に安定して生活できる場というのをつくらなければ、それはなかなか実現として難しいところでもあります。そういうことで、やはり雇用の創出というのが一番重要なことというふうに申し上げたところでもありますし、同時に、本村におきましても、移住・定住促進ということ、このことはやっていかなければならんというふうに思っております。やるつもりでおります。ただ、一定の整備が済んでしまわないと、ちょっと難しい面もありますけれども、並行しながら進めていきたいなと私自身は思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） ありがとうございます。

次に、大きな2項目めに移らせていただきます。



大きな2項目めは、村の事業じゃなくて、村の事業は私どもが直接会に行つて、直接お話ができるものですから、これはこれとして結構なんですけれども、実は、県とか国の事業にかかわるものでございまして、これも選挙のときから要望を受けてますし、もう何年も前から同じ質問を繰り返しているわけなんですけれども、1点目は大清水川の見返し部分のことについてであります。

質問書のところに写真を添付させていただきました。これは24年6月12日から13日の大雨のときにとつた写真でございますけれども、両側の壁を支えているつなぎばりというものが、あそこに七、八本あったわけなんですけれども、これが全部落っこってしまっておりまして。必要であったから、この大きなつなぎばりというのが入っていたわけなんですけれども、これがなくなったということで、両側の壁というのは非常に不安定な状態になっております。これは、隣接されている方なんかは、背中側へ大水で水が回った場合は、もう倒れてしまうんじゃないかなという心配がありまして、実は、この川は、南箕輪沢渡線から上流部へ向かつて900メートルが未改修であります。これをかなり前から要望しているんですけども、私も役員になってはおるんですが、村へどのような話に来ていて、また村からどのような要望というか、働きかけをしてお願いするということにしているのか、そのところをちょっと今の現状をお話していただければと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 大清水川の問題でありますけれども、抜本的な河川改修には至っていないのが実態、事実であります。毎年要望し、現地調査も県と一緒にしております。県も必要性は認めておりますけれども、なかなか予算的な状況があつて前へ進んでいないというのが実態であります。断面不足の河川として、県もそういう河川とはなっておりますが、計画案の策定まで至っていない状況でありますので、これからも強力にその辺は要望してまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） これも何十年と前からお願いしてあつて、要望事項でありまして、ついこの間までは、大清水の上流部のところで、堰堤とかそういうものを取り組まれていたというのが現状でございまして、向こうが一応一段落してくるものですから、ぜひ、こちらのほうに働きかけをしていただいて、南箕輪沢渡線の旧道の153号線のところは、もう非常に小さい断面の円形の1メートル80だか、だったとは思いますが、あそこが海になってしまいますので、ぜひ、あそここのところから上流部へ向かつての回収をお願いしたいということを強く村からも要望していただきたいと思ひます。

それでは、2点目のほうの話をさせていただきます。

こちら、神子柴の河段地区のことになるわけなんですけれども、段丘斜面の保安林箇所についてであります。

2度目の質問になります。昨年の7月30日には地方事務所の林務課より、河原の集会場において、斜面の整備についての説明会が行われております。地区の役員のほか、役場からも出席されていたわけですが、その後の進展状況について伺いたいと思います。段丘斜面の景観がどういう方向に進もうとしているのか、村に説明している内容を伺いたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 黒川の右岸部分の斜面の問題であります。

今年度につきましては、国、県の予算の関係上、のり面工事の実施は難しい状況であり、危険な樹木につきまして、地元の要望に基づき伐採を実施していくということになっております。と同時に、来年度以降につきましては、国庫補助事業を前提に、予算がつき次第、段丘斜面の測量、のり面工事に移っていったらというふうに思っております。国庫補助事業前提ということでありますので、この辺も強力に県のほうへ働きかけをしていくということで今考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 昨年の7月30日のお話では、地方事務所の方は、ぜひ補助の中に入れて取り組んでいきたいということをおっしゃってくださいました。だから、非常にあの河段地区の皆さんたちは、それを聞いて非常に安心したわけなんですけれども、県へ上げたときに、県も、幾つもそういう要望箇所があちこちからやっぱり上がってくるものですから、その中でふるい落とされないように、地区の皆さんの熱い気持ちを一生懸命出してくださいということも地方事務所の方からは言われておりますので、ぜひ村からも積極的に働きかけていただければということをお願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、4番、丸山豊議員の質問は終わります。

続きまして、9番、大熊恵二議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊恵二であります。

久々に、この本会議上で質問の機会を得るということは、私のシミュレーションする中では考えておりませんでした。このたびの選挙におきまして無投票という状況になりそうだと、こういう中から告示日4日前に意思決定をしまして、ほとんど選挙運動らしい選挙もできずに告示日を迎えて、議席を得させていただいたということでございます。村長にこうして質問をさせていただくのも久しぶりだなと思っております。ひな壇に居並ぶ管理職の皆さんも顔ぶれがみんな変わりがまして、非常にフレッシュな精鋭部隊だなと改めて思うところでもあります。村長も、就任されてちょうど10年が経過いたしました。上伊那郡下でも、今2番目に古い首長として大変忙しい毎日を過ごされております。村外、いわゆる県内、または県外、役職上、非常に庁内を留守にすることが多い村長だと思いますが、その分、副村長に対する

期待も大きいわけであります。また、管理職の皆さんに対しても、そういった責任の重さが一段とあるなど思うところであります。枕言葉はこのぐらいにさせていただきまして、本題に入らせていただきます。

まず、村長の政治姿勢についてをお尋ねいたします。

村長が立候補、そして当選をされたときに、民間感覚のすぐれた村長として、非常に期待も大きく、村民の期待を集めて、今日に至っているわけですが、大変、今までよく村政運営に当たられてきたなど思うところであります。

選挙の際に上げました民間感覚、こういったものが果たして健在なのかどうかというのをここで改めて村長にお尋ねしたいと思います。民間感覚は健在なのかというお尋ねであります。そんな中で、村長としてのお考えをまずお尋ねいたしますので、よろしくお願ひいたします。

議 長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 9番、大熊恵二議員の御質問にお答えいたします。

民間感覚は健在かという御質問でございます。

大熊議員も申されたとおり、本当に月日のたつのは早いなというふうに感じておるところであります。村長に就任し、9年余が経過し、3期目の任期も折り返しを過ぎてしまいました。この間、不十分な面は多々あるかと思いますが、自分なりに努力しながら、公約に基づき、また村の発展のために、村民生活を守るために、村政運営をしてまいりました。

10年前、私の最初の選挙時のときを思い出しました。この質問によりまして、あのときは、時代の流れの中で、官か、民かの選択が大きな争点といった時代でもあったのかなというふうに思っております。その中で、私は常に民間感覚を持ちながら、職員として、助役として、そして職務を推進してきたことを申し上げた、そのこともそのとおりでございますし、また同時に、民間感覚と行政感覚を持ち備えることも大切ではないかというお話もさせていただいたところであります。10年間村政を担当させていただいて、このことは今も変わらないところであります。民間感覚と行政感覚、両方持ち合わせながら村政運営をやっていくということは重要だというふうに思っております。

健在かという質問であります。民間感覚を持ちながら行政を担当させていただいておるつもりであります。しかし、この年数の経過というのは、何事もそうありますが、感覚が鈍ったりすることもあるかというふうに思いますし、ずれたりすることもあるかと思ひます。したがって、常に足跡を振り返りながら、また日々反省をしながら、そうならないように努力はしてきているつもりであります。そんなつもりで行政運営をしておりますけれども、足りないところも多いと思ひます。そういった足らざるところは、折に触れ御指摘をいただければ、ありがたいなというふうに思っております。

ただ、10年前と比べますと、行政もかなり忙しくなってきました。本当に忙しくなってきたなというのは体で実感をしているところでありますし、大変な時代となってきました。本当に忙しさが先に出てしまうことが多くて、腰を据えて行政がしにくくなってきておることも事実であります。そうならないよう、気を引き締めていかなければならないと思っておるところであります。

同時に、これだけは事実かなというふうに思いますけれども、年齢とともに体力的な衰えというのは、やはり若干出てきているのかなという思いはしておるところであります。しかし、気持ちは前向きに捉えながら、行政運営をさせていただきたい、してまいりましたし、これからもさせていただきたいと思っておりますので、そんな点は御理解をお願いいたします。

民間感覚が健在であるかどうかという質問にはなっていないような気がしますけれども、健在のつもりでやっております。そのことだけは申し上げておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 大変、昔から十年一昔と言われますが、今は五年一昔、または三年一昔、こういう非常にサイクルが早まってまいりました。行政を取り巻く環境もかなり厳しくなっている、また複雑多岐に及んでいるということは事実かと思えます。

そこで、村長が就任して、子育てに優しい自治体、子育てがしやすい村づくり、こういったことを大きな目玉として上げて、進んでまいりました。そういったことが大変功を奏して、そのことだけではありませんが、時代の流れもあり、本村の人口も大変ふえてまいりました。ふえるばかりがいいわけではなく、当然、そこに副作用というものも生じてくるわけであります。それが、先ほど村長の言われた、非常に行政も大変な時代になったということであらわしているのかなと推測をいたすところあります。

私がこの質問を通告させていただいた中で、村長は十分御存じではありますが、多くの方に不易流行とは何だと、こういうお話を随分聞かれました。村長は十分承知をされておりますので説明するまでもないかと思いますが、知らない方もおりますので少し触れておきたいと思えます。

村長の考える不易流行についてお尋ねをするわけですが、これは多くの方が御存じかと思えますが、松尾芭蕉の有名な言葉であります。江戸、深川の芭蕉庵というところで、句会を催しておったときの門下生といいますか、弟子といいますか、どうしたら芭蕉先生のようなすばらしい句が詠めるのか、何かコツがあったら、先生教えていただけませんかとお尋ねがありました。芭蕉先生いわく、不易と流行だよと、こういうふうに言ったというのが事の始まりであります。

不易とは、変わってはいけないこと。行政でいうならば、住民の安心・安全を届

ける一番の根底の部分で、しっかりそれを守っていかなくてはならないと、こういう大きな目的があるわけであります。流行とは、その時代に合わせ、またそのときに合わせ、新しい施策を取り入れる。俳句でいうならば、春夏秋冬を含めて、その地方、その地方の新たな発見をする中で句を詠んでいく。そういったことが、芭蕉先生の一番言われているところであります。

村長は、子育ての優しい村、しやすい村、そういったことで10年やってまいりました。当時は、非常に先進的な取り組みでありました。上伊那郡下でも、保育料の問題をはじめ、長時間保育も含めて、非常に先進的な取り組みで、各自治体からも非常に注目を浴びてまいりました。しかし、今日、果たして、保育料についても、午前中の村長答弁でもありましたが、本村が今一番保育料が安いということではなくなってきました。やはり、その時代、その時代に合わせて、何が流行なのか、何が必要なのか、こういったことをやはり職員の英知を集めて、そして発信していかなければ、この人口がふえる南箕輪とて、先が思いやられる状況にあります。

そういった中で、今、村長が考える不易、そして流行について、何か具体的な策をお持ちでしたらお聞かせをいただきたい。また、お持ちでないならば、どういったことにこれから注意をして、こういったものを取り入れていく必要性を感じているのか、その辺もお聞かせいただきたいと思います。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 2点目の質問であります。村長の考える不易流行の問題であります。

大変難しい質問をいただきました。この言葉は、いろんな方が用いられております。松尾芭蕉の部分から来ておるということは、その時代から今の時代にも、脈々として引き継がれてきておるという言葉でありますので、それだけ重要なことなんだなというふうには捉えておるところであります。

普遍の真理を知らなければ確立せず、変化を知らなければ新たな進展がない。今、議員が申されたとおり、変えてはいけないもの、変えていかなければならないもの、村の行政の中にも多々あるかというふうには思っております。しかし、最近はこの不易というよりも流行が重視される風潮が顕著となっております。その辺はどうなのかなという思うようなところもありますけれども、村政においても、不易をしっかり捉えていかなければならない、これは私もそのとおりだろうというふうに思っております。

基本的には、村には、歴史や伝統や文化、こういったものがあるわけであります。そういったものを大切にしながら、時代のニーズにマッチした施策を推進していく、まさにこれが不易流行であるというふうには思っております。しかし、これは大変難しいことだなというふうに思います。

不易流行に当てはまるかどうかわかりませんが、私の村政運営の基本は、当初から変わっておりません。健全財政を維持し、自立し続けること、そして村民

の生活を守ること、安心・安全な村や地域をつくっていくこと、産業振興を図りながら、活力と元気な村を維持していくこと、こういったことが基本となっております。当時から、これは変わっていないところであります。このことを推進、これからもしていきたいというふうに思っております。ただ、時代の背景というのがあります。今、まさに人口減少、少子高齢化時代になってまいりました。この時代背景をどう捉えていくか、対応できる施策を展開していかなければならないところでございます。

議員が御質問といたしますか、その中でおっしゃった中で、いち早く子育て支援を実施した、このことは私は本当によかったなというふうに思っております。そのことは今の南箕輪の基礎であるというふうに思っております。ただ、今は、どこの市町村でもこの子育てやそういったことが中心の施策になってきております。まさにこれが時代の流れ、流行となってきたんだなというふうに思います。

私は、これからは子育てニーズを把握しながら、南箕輪の場合には、この内容をどう充実させていくかということを考えていかなければならないというふうに思います。これは模索し続けていかなければならない、こんなことを思っておるところであります。

では、どんな施策がいいのかというのは、今、ちょうど第5次総合計画、あるいは地方版の総合戦略の策定をしておりますので、その計画に沿ってやっていくことが必要なという思いがしておるところでございます。

内容の充実を図ることと同時に、子育てだけではなくて、これから後の質問にも関係があるかというふうに思いますけれども、教育の問題も本当に捉えていかなければならない問題だなというふうに思っております。教育、経済的な部分で内容が一律ではないという分野もありますし、学力の問題も重要な分野となってくるだろうというふうに思っております。こういったことをどう向上させていかなければならないのか、この辺も十分検討しながら行ってまいりたいなという思いがしておるところであります。

同時に、これから、やはり南箕輪村といえども、人口減少の時代が来ますので、それに備えまして、移住・定住促進というのもあわせてやっていきたいというふうに考えておるところであります。交流人口もふやしていかなければなりません。先般行われました経ヶ岳バーティカルリミットもその一環でありますし、この行事もまさに南箕輪の伝統の上ののった事業であるというふうに思っております。そんなことも今考えておるところであります。

ただ、具体的にと言われますと、第5次総合計画、どういう部分で策定になってくるのか、それに沿ってこれからはやっていかなければならないということと同時に、やはり産業振興をどう図っていったらいいだろうかなという思いもあるところであります。きのうも6次産業化の提言もいただきました。箱物よりも、いわゆる内容をもっと重視していくべきだという提言になっておったところであります。私

もそのとおりだというふうに思います。6次産業化を含めまして、農業振興、あるいは商工業をどう活性化していったらいいだろうかなという思いもしております。特に、本村の場合には、商業の部分が弱い面があるところでもあります。これは、地域的にいって、やむを得ない面もあります。そんなことを考えますと、安心・安全な、そういう部門では、生活への安心ということも考えていかなければならないだろうなど。きょうの新聞でも、辰野町では、移動販売というようなことをニシザワさんと提携して始めているというような記事が載っておりました。そういうことも考えられるのかなという思いも、今朝、新聞を読みながらしてきたところでもあります。

お答えにはならないと思いますけれども、不易という部分はしっかりと捉えてまいりたいと同時に、流行に乗りおくれぬように施策の展開を図っていかねばならないという、このことはそのとおりだというふうに思っております。お答えにちょっとなっていないような気もしますが、継続性と変革性、このことを私は常に頭の中に置きながら行政運営をやっていきなというふうに思っております。行政は継続しております。それにどう変革をしながら発展をさせていくのか、このことを考えながら、これからも村政運営に当たりますので、よろしくお願いいたします。

具体的な部分につきましては、ちょっとここでお答えができない面はお許しをいただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） なかなか多岐にわたっておりますので、これだというのはないわけですが、いずれにしても、この南箕輪が、光り輝く自治体としてこれから生き残っていくには、やはり流行という分野をどう組み込んでいくか、そういったことが特に大事だということを感じます。

そういう中で、最近、午前中から午後に至っても、地方創生という言葉が多用されておりますが、地方創生に何が必要か、どう地方創生を考えるか、さきの日本創成会議では、自治体の896自治体が消滅すると、こういうショッキングな報道もなされたところでありますが、最近の一つの方向性を見ますと、村長も今触れておりましたが、雇用の場をつくる、そして教育と医療という分野がこれから特に大切だと、地方創生には言われております。そんな中で、ひとつ、しっかり基本に不易を捉えながら、ひとつチャレンジをしていただきたいというお願いをしておきたいと思っております。

3番目に、村の施設、業務等の指定管理者、委託後の管理、チェック等にする問題点はないのかということについてお尋ねをいたします。

この問題は、我々が今度の選挙で当選証書付与式の後、8名のこの本会議上にいる議員が、村体育館の2階の会議室において会合を持ったと。会合を持ったことは

別に批判するわけではありません。その施設を、どういう立場で、どうして使ったのか。記録簿にも載っていない。使った形跡が残っていない。担当者にも聞きましたが、知りません、わかりません。あげくの果てには、個人の秘密にかかわることだから言えません。まことに、そこにいた職員も、対応がなっていない。

今年度の3月の予算を見ますと、予算書の10款07項2目の13節で、村民体育館指定管理者委託料ほかというもので550万計上してございます。これはどこに委託をしたのか、お尋ねをいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 教育費の委託料につきましては、体育館管理はわくわくクラブへ委託をしてあります。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） わくわくクラブというお答えをいただきました。これは、元来、教育委員会からやっていくものだと思いますが、指定管理者制度そのものにも全体的にかかわってまいりますので、あえて教育委員会は今回は外して、村長にお尋ねをしているわけであります。教育委員会も、このことについては、しっかり耳を傾けていただきたい。

どういう形で、議員風を吹かして借りたのか、それとも黙認をしたのか、その辺のいきさつがわかりませんから、その辺について調査を依頼してあります。その調査の中身等について。それから、今後の対策等について、どのようにされたのか。このわくわくクラブの今後、対応をどうしていくのか。その点について再度お尋ねをいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） わくわくクラブの対応といいますか、指定管理の部門の御質問であります。

御指摘を受けました件につきましては、私も担当部署を通じまして調査をいたしました。御指摘のとおりの内容である、このことはそのとおりであります。初めに、施設の設置者、指定管理の管理元としては私でありますので、そういった対応があったということは大変申しわけなく思っておるところであります。この場をおかりしておわびを申し上げたいというふうに思います。

調査の内容からしますと、なれ合いになっていた面もあったのかなという、こんな面もあるところでもあります。そういったことで不適切な事務処理となってしまいました。以後、こういったことのないよう、強く申し渡しました。絶対にそういうことはあってはならないと、きちんと申請をして、お貸しをするようにということで、きつく話をしたところでもあります。他の施設におきましても、こうしたことのないよう、適正管理運営には努めるように、また指示をしたところでもあります。そういうことで、議員御指摘のとおりの内容もあるところでもあります。



職員も、借りるでという話の中で、お金を払っていただけなければ困るよという話はしたようであります。ただ、その中で、持ち合わせがないのでということで、後で徴収する予定であったという報告は受けております。それで、終わった後、議会のことであったんだなということが判明したようであります。終わった顔ぶれを見て、そう感じたようであります。議会のことであるので、言わないほうがいいであろうととっさに判断してしまい、大変申しわけなかったという、こんなことでおるところであります。私の方からもきつく注意をしておきました。

以後、こういうことのないようにはしたいと思っておりますし、議員各位にも、ぜひ村の管理の施設でありますので、きちんと申請をして使うようにということ、これは私が申し上げるまでもなく、議員の立場としても私はそうであってほしいというふうに思っておるところであります。職員と同時に、議員の皆さんにも、そういったことは認識をしていただければ、ありがたいなというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） いずれにしても、そういう手続を踏まずに村の財産を、議員といえども、きちんと筋道を立ててやるというのが本来であります。

午前中の答弁でも、6番議員の、この私の右隣にいる唐澤議員が、4年間議員として、モラルや倫理はどうあるべきかということについてもこの4年間取り組んでまいりましたと、こういう発言が午前中の一般質問の冒頭でありました。どこにモラルや倫理があるんだと、私は最初聞いてそう思いました。そういうものがあるならば、きちんと対応されるべきであったなと。

今、村長の言われたなれ合いという、これは大変危険なことでございます。なれ合い、そしてお互いに仲よしくラブ的な発想では、最大の議会の使命はチェック機能であります。チェックすべき議員がチェックされるようなことでは、うちの村はよくなってまいりません。どうかそのことを肝に銘じて、職員も、そして私を含めた議員も、身を正して事に臨んでいくということは原理原則であります。当たり前のことであります。そういったことが判断できないような人間が、どうして村をチェックできるのでしょうか。

先日、委員会で、今議会に提出をされております議案第5号であります。村道の認定の問題も、私も長年携わってまいりました。あんなひどい状況で、道路認定の現地調査をしたのは初めてであります。これも、やはり申請する側も、受ける村側も、緊張感が足りない。もう少し仕事に緊張感を持って臨んでいただきたい。全てがそうであります。

村長の言う民間感覚というのは、100引く1は99じゃないんです。100引く1はゼロなんです。今、教員の世界でも、そして警察官の世界でも、1人の警察官が、1人の教師が問題を起こすと、みんながそういう問題を起こすんだというマスコミの報道等もあり、非常に輪が大きく広がってまいります。ほとんどの人はみんな真面

目にやっているんです。1人がそういう間違いを起こすことによって、全体が批判をされるといふ最近の流れの中で、緊張感を持って、どうか仕事に取り組んでいただきたい。また、我々も、緊張感を持って、チェック機能を果たしてまいりたい、そして新たな提案や提言もさせていただきたい、こう強く思うところであります。

先ほど村長が言っておりました歴史も、本村には長い歴史があるわけですから、どうかそういう意味で、先人が育んできたこの南箕輪の伝統を守り、言い古された言葉ではあろうと思いますが、賢者は歴史に学び、愚者は経験に学ぶと言います。どうか歴史をしっかり、村の歴史を汚さないように、我々を、私を含めて、身を正してやっていかなければいけない。こう一般質問をさせていただくこの壇上から、強く私も自覚するところであります。

職員の皆さんには、どうかポジティブな気持ちでチャレンジをしていただきたい。ポジティブな気持ちで失敗をするならば、さらにその次へ進んでいただきたい。どうか萎縮することなく、自由闊達な意見を出していただいて、村発展のために、ぜひ御努力をいただきたい。我々とともに、いい村づくりを進めていただきたい。こうお願いをして、村長の政治姿勢についてを終わりといたします。

続きまして、時間も大分押し迫ってまいりましたが、教育委員会にお尋ねいたします。

村の教育委員会としてのあるべき姿について、どのように考えておられるか、基本なお考えをお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 大熊議員さんから、村の教育委員会としてのあるべき姿について、どのように考えているかという御質問をいただきました。

初めに、大熊議員さんは、県教育委員会信州型推進委員会、この副委員長の要職でおられます。教育に関する見識も深くお持ちのことと存じます。今後、村の子供たちの教育に対しましても、よろしく願いいたします。

さて、議員さんから出されました御質問のお答えとなるか、ちょっと私自身も疑問でございますけれども、お答えさせていただきます。

子供たちは、家庭、学校、それに地域社会の中で生まれ、成長してきております。子供たちにとって家庭、これは人間の基礎をつくる場である。また、安らぎの場でもあり、喜びの場でもある。そして、生きる活力を与えてくれる場所であると考えます。したがって、教育の基本というものは、私は家庭にあると考えております。

本村では、人口や家庭数の増加に伴って、子供の数もふえてきております。これは、ほかの議員さんからも言われているところでございます。しかし、核家族化の進行、共稼ぎ家庭の増加など、家庭において、子供を取り巻く環境は大きく変わり、地域外の子供同士、また子供と大人がかかわる機会、こういったものが少なくなってきたのが現状であります。

教育委員会におきましては、子供たちの体験を通して学ぶことが、学習意欲を向上させることにつながり、生きる力を育むことになると考えておりますので、県教育委員会の基本計画である基本目標、3点ございますけれども、知、徳、体の調和、社会的に自立した人間の育成、多様性を認め、ともに生きる社会の実現、社会全体でともに育み、ともに学ぶ教育の推進、これを基本目標3点と8項目の重点的な施策を根底に置きながら、学校教育を推進してきております。また、各学校、小中学校におきましては、学校の教育目標や重点目標を地域の皆様にも御理解いただく。そういうことから、村報へ、回覧としてお配りしております。見たこともあろうかと思えます。

昔から、よく遊び、よく学べと言われていましたが、いずれこの村を背負っていく子供たちです。この時代に、さまざまな体験を通しながら、学ぶことへの興味、関心など、学習意欲の向上に結びつけられればと考えております。

次に、学力、体力のことについてちょっと申し上げてもよろしいでしょうか。

2007年に始まった全国の小学校6年生、また中学校3年生を対象とする学力調査、これは個人の成績そのものをはかるということよりも、平均値の推移などから、実態を把握することであろうと考えます。そして、他人と比較するのではなく、自分の学力を伸ばす、これが本来あるべき姿とっております。ことしも4月に、全国学力テストが実施されました。毎年のことですが、テスト結果が公表されると、点数等々の開示が問題として取り上げられます。教育委員会としては、それらに惑わされることのないようにしていくつもりでございます。学校では、毎年、文章で家庭連絡をしております。教育委員会としても、開示について検討しているところでございますが、子供たちに余分なプレッシャーを与える、そういうことはどうしたものかなど、また学校にとっても、地域にとっても、必ずしもよいとは言えないのではないかと考えております。これにつきましては、体力テスト等々についても同様とっております。

次に、信州型コミュニティについてでございますが、学校と地域住民の協同による、地域に開かれ、信頼される学校の構築を目指して、本年度、南部小学校で5月13日に発足いたしました。南部小学校では、平成21年から22年度にかけて、学校支援地域本部事業等々を経験しております。今回の発足に当たっても、学校ボランティア運営委員会というのですか、南部小学校フクロウの会とか言っておりますけれども、ボランティアとして67名の方々が登録してくださっております。南箕輪小学校・中学校、これらについても開設する方向で準備を進めてきておりますので、今後も見守っていただければと思っております。

あと、いろいろございますが、一応そこで答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 今、委員長さんから御答弁をいただいたわけですが、子

供にとって義務教育というのは、非常に大事なといいますか、自分の一生を左右する学びの場としての大変重要なところであります。今、南部小の信州型コミュニティスクールのボランティアが67名登録をされたと言いますが、もう一遍、お尋ねをいたしますが、このボランティアの中から67名ですが、コーディネーターという方は何人いらっしゃるのか、おわかりになりましたらお教えをいただきたいと思えます。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） コーディネーターは1人でございます。

名前まで必要ですか。

9 番（大熊 惠二） いえ、いいです。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9 番（大熊 惠二） これから、南部小でも、今年度から信州型コミュニティスクールをスタートして、67名ものボランティア、いろんな分野の方だろうと思えます。教育であり、運動であり、音楽であり、いろいろそういう分野があるかと思えますが、それをコーディネーターの方が、学校と、そしてそのボランティアの間に入って、いろいろ進めていくわけですが、やはりコーディネーターの方のスキルアップというのが非常に大切になってまいります。それで、本村の場合は、現在、県では、32%実施率であります。今年度中には50%にしたいという目標がございます。行く行くは75、100ということになるんでしょうけれど、そういう中で、しっかりこの信州型を南部小で成功させて、さらにはこちらの小学校にもしっかりと導入をしていただきたい、または中学校にも導入をしていただきたい、そんなお願いでございます。本村の実態は、進んでいるほうでもなければ、おくらしているほうでもない、中間どこと。どうか、先ほども地方創生の中で、これから教育が非常に重要だということを申し上げました。やはり、これから教育をしっかりやっておくことによって、村としての力がついてくると、そういう大事な教育の場です。どうか自信を持って教育委員会は取り組んでいただきたいというお願いをしておきます。

それから、もう一点聞いておきたいわけですが、最近、一昨年11月に、教育法が改正となりました。設置自治体の判断で、土曜日の授業ができるようになりました。それに呼応するように、全国では土曜日の授業を再開したところがあるわけですが、まだ長野県では一校もありません。先日の新聞等で見ても、鹿児島県が全国学力テストの中で下位に低迷しておりまして、鹿児島県、県の教育委員会のお願いで、各市町村の教育委員会をお願いをしたところ、月に1回、土曜日の授業を再開すると、これは2015年からやっていくと、こういう方向がことしの2月だったですか、出ております。

やはり、学力テストは、個人の競争をあおることではなく、やはり学力が上であれば、それにこしたことはないわけです。特に、地道に取り組んで、全国の

上位に顔を並べておりますのが福井県、そして秋田県であります。地道な取り組みで、非常に県単位で学力が上がっております。どうか、本村の教育委員会におきましても、それらの先進地事例をしっかりと研究していただいて、先ほど村長にも申し上げた不易流行の中のきらりと光る南箕輪の教育体制をどうかつくっていただきたい。そういうお願いをしたいと思います、ここで決意を求めているものかどうか判断に迷うところですが、お考えがありましたら、お尋ねをいたします。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

時間が少ないので、端的にお願いします。

教育委員長（清水 篤彦） 学力の問題についてでございます。

土曜日の授業の問題等も御質問かと思いますが、土曜日の授業につきましては、東京でも月2回、第1、3だったと思いますが、やっているところがございます。そういう問題も、教育委員会の会議の中ではございました。考えていく時期ではあるのかなと考えておりますが、広域の関係もございまして、なかなかそこら辺が難しいところでもございます。

それと、学力を向上させるというようなことから見れば、極端に言えば、小学校においても、またこれは個人的な意見でございますけれども、4年生ないし5年生あたりから教科担任制と、これもまたいい案ではあると思いますけれども、これにはそれなりきの教科ができる先生が来ていただかないとできない、そういう問題もございます。

現在、小中学校におきまして、11月から12月にかけて、中学校の先生方が小学校へ出向いて、授業を1ないし2時間程度行ってくれて、もっとあったかな、もっとあったそうですが、行ってくれておりますので、これもある程度は効果が出てきているのかなと思っております。

いずれにつきましても、今後も取り組めるところは取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

時間が過ぎてますので、端的にお願いします。

9番（大熊 恵二） 教育委員会につきましては、もっと道徳の問題ですとか、さまざまな分野について質問を予定しておりましたが、時間が参りました。また、次回の楽しみとさせていただきます。

どうかひとつ、しっかりと南箕輪の教育が、足が地についた、南箕輪ちょっと違ふよと言われるような、ひとつ教育委員会として御活躍を、委員長さんを筆頭に御活躍をいただくことを念願いたしまして、この問題は以上といたします。

以上をもちまして、村長の政治姿勢について、そして教育委員会の基本的な考え方についてを質問させていただきました。これで質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、9番、大熊恵二議員の質問は終わります。

ただいまから午後3時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時30分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けますが、ただいま1番、加藤泰久議員から、午前中の一般質問の発言について訂正の申し出がありました。

これを許可したいと思います、よろしいでしょうか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） それでは、1番、加藤泰久議員。

1 番（加藤 泰久） 午前中の私の一般質問の中で間違いがございましたので、訂正をさせていただきます。

来年の夏に予定される参議院選挙というところを衆議院選挙と言い間違えましたので、その点を訂正させていただきます。

以上です。

議長（原 悟郎） ただいまの発言のとおり、議事録のほうの訂正もすることといたします。

それでは一般質問に入ります。

2 番、小坂泰夫議員。

2 番（小坂 泰夫） 議席番号2番、小坂泰夫です。

私からは、事前通告いたしました大きく2点についてお尋ねいたします。

まず、味工房での農産物の直売についての質問です。

この質問につきましては、若干その背景を説明するため、最近地元の新聞に記載された内容を少しちょっと読み上げたいと思います。この6月定例会に、村が農産物加工販売所、味工房の拡充に向け、約113万円を盛った一般会計補正予算案を提出しております。店舗北側のウッドデッキを活用して、販売スペースを広げ、村内農家にこだわった農産物などを扱うとあります。また、村は、本年度、地域活性化に都市部の住民の力をかりる、総務省の地域おこし協力隊、予定では2人のようですけれど、2人を初めて募集し、味工房の新たな事業展開を担ってもらう計画と、このようなことがまずあります。

その味工房での農産物の直売、拡充を機に、上伊那地域ではまだ少ない農産物、果物はあるんですけれども、特には生鮮野菜ですね、この生鮮野菜のインターネットによる販売というのは、この上伊那地域でも、農協関係ほか、まだまだ少ない現状です。そのネット販売を視野に入れて、都市圏域には多いネットによる野菜購入者向けに、農産物の販路の拡大を図ってはいかがかと質問いたします。

まず、農産物を、野菜を、この地域の私どもが買うとしますと、基本的に、例えば、スーパーで現物を見て、手にとって選んで買うというのが、大方の野菜の買い方かなと思います。ただ、今、都会の特にお母さん方にとってみますと、例えば、車での移動ばかりでなく、公共交通機関、電車とか、あるいは徒歩による買い物と

いう中で、野菜は価格的には安くて、でもかさばったり、重かったりして、買うのはいいんだけど運ぶのもちょっと大変だと。顕著な例がお米でありまして、お米をスーパーで買って、これをまた歩いて自宅玄関まで持ってくるというのが大変だということで、農産物のネット販売も、都市部の人たちには多く利用されている現代であります。

そういった観点で、今回、味工房で農産物の直売をまずは店舗で販売をされるようですけど、ぜひ、ネットの販売も視野に入れて、農産物の販路の拡大を図ってはいかがかという質問をいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 2番、小坂泰夫議員の御質問にお答えをいたします。

味工房での農産物直売、拡充に、ネット販売も生かしてはという質問であります。

味工房の農産物直売につきましてであります。現在も、小さいスペースながら、店頭で直売コーナーがあるわけでありましたが、来月11日のまっくん軽トラ市に合わせまして、拡充した直売所としてオープンする予定であります。現在、ワゴンが3台あるわけでありましたが、これを10台にふやして、テラスにテントを設置いたしまして、日差しが直接当たらないような形といたします。これは、あくまで仮設的なものであります。しかし、状況によりまして、好評であれば、行く行くは拡充を目指していきたいなというふうに思っております。

この拡充につきましては、6次産業化検討ワーキングチームからの提案の一つであり、味工房プロジェクトチームでの検討を経て、まずは仮設的にやってみることにしてはどうかという御意見の中で、実施に踏み切るところであります。

目的といたしましては、品質のよい南箕輪産のものにこだわった、安全・安心な農産物の販売を行ってまいりたいと思っております。また、ワーキングチームの皆さんの農業者からは、村でつくっている野菜にはどんなものがあり、誰がつくっているのかを村の人に知ってもらいたいという希望もあり、まさに、そのような直売所になることが、地産地消や食育の拠点となり、一つの大きな目的となるんじゃないかと思っております。

ネット販売であります。これは、配送サービス、大都市での直販活動などと同様に、直売所を発展させるためには取り組む必要があると考えております。これは取り組む必要はあるというふうには思っております。しかし、直売所の拡充については、何とか今の人員体制で対応できるか、ぎりぎりのところであります。店頭での直売事業以外の活動となりますと、今募集をしております地域おこし協力隊の活用など、人的な体制整備も必要となってまいります。それに加えまして、供給する農家側につきましても、ネット販売等に対応する、さらなる野菜の供給等が必要となりますので、まずはこのシステムづくりやネットワークづくりが必要となってまいります。

したがいまして、味工房の直売所につきましては、最初に、村民から顔の見える地産地消の直売所を目指しての活動から始め、次の段階として、地域おこし協力隊員の活動状況を見ながら、ネット販売のシステムづくりや農業者とのネットワークづくりを行いながら、検討はしていきたいというふうに思っております。

ネット販売というのは重要でありますので、視野には入れていきたいというふうに思います。しかし、まず、直売の部分から始めて、ネット販売に拡大ができれば、これは理想的でありますので、そういったことを視野に入れてまいりたいというふうに思います。くどいようですが、この農業者とのネットワークづくりを実施していかないと、直売所自体もうまくいかないというふうに思っております。したがいまして、この辺に力を入れながら、行く行くはネット販売ができるような直売所になればいいなというふうに考えておるところであります。そんなことで御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 今の答弁をいただきまして、私も、質問の冒頭で現状を申し上げたとおり、地域おこし協力隊がまた加わって、要は、都会から来たお二人かな、が新しく加わって、味工房の新たな事業展開を担ってもらおうということはおわかっておりますので、この議会で私が質問して、また答弁をいただいたからといって、即ネット販売をじゃあオーケーだとか、そういうことをいただきたいのではなく、ただ、地域おこし協力隊が来られて、まして都会の方だと思いますので、そういった方々が来られるからには、村側の姿勢としても、そういうことに協力的であってほしいということで意味を込めて、質問をいたしておるところです。

再質問になるんですけど、まず、ちょうど今朝のNHKのAMラジオで、全国的にトレイルランニングが非常にはやっているという放送がありました。いろんなよしあしの内容もあったんですけど、全国20万人の愛好家がおられるということで、きょうの議会の中でもパーティカルリミットのことで取り上げられたとおり、今このトレイルランニングへの注目、また、これから、村がまたできれば定例化していきたいというこのイベントは非常に合っているんじゃないかなと。たまたまですけど、そのトレイルランニングの話題の直後に、南箕輪村の女性の投稿がNHKで読まれまして、何と不思議なタイミングかなと私は思ったところですけど。

そういった中で、先ほどの質問や村長の答弁の中に、例えば、トレイルランニングに今回来ていただいたアスリートの方が、南箕輪自体、大芝高原とか、この自然風景でしょうかね、すばらしかった、改めて来たいというお声があったということで、それも本当にありがたいことですし、ただ、全国からせっかく大勢の方に来ていただいて、改めて実際に来ていただくのは当然ありがたいことなんですけれど、せっかくこの村を気に入っていただけたのなら、これもまた先ほどの前議員の質問にかぶるところがありますけれど、例えば、ふるさと納税とか、そして自然を気に



入ったということで、村内の農家さんの農産物をじかに定期購入したいというような発想も出てくると思うんです。気に入ったから通うというのは、もちろん通ってもらいたいけれど、そう簡単にはいかないと思いますので、そういう点でも、この村のファンやリピーターをふやすためにも、ネットの直売というのは本当に生かすべきところかなと。

また、さっきの村長、ふるさと納税のところで答弁されてました、農産物の開拓もしたいということで、議員さんの紹介では、JA上伊那の加工品の産品ばかりでなく、村のものを独自でという宣伝のアイデアというか、お願いもあったし、村長もそれに答えていたんだと思うんですけれど。ふるさと納税のところでまず注目されるというのも、これからどんどんふえていくに当たって、そこにまた、例えば、味工房で農産物の直売をしていることもリンクさせれば、ホームページですぐにつながっていれば、単に納税だけでなく、じゃあ、せっかくだから野菜も買ってみようかと、よかったら定期購入、2週間に1回とか、1カ月1回とか定期購入するということが、野菜を買われる方の大方の買い方ですので、ぜひ、この農産物の直売を、単に味工房のデッキをふやす、試的にはもちろんそこからなんでしょうけれど、ぜひ中途半端に終わらないように。

蛇足になりますけれど、あじーながあります。あじーなは、もう皆さん御存じのような、すばらしい利用のされ方で、それに比べたら、今回の味工房での拡充というのは、まず試しの段階ももちろんですけれど、これからもあじーなを直売所の形で超えるということは、そう簡単にはいかないことだと思います。似たものが、まして規模的に小さなものが大芝高原、味工房にできるとしましたら、やはり上伊那でほかにやっていない販売方法をぜひ取り入れていただきたいと思います。

しつこくなりますけれど、これについてお答えをいただきます。お願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 直売の関係、あじーなのお話もありました。

あじーなを超えるということ、これは至難のわざだというふうに思っておりますし、あじーなとどう差別化を図っていくのかということを考えていかなければならないというふうに思っております。近くに同じような直売所があるということは、大変難しい面でも出てくるところであります。

この味工房の直売は、村内産にこだわってみたいというふうに、まずは思っております。したがって、先ほども申し上げましたように、この農業者とのネットワークをどう構築していくか、このことがかぎになろうかというふうに思います。本当に、出してくれ、出してくれと言っているだけでは、これはなかなか難しいだろうなというふうに思いますので、そういった組織的なネットワーク構築をして、これができないと長くは続かないというふうに思っておりますので、ぜひ、それはやっていきたいというふうに考えております。

それから、定期購入等々の話もありました。トレイルランから始まってのそうい

った皆さんに、地元産の宣伝をするということはいいことだというふうに思います。第2回目からはそんなふうにやっていたら一番いいのかなというふうに思いますし、そういったことが進んで、交流人口の増加にもつながってくるというふうに思いますので、そんな点も視野に入れながらやっていきたいというふうに思います。

地域おこし協力隊につきましては、募集をしているところでありますので、いい人がいればいいなと思っております。これは議会の中でお話しも申し上げましたように、いい人がいなければ、1年向こうに行っても仕方がないなというふうには思っておるところであります。随時募集はかけてまいりますので、1年向こう行くことのないようにはしていきたいなというふうに思います。

そういった中で、農業振興を図っていければというふうに思いますし、同時にそれが交流人口につながる可能性というのも大きいわけでありますので、そんなことはぜひ実現をさせていきたいという思いであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） これについて、もう少しつけ加える言葉を申し上げつつ、次の質問に移っていきますけれど、今、村長の答弁に、地域おこし協力隊にいい人材が集まらなければ、最初の予定では、聞いておるところではこの6月中に募って、面接もしということ聞いておるんですけど、そこで、もしいい人材がいなければ、先になっていくというようでもありますので、直売が始まるのは、そうはいつでもこの7月の軽トラ市に間に合わせるということでもありますので、せっかくだから、ぜひ早目に手をつけていただきたいと。それで、さっき村長の言葉に、直売所があって、ネット販売は次の段階の考慮だよと、人が足りないよというようなこともおっしゃってましたので、情動的に申し上げますけれど、村の社協のb型作業所、ひまわりの家さんの利用者さん方は、実際にまず農産物を生産されています。また、あじーなにその農産物を出したりして、販売もしておると聞いております。障害者の支援の中で、施設外就労という言葉があるんですけど、例えば、ひまわりの家の利用者さんが、これは例えの提言ですけど、今度新しく味工房のプレハブハウスで出荷作業をされるということでしたら、ネット販売、最初はそんなに多く注文もされないでしょうから、ぽつぽつとでも構いませんので、本当に1日1時間でも、利用者さんがそこに行って、箱詰めをして発送するというような、作業的にも、工賃としても安価に、そしてその作業ができますので、ぜひ、そういったことも検討の一つにしていきたいと思っております。

次の質問に移っていきます。

2番目の大きな質問としまして、障害者の就労の場をふやし、これは障害者はもちろんのこと、ほか健常者、多くの皆さんが元気に働ける職場づくりを目的に質問をいたします。

(1) としまして、村内企業に就労体験を促し、企業、あるいは地域と障害者が、

お互いを知り、ともに暮らせる地域づくりを進めてほしいという質問であります。

就労体験ということで、具体的に一つ紹介いたします。村のほうにはもう提示してありますけれど、例えば、近隣では、岡谷市の施策としまして、障害者就労体験補助金というのがあります。これは、例えばですけれど、福祉サービス事業所に通う障害者の方が、市内の事業所に1日実習体験に入ると、市から企業に6,000円、1日6,000円、1企業最大3万円とありまして、大体1週間、月曜から金曜まで実習をするというパターンが多いんですけど、5日間、3万円、市から企業に補助を出すというようなことの制度を構えて、障害者が一般企業に就労するきっかけにつながるような、障害者も働く体験をするし、企業側も障害者の皆さんがどんな仕事ができるのか、こういった働きができるのかを体験する、それを促す、これは市の制度であります。

上伊那郡下、あと県の事業としましても、障害者短期トレーニング促進事業というような形で、実際に上伊那ですと、伊那市のきらりあとというところだと思いますけれど、障害者就業生活支援センターを通じて、そういった障害者の短期職場実習にかかわる経費の助成等も行っておるようです。

この点について、まず、就労体験をこの南箕輪村でも後押しできないか、質問いたします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 障害者の就労の場の御質問であります。

県内の障害者の雇用というのは、着実に進んできておるところであります。上伊那地域における雇用率につきましても、この2年間で大きく伸びております。そんなことで、障害者の皆さんが地域の中で働ける環境づくりというのは、進んできているのかなというふうには思っておりますけれども、ただ、まだまだ大変難しい面もあるところあります。

そういった中で、一般企業の補助金のお話をいただきました。こういった障害者の皆さんの就労体験補助金があるということ自体、私も承知はしていなかったところあります。制度の内容がどうなのか、もう少し詳しく見ていきたいなというふうに思っておるところであります。

一般的に、企業への補助金というのは、障害者雇用納付金制度によりまして、法定雇用率に満たない事業所から共同出資により、そういったものを原資として、法定雇用率を超えている事業所に対する助成金の支給というのがあります。また、障害者をハローワーク等の紹介により、継続して雇い入れている事業所に対して、一定の期間、助成金を支給する制度などがありまして、障害者の雇用の促進というのが図られておるところであります。そういった中で、そういったことをやっておる市町村もあるということでもありますので、もう少し、ちょっと研究させていただきたいなというふうに思います。

当村の状況であります。当村は、73名の方が、就労支援を行う障害者福祉サービ

ス事業所において就労支援を受けております。この中で、一般企業への就労に向けての就労移行支援サービスを受けていた方で、一般就労に結びついた方は、この2年間ではないという状況であります。この辺、本当に寂しいなという気もしておるところであります。就労支援を受けながら一般就労に結びついていけば、これは理想でありますので、そんな後押しをどうできるのかということは、考えていく必要があろうかというふうに思っておるところであります。

一般企業への就労につきましては、今後、障害者が職場で働くに当たっての仕様を改善するための措置が義務づけられるなどの法律改正もあり、一般企業での就労が可能な障害者については、就労も進むことになるんじゃないかと予想しております。こうしたことによって、一層、相互理解を深める機会を設けることも重要となってくるんじゃないかと思っております。

そんなことで、研究はちょっとさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 私ごとになりますけれど、現在、仲間とともに障害者の就労支援の会社を興しまして、実際に障害者の皆さんと一緒に仕事をしている実情があります。

そういう中で、例えば、岡谷市の例じゃないんですけど、障害者の皆さんが企業に入って体験する、その支援者として横について仕事をしたこともあります。重い自閉症の例えば人がいまして、その方は、言葉によるコミュニケーションというのは、正直、私どもが何かを質問して、そのとおりに的確に答えられるようなことではなく、コミュニケーションは本当に難しい方だったりするんですけど、そういった方が、工場の作業工程で決まった流れのものを、視覚支援と言いまして、一つ、一つ、工程を写真に撮って、どういった形でこの流れの仕事をするんだよという決まったものがあれば、そういった重い障害を持った方でも、かえって決まっているものは得意で、また長時間続けられるという特質を持っておられる方もおられます。そういった方のサポートをしておりますので、やはり障害者といっても、いろんな方がおりますので、一般に地域で多くの皆さんが障害者の方をどんなふうに思っておられるか、また仕事は本当にできるんだろうかというような思いをされている方も多いかと思いますけれど、まずはどんなところでもかかわっていただいて、そしてその人、その人でできることというのはありますので、ぜひ、そういった場をこの南箕輪のほうでも、村長、まだちょっと勉強不足だというような答弁をいただきましたので、ぜひ、積極的につくっていただきたいなど。

それで、また、今回この質問、私、通告しましたら、それを知った方から、こういった質問もしてくれというような言葉をいただきましたので、障害者の保護者の皆さんとか、そういった方々からのお声なんですけれど、村側でもこれ御存じか、

障害者を雇用している企業に対して、公共事業入札の際にインセンティブ、先ほど村長ありました、法定雇用率を達成している企業は、点数が10点加点されるという利点がある。そういうメリットをぜひ行政から企業にも強調して、広報して、より障害者の雇用が進むよう、働きかけをお願いしますと、こういったお願いを、実際に養護学校の保護者の皆さんが、県や市町村に今までもお願いしてきているそうです。この声を南箕輪ほうでも届けてほしいというふうにいただきましたので、そういった点も含めて、村長お答えをお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） ささまざまな障害者の皆さんがおいでになります。人それぞれによって程度というのが違ってまいりますので、大変難しい面というのはあるわけでありましてけれども、そうはいつでも、障害者の皆さんが働くということは推進していかなければなりません。この地域の中で、障害をお持ちの方も一緒に働きながら、心豊かに生活ができるという、そんな理想の社会の追求はしていきたいなというふうに思っております。

したがいまして、先ほども出た助成金等につきましても、研究をさせていただきたいというふうに思いますし、PRの部分の質問をいただきました。点数が10点加算されるよというようなPRもということでもありますので、その辺は行政としてもできる場所がありますので、やってまいりたいと思います。ただ、入札参加の部分の資格基準につきましては、建設業がほとんどといいますか、それが主でありますので、そういう中でどういう雇用ができるのかというのも、これも見きわめていかなければならないだろうなというふうには思います。

そんなPRをさせていただくことは、やぶさかではございませんし、本村でも、確か、障害者を雇用した場合には、補助金の交付要綱というのがあります。南箕輪高齢者等雇用促進奨励金というのがあるわけでありまして。これは障害者にも該当させておるところであります。1人1回限りということでもありますけれども、10万円を交付するという制度がありますので、この辺の周知も図っていく必要はあるのかなと。本村は、これはかなり前に、平成13年につくった要綱であります。現在、これが利用されているのかどうかというのは、今のこの場でわかりませんが、そういった周知も図っていく必要はあるというふうには考えております。高齢者のほうの雇用は、確かに以前はあったというふうに記憶しておるところであります。

以上です。

議 長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2 番（小坂 泰夫） 今、10万円のお答えをいただきまして、私も不勉強だったところがありますので、ぜひ、また私のほうでも広めていきたいなと思っております。

(2) 番としまして、村役場においても、例えば、県事業であるんですけれど、知的・精神障がい者チャレンジ雇用を参考に、障害者の雇用の拡充をという質問で

あります。

先ほど、村長が、例えば、建設業、工業事業の入札ということで、建設業の関係が多いんだよというお答えをいただきましたけれど、障害にもいろんな分類があるんですけど、今は、例えば、精神障害とか、コミュニケーションにおいても、見た目、ほとんど、この方が障害をお持ちなのか、手帳をお持ちなのかということに疑うような方々も該当されていることもあったりしまして、例えば、建設業においても、事務の分野で働ける方もあろうかと思えます。

働き方は、本当、探していけば絶対あるはずですので、そういった点で、村役場でも、事務の仕事が多い役場ですけど、これは県の事業で、知的・精神障がい者チャレンジ雇用というのは、障害者の雇用機会の拡大、一般就労に向けた支援のため、長野県の場合は、本庁及び現地機関に非常勤職員として雇用すると、雇用期間を1年から最長3年に延長して、雇用人数も5から6名に拡大、配置予定は、県庁2名、現地機関4名ということで、職場の定着支援や職業能力開発支援を実施しているそうでありまして。これは、県独自の事業で、こういったものが村への補助とかなないかなと思って探してみたりもしているんですけど、村でもぜひ、こういった事業をまねしてというか、拡充を考えていただきたいなど。

それで、次に、ちょっと事前通告してありますけれど、最近ふえてるとされます発達障害者を雇用しと書きましたけれど、発達障害という分野でも手帳をお持ちの方、現在おります。後で、また詳しく述べますけれど、そういった発達障害の方が働きやすい環境づくりをすることで、現在の例えば、この役場ですね、現状の職場の環境、また、あるいは雰囲気、実際に、今、大きく言えば心の病で求職されている方もおられるというこの村役場の現状もあるわけですけど、障害をお持ちという意味で、ある意味、はっきりと支援が必要だという方が職場の入ってくることで、職場自体も今までの環境や雰囲気を改善できる機会になろうかと思えます。

そういった点で、ちょっと雑駁で、発達障害を雇用しというのがどのように理解されるか難しいところですけど、現状の職場のことで、今までも障害者の雇用を募集かけてきて、去年は確か応募がなかったんだという村長の答弁もいただいたかと思えますけれど、現状も含めて、障害者の雇用について、役場の関係ではどのようになっているか、お訪ねいたします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 役場の雇用関係、障害者の雇用関係であります。

地方公共団体にも、障害者の雇用の促進等に関する法律というのは適応されております。地方公共団体は、2.3%以上の雇用が義務づけられております。したがって、役場におきましては、2人以上の雇用が必要となります。現在は、2人分の雇用は確保されておるところであります。法定雇用率につきましてはクリアしているところでもあります。これは、正規の部分で今行っておるところであります。臨時職を含めると、全てを臨時職を含んでやっっていかなければなりませんの

で、臨時職は100人おりますので、そうすると、かなり法定雇用率が下がってしまうという面もあるところであります。

村も、定年等の関係もありますので、障害者の雇用、拡充というのは必要に迫られた問題であります。したがって、昨年も募集をいたしましたけれども、応募していただける方がなかったという状況であります。今後も、募集につきましてはやってまいりたいというふうに思います。

ただ、障害の程度ということも絞ってありますので、これはいわゆる正規の採用ということでもありますので、それはやむを得ないのかなというふうに思っております。臨時職関係におきましては、今、県の事業のお話もありましたので、こんな例を参考にしながら、そういった事業に取り組んでいくことは本当にいいことだなというふうに思っておりますので、この辺もまた研究させていただきたいなというふうに思います。

現在は、短時間の作業というようなことでお願いをしている部分もあるわけがあります。村報の挟み込み等々のような単純な作業的なものにつきましては、お願いをしておるとい状況もあります。村でも、できる限り、そういった皆さんがやっていただけるような仕事は、また社協、ひまわりの家等でも話をしながら、推進を図っていく必要があるのかなというふうに思っておりますので、その点はこれからもやってまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 例えば、今質問、答弁の中で、じゃあ、役場、この庁舎の事務の職場という中で、働ける障害者がおられるのだろうかとか、何となくそういった疑問というか、これを聞いておられる皆さんも思ったことがあろうかと思えます。そんな中で紹介したいんですけど、私もかかわっている中で、発達障害という分類、あるいは申しませんが、発達障害という分類の中で、コンピューターを私以上に非常によくわかって、事務作業をされる方も存じております。役場の事務でも結構ですけど、そういった職場の中で、能力的に全くできないというものではなくて、能力的にできる、ただ、ほかのコミュニケーションにおいて、ちょっと難しい問題を抱えているという方もおられますので、ぜひ、雇用を考えるという点では、間口を広げて考えていただきたいなと思います。

役場の中の休職の問題も含めて、ちょっと発展していきますけれど、発達障害について、少し説明と、その関係の質問をしたいと思います。

まず、今、きょう、2冊持ってきましたけれど、「発達障害に気づかなかったあなたが自分らしく働き続ける方法」という本がありまして、そこには、発達障害とはどういうものかといいますと、発達にアンバランスがあり、自分の努力だけでは改善できない生物学的な特性があるとか、日常生活での著しい支障、適応障害やストレス、対人関係のトラブルなどがある。こういった方を総称して発達障害という

ふうに捉えるんだというようなことが言われております。特に、発達障害そのものが、本当、普通の職場でもそういった特性のある人は多いんじゃないかということがありがちなんですけれど、発達障害の特性に早く気づくことができないで、2次障害、うつや適応障害など、障害のほかにも症状を引き起こしてしまうことになってしまった人については、専門的な支援や医療の助けが必要ですよというようなこともうたわれております。

これは、発達障害というのがまたどういったものなのか、住民の方にも、またこの場の皆さんにも御理解いただきたいと思ひまして説明するんですけれど、まず、発達障害は、基本的に、見た目、性格とも思われるかもしれませんが、でこぼこでありますけれど、特定のことには異彩な能力を発揮するのに、ある分野は極端に苦手といったようなことを指しますと。日常生活では、コミュニケーションは苦手だけど、事務仕事はきちょうめんにこなせる。あるいは、ミスは多いけれど、大胆な発想やひらめきのよさはおどろくほどすばらしい。どんな職場にもこういった方、どちらも思われる方多いんじゃないかなと思ひますけれど。

例えばですけれど、発達障害でよく分類されるADDとか、ADHDですけれど、これは言葉とか、会話をしていて、考えがあちこちに飛ぶ。私なんかもそういう性質があるなど自分で思っております、例えば、ADDという発達障害があれば、その逆で、性格的には頑固やこだわりに見えるかもしれませんが、今までどおりに仕事を進めることが得意、あるいは今までと違ったことを極度に嫌うというようなADDに対して、今度はアスペルガーという性質があるんですけれど、そういった発達障害の、例えば、2極化するとそういったものがあります。

仕事の中では、先ほどの質問や答弁にありましたけれど、変えてはならないことを得意とされる方や、変えていくべきことをまた見つけていくことを得意とする方とか、そういった方々が普通の職場の中にも多くあらわれると思ひます。ただ、その特質が強いばかりに、要は、皆さん御存じのように、今の時代は基本的に、大方、多くの普通と思われる方に同調を求める社会であります。同じようであるべきだと。

先ほど村長が、発達障害のことについて、答弁の中で、原因がわからないというような答弁、発言があったりしたんですけれど、発達障害を考えますと、発達障害者が今現代だからふえているという話ではなくて、現代の環境が変わってきたせいで、皆さん御存じのように、この世の中を生きやすい時代だと思われるか、生きにくい時代だと思われるか、それぞれですが、この世の中が、例えば、役場の仕事においても、二、三十年前は和気あいあいとしていたんだという村長の発言があった、また今のこの役場の職務の多さや雰囲気があると思ひますけれど、環境が変わったせいで、そういった人たちの特質が両極端にあらわれて、またその人たちが、それまでは受け入れられていたのに、受け入れられない、その部分は抑えるというようなことで、ストレスがたまり、うつや2次障害に発展することも多いのではないかと思っております。



話が長くなりまして済みません。

心の病ということで、例えば、休職されている方、全ての方が発達障害だと私は言いたいわけではなくて、ただ、職場の中には、発達障害傾向を持ついろんな方が働いておられるのがこの世の中だと私は思いますし、そういった中で、多くの職員が、過去にも質問する中では、本当に、学歴や成績的に優秀な方々が、今、多くこの役場にも応募してきて、その中でふるいにかけて雇用されている新入職員の方が多いと思います。けれど、学力がただ優秀だからといって、精神もまた強いとか、多くの人とのコミュニケーションが本当に難なくできるかというのは、また別の問題だと思います。

発達障害を雇用し、働きやすい環境づくりをすることで、職場の環境、雰囲気改善できる機会を検討してみたいかという質問の意図、ちょっと通じにくいかもしれませんが、心の病を抱えて、休職されている職員の皆さんが、いかに職場に戻ってきやすくていいか、またそういった方々がふえていかない職場をつくるかという点では、それぞれの特質をお互いに持っていることを自覚することも大事だと思います。まとまりませんが、こういったことに関して、村長、御答弁あれば、お願いいたします。よろしく申し上げます。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 発達障害傾向のある皆さんがふえてきておること、これは事実であります。そういった状況が小さい保育園のうちからあらわれておることでもあります。したがって、原因がわからないというような申し上げ方もしたところでもあります。環境の変化というのは、そうだろうということはお話しておるところであります。そのために、エコチル調査なんていう調査も、長い年月をかけて実施を今しておるところであります。そういった方々を雇用することによって、役場の雰囲気のような質問であります。

正規の部分につきましては、法定雇用率の関係で、どうしても採用していかねばならないという状況であります。臨時職関係で、もしいい人がいれば、それは採用するにはやぶさかではないところでもありますので、ぜひ、そんな人の紹介もお願いしたいというふうに思います。また、職員採用につきましては、私自身も、学歴や学力ということを重視するのではなくて、人間性重視でいきたいなということで、面接試験を重視するようにしております。集団面接という手法も取り入れております。そんなことで、確におっしゃることはそのとおりだろうというふうに思います。

ただ、雇用となりますと、こういった仕事ができるのかと、そういった面、どの程度のことまでできるのか、そういった面というものを考えていかなければならないところでもありますので、それは個々で対応していかざるを得ないだろうというふうに考えておりますので、またそんな話等がありましたら御紹介も、先ほども申し上げましたが、お願いをしたいと思います。こういった皆さんを雇用すること

は、決してやぶさかではないことでもありますので、ぜひお願いしたいと思います。  
以上です。

議 長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2 番（小坂 泰夫） 以上で質問を終わります。

議 長（原 悟郎） これで、2番、小坂泰夫議員の質問は終わります。

なお、3名の議員の質問が残っておりますが、あす11日の午前9時から一般質問  
を続けるといたしまして、本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。礼。〔一同礼〕

御苦労さまでした。お疲れさまでした。

散会 午後 4時16分

事 日 程 (第3号)

平成27年6月11日 (木曜日) 午前9時00分 開議

第1 一般質問 (受付順位第7番から)

5番 百 瀬 輝 和

8番 三 澤 澄 子

3番 山 崎 文 直

○出席議員（9名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	丸山豊	10番	原悟郎
5番	百瀬輝和		

○欠席議員

9番 大熊恵二

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	子育て支援課長	有賀由起子
副村長	原茂樹	産業課長	唐澤孝男
教育長	征矢鑑	建設水道課長	出羽澤平治
総務課長	堀正弘	教育次長	藤澤隆
会計管理者	小澤久人	代表監査委員	原浩
財務課長	平嶋寛秋	教育委員長	清水篤彦
住民福祉課長	藤田貞文		

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	城取晴美

## 会議のてんまつ

平成27年6月11日

午前9時00分 開議

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

会議に入る前に御報告いたします。

9番、大熊恵二議員から、腰痛による通院のため、欠席する旨の連絡がありました。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

昨日に引き続き、一般質問を行います。質問順に発言を許可いたします。

それぞれの確な質問、答弁をお願いいたします。

それでは、5番、百瀬輝和議員。

5 番（百瀬 輝和） 議席番号5番、百瀬輝和です。

多くの皆様の応援をいただき、2期目の仕事ができることを大変ありがたく、また同時に、大きな責任も感じております。

今回の統一地方選挙を見てもわかるように、今、地方議会に厳しいまなざしが向けられているのは確かです。政治的な責任を有し、その政治的な力量が問われています。地方創生とは、実は地方議会の生き残りをかけた戦いであると自覚しております。みずからが地域の宝になるのか、課題になってしまうのか、どちらの可能性も有しています。危機的状況における重大な存在意義を自覚すれば、次なる行動は見えてくるはずです。私も、村民の目線で、村民のため、村のために全力で働いてまいります。

最初に、安心安全な村づくりのために、村の防災、減災の取り組みについて伺います。

1期目の最初の質問も、被災者支援システムの質問でした。その後、村でも導入されて、防災訓練でも実践を行ってきています。しかし、まだ完全な状態ではありません。

平成25年10月施行された災害対策基本法の一部を改正する法律では、被災者の援護に関する事務が円滑に行われるように、被災者台帳の整備があります。支援漏れが起これないように、関係部署の共有活用や個人情報目的外使用も可能になりました。被災者支援システムでは、機能追加や改善、改修がなされ、今月、4月に、最新バージョン、バージョン6で、これはeラーニング資料の公開や個人番号制度への対応、被災者台帳の汎用項目の追加、罹災証明書の汎用項目の追加などが加わりました。地震や台風など、いつ起こるかわからない災害における村の業務をトー

タル的に支援してくれるシステムです。また、全国サポーターセンターもあり、無償で提供を受けられます。

このシステムを一日も早く完成させるために、村として、台帳に掲載する項目の内容、作成と運用手順のルールを決めておくことが重要です。情報を集約する部局と情報を提供する部局、本人同意確認や申請を受け付ける窓口、システム担当部局の責任者が横断的に検討を行い、訓練のシミュレーションを実施するなど、準備しておくことも大切だと考えます。システムの整備状況について伺うのと同時に、(2)のBCP事業継続計画の取り組み、これも非常に大きな関係があると思いますので、同時に伺いたいと思います。

議長(原 悟郎) 答弁を求めます。

唐木村長。

村長(唐木 一直) 5番、百瀬輝和議員の御質問にお答えいたします。

安心・安全な村づくりのためにということで、幾つかの項目にわたって御質問となっております。

このところ、全国各地で大規模な地震や火山の噴火が発生しております。この原因はいろいろあると思いますが、東日本大震災の際に、日本列島が乗っているプレートが大きく動いたことで、地下の状況が非常に不安定な状態になっていることが要因と考えられるとのこと。県内でも、御嶽山の噴火や神城断層地震が発生しており、常に災害への備えというのはしておかなければならない状況にあります。

その中で、被災者支援システムに関する御質問であります。被災者支援システムにつきましては、平成26年4月に、最新バージョンであります、御指摘のありましたバージョン6がリリースをされ、当村におきましても、最新版による運用は行っております。議員御指摘のように、このバージョンにおいては、個人番号制度への対応やeラーニングによるシステム操作方法の疑似体験、避難所関連システムのマルチブラウザ対応などが実施できるようになっておるところであります。被災者支援システムにつきましては、被災者管理だけではなく、緊急物資の管理や仮設住宅の管理、義援金管理などの幅広い対応ができ、災害時には重要なシステムとなっております。このことは承知をしておるところであります。

こういった最新のシステムでありますので、スマートフォンやタブレット端末などに搭載されているブラウザでも、避難者の登録、検索が可能となってまいりました。避難者支援システムは住民記録を扱っておるとい部分もあるわけありますので、スマートフォンやタブレット端末での利用は情報セキュリティの上から困難であるだろうなという判断はしておるところであります。今回の年金の情報漏れ等々のことを考え合わせましても、これは便利なシステムでありますけれど、その辺をしっかりと検証していかないと、一般的に使うということは難しいというふうに私自身は思っておるところであります。また、個人の生命、身体、または財産の保護のために、緊急かつやむを得ない場合には、目的外使用ということが認められ

るようになったところであります。災害時には、適切な対応ができるよう、関係部局で調整を図り、避難者システムの運用を進めていきたいと思っております。

完全な状況ではないという御指摘であります。確かに、まだ完全な状況ではありません。本当にこれが完全になるためには、まだまだ年数を要するのかなということは思っておるところでありますし、しかし、災害というのはいつ起こるかわかりませんので、整備は進めていかなければならないという考え方に立っておりますので、その辺の御理解をお願いいたします。

事業継続計画であります。事業継続計画につきましては、本当に重要な業務であるというふうには思っておるところであります。特に、大災害時には、職員も被災しますので、どのぐらいの職員が出てこられるか、どうかという、このことも頭に入れておかなければならないところでもあります。現在では、職員数が半数程度になったことを想定しながら検討をしているところでもあります。どの業務から再開していくか、また優先順位を決めておく、こういったことが必要となっておりまして、担当者が不在だった場合に、どう業務を行っていくかなど、復旧に対する手順等を定めていかなければならないところでもあります。

村の状況におきましては、現在では、下水道事業におきましては事業継続計画が策定されております。これだけでございます。他の部署の計画は、これからといった状況ですので、まずは各課において担当業務の緊急時における順位づけを行い、庁内全体での優先順位を決めて、業務が停滞しないように、計画づくりを進めていかなければなりませんし、今進めておるところであります。なかなか前までに進んでいけないというのは実態であります。日常業務に追われる中で、あわせてやっていかなければなりませんので、そんな点はぜひ御理解もいただきたいというふうに思いますし、徐々にではありますけれども進めておりますので、そういった御理解もお願いしたいと思っております。

本当に、被災者支援システムや事業継続計画につきましては、おくれぎみであるということはそんな御指摘のとおりであります。そういったことでありますけれども、徐々に進めておるといふことで御理解をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 大変、これ、村の安心・安全を守っていくために重要なシステムでありますし、事業継続計画の策定も、本当に職員の方たちが被災したときに、何から手をつけていくか、何を守っていかなければいけないのかということになると思います。その中で、内閣府の資料で、被災者台帳製作のチェックリストだとか、実務指針が今ホームページでも見られるようになっております。このぐらい厚い、プリントアウトするとこのぐらい厚くなっちゃうんですが、こういうものが内閣府の資料として誰でもとれるようになってますので、そういうものも使いながら、ゴールをどこにするのか、最終的にどこに持って行って、どこで完成させる

のかという考えを持ちながら進めていただきたいと思います。

次に行きます。

村の防災計画の、この厚い防災計画が村でもつくられております。この第2章第5節に、広域総合応援計画があります。広範囲に災害が起きたときは、近隣市町村との情報の収集、情報のやりとりなどが迅速に行われるようにしておく必要があります。近隣市町村、また県との連携状況を伺います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 近隣市町村との連携はという御質問であります。

防災計画につきましては、本村でも、今、議員御指摘をいただいたような、膨大な防災計画ができておるところであります。この計画をつくりましたので、まずは職員が読み取ること、頭に入れておくこと、どう対応したらいいのかという、このことはしっかりとやっておりますし、そういった指示もしておるところでございます。このことが抜けてしまいますと、常に、災害時に何をどうするということが進んでいきませんので、そういったことに重きを置いております。したがって、防災訓練、毎年実施をしておりますが、まずは職員が、その防災計画を読み取り、どう行動するかということに基本を置いております。

近隣市町村との連携はということであります。

長野県では、長野県市町村災害時相互応援協定が制定されており、広範囲に災害があった場合には、この協定に基づき応援体制をとるということになっておるところであります。例えばでありますけれども、上伊那管内のある自治体が被災し、応援が必要な場合には、被災市町村は上伊那地域の代表市町村である伊那市に連絡をして、伊那市が応援体制の調整をとることとなります。また、上伊那全体が被災した場合には、県内を8ブロックに分けてあり、相互に応援することとなっております。上伊那が被災した場合には諏訪から、諏訪または範囲が被災した場合には、上伊那が応援に行くこととなっております。応援の内容といたしましては、物資等の提供、あっせん、人員の派遣等、このことになっておるところであります。また、衛星携帯電話が全ての市町村に配備されております。こういった中で、非常時に備えた体制が整備されておるところでございます。

被災した場合に、さらに大切なことは、医療活動というものも大切になってまいります。このことにつきましては、上伊那地域包括医療協議会で、平成25年11月に災害時の医療救護マニュアルを策定して、協力体制は整えておるところであります。昨年でしたか、村の防災訓練の中でも、これに基づき一部実施をしたところあります。

この相互の応援というのは大変重要になってまいりますので、常に近隣市町村との情報の共有を図って、連携を強めていかなければならないと思っておりますし、今もそうしておるところであります。よろしく願いいたします。

以上です。



議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 近隣市町村との連携、今お聞きしてわかりましたけれども、先ほどの1番目の被災者支援システムの関係にもなりますけれども、近隣市町村がじゃあ、どういうシステムで被災者台帳を整備しているのかということも大事になってきます。また、職員の応援だとか、例えば、南箕輪村から職員が応援に行ったとき、応援に来ていただいたときの、そのシステム状況がどうなっているかっていうのも非常に大変重要なところだと思います。また、広範囲の罹災証明書を出すための被災者の台帳をどう互換性を持たせるのかっていうのも非常に大事な取り組みになっていきますので、そこら辺も含めて、会議のときに情報交換をしていただければと思います。

次に行きます。

防災対策基本法の改正法の中に、防災マップがあります。村の、現在配付されているのは、こういう防災マップが全戸に配付されて、保存版として置いてあります。これ、2009年にできたものです。最新版が必要だと考えますが、そのお考えをお伺いしたいのと、また村のウェブサイトから国土交通省のハザードポータルサイトへリンクできるような、南箕輪村の地図で、拡大して見られるようなサイトになっているんです。そういうサイトへリンクして、見られるようにしたらどうですかというお伺いなんですが、村長、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 防災マップの作成につきましての御質問でございます。

御指摘のとおり、平成21年3月に作成し、全戸配付をしておるところであります。それから、年数が、既に6年余過ぎておるという状況であります。今配付をしてあるマップにつきましては、天竜川、大泉川、大清水川の浸水想定区域や土砂災害の警戒区域、あるいは特別警戒区域等を地図上に落としたものでございます。

大変、6年余が経過して、地域の状況ということも変わってきております。例えば、今のそのマップの中には、153号伊那バイパスも入っていないところがあります。そういったことで、防災マップの作成、今、準備をしておるところであります。もう一点、長野県が箕輪町の区域で、土砂災害の警戒区域の指定を実施し、久保地区の村境の一部で、新たに土砂災害警戒区域、特別警戒区域が指定されたところがあります。そういった状況もありましたので、それを待ってということで作成を考えていたところあります。これらの情報を精査しながら、最新の防災マップを作成し、9月に実施します村の総合防災訓練までに全戸配付をしていければということで、今、準備をしておるところでございます。

前々からも御指摘もいただいておりますけれども、見やすい防災マップをつくっていく。このことには力点を置いていかなければならないというふうに思っております。したがって、表示方法等についても検討しながら、今、作成をし、さらには9月の防災訓練までには何とか間に合わせたいなど

いうことで今進んでおりますので、よろしくお願ひいたします。

さらに、国交省のホームページに載せられております、あなたの町のハザードマップ、さまざまな情報が記載されておるところでありますし、長野県のホームページでも、信州の暮らしのマップというようなものを掲載しておるわけであります。そういったところへ村のホームページからリンクできれば最適でありますので、そのことは検討というより、実施できるのかどうか、実施できないということはないと思っておりますので、やってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） しっかりとした取り組みをお願いしたい思います。

平素からの防災への取り組みが大変重要だと考えます。その活動をしているのが各地域の自主防災組織です。役員の方々は、大変御苦労されて活動をしていただいております。しかし、地域差も生まれているように感じております。そこで、活動を活性化させるために、目標をつくり、それに向かって取り組めるようにしてはどうでしょうかという提案です。

ある自治体では、活動マニュアルとか、自主防災のチェックリストだとかを使いながら、どこまで活動を取り組んで、どういう自主防災会にしていくのかという取り組みをしているそうです。そういうことによって、各地域の自主防災会が平準化されていくと思っておりますが、村長、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 自主防災の取り組みであります。

今、本当に災害につきましては、地域での支え合い、共助というのが大切になってきておるところであります。神城断層地震におきましても、そんな点が大きくクローズアップされて、報道がなされたところでもあります。そういった取り組みが、本当に、命を守っていくということに非常に大切だということで、そういうことを考えますと、自主防災組織という、この重要性というのは認識しておりますし、活動を活発化していかなければならないというふうに思っておるところであります。

現在でも、この自主防災組織につきましては、自分たちの地域は自分たちで守るという理念で活動をしていただいております。ただ、この自主防災組織、地域差、温度差というのがあることはそのとおりであります。そういったことをできるだけ解消するように、防災アドバイザーや防災士等を活用して、支援を、実施をさらに強めていかなければならないと思っております。おかげさまで、この防災士の資格をとっていただく方がふえてきておりますので、そんな皆さんも活用していければというふうに思っておりますし、自主防災組織連絡協議会を年4回程度開催しておるところであります。情報共有という点では、この連絡協議会というものの果たす役割というのも大きくなってまいりますので、こういった協議会を開きながら、情報の共有を図って、全地区で適切な活動がなされるよう、

地域の取り組みを支援してまいりたいと思っておるところであります。

ただ、先ほども申し上げましたように、地域によってかなりの差があります。と同時に、本村の場合の災害想定というのは、それぞれ地区によって異なる面というのがあるわけでありまして、浸水区域、これ、全く関係のない地域というのものもあるわけでありまして、そういったことを考えますと、同じマニュアルを使っている取り組みというのは大変難しいんじゃないかというふうに考えておるところであります。ただ、将来的な課題といたしましては、そうはいつでも統一的なマニュアルというのは必要になってくるのではないかなというふうに思います。

もう少し、自主防災組織の地域間格差というのを縮めながら、そういったところにつなげていければいいというふうに思っております。まずは、この各地区の自主防災の活動というのを活発化できるよう支援をしていく。そのための防災士等、より多くの皆さんに資格取得を促していくことから始めておりますので、そんな実態は御理解をして、お願いをいたしますし、また自主防災組織連絡協議会の中で、その辺の問題提起等につきましては、問題提起、村側からしてまいりたいというふうに思いますので、そういった中で、また御意見もいただいでいく機会というのがありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 大変、これ、重要な位置を占める自主防災会組織の活動ですので、行政側としてもしっかりとした取り組みをお願いしたいと思います。

(6)の個人情報の取り扱いについては、先ほどの被災者支援システムのところでも、村長から、個人情報の取り扱いの目的外使用、運用手順、ルール等をしっかりと決めておく必要があると思いますので、そこはしっかりとやっていただきたいと思っております。

次の災害時の難病患者や長期疾病患者、支援の必要な方に、避難したときに必要な支援を周囲に的確に伝えるための災害時支援手帳をつくりませんかという提案です。これは、患者の名前や病名、治療歴、服用薬など、家族やかかりつけの医師の連絡先などを書いておいて、災害時に支援手帳を見せれば、そこにいる役員の方が的確にその方の支援を行えるというようなアイテムになっています。これについて、村長、導入いたしませんか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 災害時の支援手帳の導入、これ、できれば、それはいいわけでありましてけれども、長野県では、今、実施はしておりません。他県では手帳作成をしている事例もあるようであります。その辺を参考にしながらとは思っておりますけれども、ただ、現在、長野県におきましては、難病患者につきましては県のみで把握しているため、村には全く情報がないところでありまして、したがって、長期疾病患者についても把握は難しい状況となっております。あ

くまで、これは本人申請、実施をするならば、本人から申請をしていただかなければならないという状況に現在はあるところであります。全員がしていただければいいんですけども、いろんな考え方もありますので、全ての把握というのは難しい状況になってくるのではないかなというふうに思っております。

本村は、災害用ではありませんけれども、百瀬議員の御提言によりまして、緊急医療情報キットを65歳以上のひとり暮らしの方や障害者手帳を所有するひとり暮らしの方に配付しておるところであります。この利用をもう少し徹底させたほうがいいのかなと。その中から、災害時の支援手帳の導入のお声が出てくれば、また検討していくということになるかというふうに思います。ただ、御指摘をいただきました災害時支援手帳というのは必要である、そのことはそのとおりでありますので、将来的には検討していく課題かなというふうに思っております。その前に、もう一回、この緊急医療情報キットというのを周知しながら、家庭に備えつけていただくということにちょっと力点を置いてまいりたいなというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 先ほどの個人情報の関係にもかかわるんですが、難病指定は本当に県が把握してて、各基礎自治体においてこないというお話を伺っております。難病は、現在110疾患あるんですが、ことしの7月からは196ふえて、306疾患にふえます。そういう中で、やはり南箕輪村の中でおられると思います。そういう目的外使用の中でルールを決めて、県との連携をとって、一番やはり現場がかかわっていくわけですから、そこら辺の情報もしっかりと管理していければいいなと思いますので、行政としての対応をよろしくお願いします。

それと、緊急医療情報キット、本当に、これ、大切な取り組みですので、これをどう活用していくかという検討もしっかりとしていただければありがたいです。

空き家対策特別措置法が先月26日に施行されました。放置された空き家の撤去や活用を促すものです。特措法は、税情報を活用して、所有者の把握ができ、所有者に修繕、撤去を促す指導、勧告、命令ができるようになりました。また、空き家を資源として活用する取り組みも大変重要だと考えます。

現在、村では、93軒の空き家があると聞いております。実際は、実態把握から始めることになると思います。これからの取り組みになりますが、第6条1項の空き家等対策計画、7条1項の協議会をつくって進めていきますかという質問です。村長、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 空き家対策についての御質問であります。

空き家というのは、本当に、防災や防犯や景観やいろいろな面から、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし、こんな事例も問題になってきており、全国的な課

題となっております。こういった状況もありまして、本村でも、特に防犯上という観点から、平成24年度と昨年、平成26年度にも調査を実施したところでもあります。これは区長さんに御依頼を申し上げまして、調査を実施しました。村内には8,200棟余りの建物があり、そのうちの93棟の空き家がある、そんな報告があるところでもあります。

この調査に基づきまして、現在、現地確認を行い、目視による状況把握を進めておるところであります。全てが適正に管理をされていないということではありませんで、特に適正管理が必要な空き家につきまして、今、状況把握を進めておるところであります。

今、御指摘のように、特措法、空き家等対策の推進に関する特措法ができたところでもありますので、まずは庁内の関係部局でプロジェクトチームをつくり、連絡体制づくりを行うとともに、現地調査の結果をもとに、所有者等への意識・意向調査を進め、適切な管理が行われるように対応はしていきたいというふうに思っております。これは進めていかなければならないと思っております。

そういった中で、こういったニーズがあるのか。これは難しいことではありますけれども、移住だとか、定住促進の上からも必要なデータとなるのではないかなというふうに思っておりますので、その辺を絡めて調査ということもやっていく必要があるというふうに思っております。

協議会の設置につきましては、特定空き家等に該当するか否かの決定をどう行っていくのか、こういった状況が生じたときに、必要に応じて設置をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 今後、村としての貸与計画を策定していくと思いますけれども、昨日質問もありましたけれども、村づくり委員会との計画の連動だとか、地方創生の取り組みとの連動だとか、長中期的な取り組みが必要になってくる、この空き家対策だと思います。しっかりとした取り組みをお願いしたいと思います。

次に、支え合う村づくりのためにということで、生活困窮者自立支援法がことし4月に施行されました。仕事や健康などで、深刻な問題を抱えた人を生活保護に至る前に支え、新たな人生への挑戦を後押しする画期的な法律です。

村では、松寿荘内に、長野県上伊那生活就労支援センター、まいさぼ上伊那が4月から設置されました。しかし、このことを知っている方が少ないです。余り知られていません。制度のきめ細かな周知が必要と考えます。また、まいさぼ上伊那との連携が必要だと考えております。声なきSOSをキャッチする取り組みで、早期発見、早期支援の体制構築が重要だと考えます。地区社協や民生委員さんとの連携や地域包括ケア会議等の連携が必要と考えますが、村長、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 生活困窮者自立支援制度の実態、あるいは考え方の御質問であります。

御指摘のとおり、4月1日から生活困窮者自立支援法が施行されました。長野県におきましては、まいさぼ上伊那の部分で設置をされました。これは、福祉事務所設置自治体単位に生活就労支援センターということでありますので、上伊那管内の町村を対象に、南箕輪村社会福祉協議会、松寿荘内に設置をされたところでありませぬ。本村に県の施設が設置されたということで、このことは本当にありがたいな、活用が容易になるなというふうには思っております。

4月の上伊那全体の相談件数というのは、11件あったということであります。1カ月で11件という報告をいただいております。周知につきましては、できたばかりでありますので、4月の民生・児童委員協議会定例会にこの職員の出席をお願いいたしまして、生活就労支援センターまいさぼの役割や関係機関との連携の必要性などについて説明をしていただきました。今後も、住民や関係機関への説明会への出席等と呼びかけるとともに、広報により周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

この生活困窮者というのは、多くのケースがさまざまな課題を抱えておるところであります。したがって、関係機関との連携というのが極めて重要となっております。そういったことで、関係機関とのケース会議を行っております。さまざまな支援、どうしていくのかというケース会議を行っております。そんなことでやっていきたいと思っておりますし、今もやっております。

緊急的な支援というのも起きてくるわけであります。一時的には、食料の確保については村の職員が対応しておりますし、住居や生活等につきましては、生活就労支援センター、福祉事務所、村社会福祉協議会が、それぞれの役割を分担する中で、連携して、対応しているところであります。村単独での全ての対応というのは本当に不可能でありますし、関係機関が連携をとりながら、ケース・バイ・ケースによって対応していく、そんなことに努めておるところであります。

こういった事例というのは、これからさらにふえてくるというふうに思います。今、社会福祉協議会の中で、就労支援という相談よりも、緊急的な生活資金の相談がかなりふえてきておるといふ話も聞いておるところであります。これからの社会、そういったことがさらにふえてくるだろうなと、そういった対応をどうしていったらいいだろうなという、このことをこれからの課題となってくる、今も課題となっておりますし、課題となってくるというふうに考えておりますし、前々から申し上げておりますように、本当に今、精神の病を持っている人の対応というのが大変になってまいりました。そういったことを含めて、それぞれ連携をすることが必要でありますので、充実はさせていきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 早期発見、早期支援というのが、非常に大事な取り組みだと聞いております。また、昨年、議会でも視察した大阪の豊中なんかは、CSWさんの活動というのがそういう取り組みになってくると思います。

職員の中でも、やはりこの地域福祉コーディネーターの配置だとか、やはり相談に来られる方は多岐にわたって、食料、衣類、住居、生活費などの相談がほとんどで、一時的な支援が必要だと聞いております。村としてできること、一時的な支援が、体制がとれれば、そういう体制もとっていただきたい。また、まいさぼ上伊那、職員が2人しかいなくて、あと、家計の支援員は、長野県半分ぐらいを飛び歩いているということです。そういうところの連絡協議会なんかもつくりながら検討していただければと思います。

次に行きます。

村では、いろいろな相談窓口がありますが、その相談者が平日は仕事で、土曜、日曜にしか来られない場合の対応を伺いたいと思います。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 相談窓口の御質問でありますけれども、各課には、さまざまな窓口があり、対応しております。基本的には、役場の業務につきましては、休日は休みであるということは基本でありますので、相談につきましてはできるだけ平常日においているところでありまして、中には、どうしても休日でなければ時間がとれないという方もあろうかと思っております。そんな方につきましては、事前にそういったことをお話しいただければ、日曜日にも相談窓口というのは開設をしていくことが可能でありますし、現在もしておりますところでありまして、そんな対応をお願いしたいと思います。

緊急な場合につきましては、宿直、日直から、各担当職員に連絡がとれる体制となっております。これ、どんな職務におきましても、そういう体制をとっておりますので、緊急時につきましては、そういった体制の中で職員が駆けつけるということが可能でありますので、お願いいたします。

できる限り、相談者のニーズに合わせた臨機応変な対応ということは必要でありますので、これからもとってまいりたいというふうに思っております。そのことが行政の役割でありますので、できるだけきめ細かなそういった体制はとれるというふうに思っております。

以上です。

議 長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 本当に、丁寧に対応していただいていると思っておりますけれども、平日は来られなくて、土日だけ、どうすればいいという相談も受けておりますので、事前に、じゃあ予約をしておけば受けられるということで、よろしく願いしたいと思います。

子供の貧困対策について伺います。

最初に、貧困の定義ですが、国や地域でさまざまあります。大きく分けて、絶対的貧困、これは人間が生きるのに必要な最低限の衣食住を満たす生活水準以下であること、相対的貧困、国や地域の平均的な生活水準に比べて著しく低い状態にあること、この二つの考え方にに基づきます。先進国では、相対的貧困が問題視されております。

これを用いて、厚生労働省が国民基礎調査結果を用いて、OECD基準によって算出した結果、日本では6人に1人、特にひとり親の2人に1人が貧困状態であることがわかりました。先ほどの生活困窮者自立支援法の中にも、これ、うたわれております。生活困窮家庭の子供に学習支援、また昨年1月施行された子どもの貧困対策推進にかかわる法律の第1条、目的に、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することとされています。また、法律に基づいて、昨年8月には、子供の貧困対策に関する大綱、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指してという閣議決定がされました。大綱では、チルドレンファースト、すなわち第一に子供の視点という、置くことが大切だと、そして、その生活や成長を権利として保障するための切れ目ない施策が実現されるよう配慮することとしています。

学校をプラットフォーム、子供の貧困対策を総合的に展開するための最も重要な施設と位置づけております。学校、教員、スクールソーシャルワーカーなどが連携して、その子供に寄り添って、伴走型の支援体制を構築することが期待されております。教育に福祉的な手法を導入しないと、貧困の連鎖は食いとめられないという判断です。

村の教育委員会としての取り組みを伺います。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 百瀬輝和議員から、子供たちの貧困対策について御質問がありました。それについてのお答えをさせていただきます。

この御質問につきましては、昨日も同様の御質問が議員さんのほうからございました。しかし、教育委員会としての取り組みについてお答えをいたします。

村では、現在、経済的な理由により、就学が困難と認められる南箕輪村の小中学校に在籍する児童生徒に対しまして、義務教育の円滑な実施に資することができるよう、就学援助費を支給しております。支給対象として、病気、災害。

5 番（百瀬 輝和） 議長、済みません。

学力の支援を私は聞いているので、生活のやつはきのうお伺いしましたので、学力の支援、教員とか、学校が、伴走型で、貧困の子供たちの学力差をなくすために、どういう手当をしていくのかという質問です。

教育委員長（清水 篤彦） 学校のほうとしてですか。教育委員会としてですか。



支給される援助費としては、学用品ですね、これは通学用かばん、郊外活動、そういうものがありますし、幾つかのものに分かれますけれども。あと、新入学児童生徒に対する学用品、それと学校給食費、または中学校の体育実技用具、これは中学生の武道に関係するものだと思いますが、主なものはそういうものでございますが、そのほかにも幾つか、修学旅行費とか、医療費とか、PTA会費とか、児童生徒会費等々がございます。

平成26年度の実績で申しますと、小学校が64世帯、670万円、中学校が42世帯、650万円、これだけ交付しておりますが。こうした費用につきましては、貧困家庭子供に対する全ての経費を支給するものではありません。また、要保護とか、準要保護についても、毎年申請をいただき、審査を経て援助させていただいております。

個人の内容等々いろいろありまして、難しい問題等もございます。県の計画策定等の内容を見ながら、村として検討をしていきたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 済みません。生活の面ではなくて、学力保障の場として、学校がどういう取り組みをしていくかという質問なんです、それについてはどうですか。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 実際のところは非常に難しいということでありまして。先生方の毎日の活動の時間が長くなっている上に、夜、家庭訪問をする、あるいは家庭の中で、教科書を持ってこさせて、ひろげて、今、ここをやっているんだよと、こんなような指導も中にはやっておるわけですが、なかなか家庭の中で、1時間、2時間というような時間を割いて、先生方が一人一人の子供に寄り添うような学習、それが身につくかどうかも含めてですが、非常に難しい、困難な問題を抱えていると。それから、学校のほうには、中間教室的なものがありまして、そこへ子供さんたちに来ていただくと、あるいは連れに行き、来て、そこで1対1の、あるいは1対複数の子供たちの学習支援は行っておりますが、なかなか難しいところに来ていると。

したがって、家庭学習のノートというようなものを各校つくっております。ことしは、小学校と中学校の家庭学習のノートをドッキングさせる試みを始めております。そんな程度で、本当に身につくような学習が保障できているかどうかにつきましては、家庭の問題、個人の問題によって随分違うということを御理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） この取り組みが、今回、こういう状況であるという、子

供の貧困対策というのがかなり注目され、実際は日本では6人に1人、特にひとり親では2人に1人というような状況で、南箕輪の実態はちょっとわかりませんが、かなり近いものがあるんだろうと思います。

そういう中で、相談室に相談に来られる方もふえているとお伺いしております。村として、やはり教育委員会として、このことをどう取り組んでいくのか、これが非常に大事だと思います。上辺だけ、こうやってます、こうやってますじゃなくて、じゃあ、その子を、将来の村の宝です、子供は。そういう子供をどう、じゃあ、教育委員会が行政として救い上げてあげるのかという取り組みが、非常に私は大事になってくると思いますので、そのことをしっかりと踏まえながら、例えば、村でスクールソーシャルワーカーを1人雇ってもいいんじゃないかと思います。県では非常に少ない関係で、今、村の3校で、時間が限られて、なかなか余裕がない中で相談をしているということも伺ってますので、よろしくお願いします。県で採用しているのは1人200万ほどだということなんで、済みませんがよろしくお願いします。

最後に、済みません。アメリカのルネッサンスの詩人ソローの言葉です。人生とは闘争であり、立ち向かう勇気を示す場である。

これで質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、5番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

続きまして、8番、三澤澄子議員。

8 番（三澤 澄子） 8番、三澤澄子です。

あらかじめ通告いたしました四つの事柄について質問をいたします。

なお、公約に基づいて、四つを質問いたしますけれども、ちょっと久々の一般質問でありまして、ちょっと通告の仕方も前とちょっと変わっておりましたので、1問1答ということですが、一つの項目について全部質問をいたしまして、その後でちょっと御答弁をいただきたいと思います。場所によっては、分けてお答えいただくところもありますので、そのようによろしくお願いいたします。

あらかじめ、たくさんの資料をおつけしましたので、もし目を通していただければ幸いですけれども、参考にさせていただきたいというふうに思います。

それでは、福祉医療の窓口無料化についてお尋ねいたします。

全国で、子ども医療費窓口無料化が進んでいます。実施主体は市町村ですが、都道府県による助成制度を基礎として、市町村が追加助成を行っています。

データファイルを2枚お配りいたしました。

長野県では、通院が就学前、入院が小学校3年生までがベースですが、本村は18歳まで、県内町村は多くが18歳までとなっています。市は中学3年生が多いところですが、18歳までの運動も進んでおります。

保険協会の調査でも、経済的理由から治療を中断中にする事例がふえ続けています。また、データファイル2を見ていただければわかりますけれども、歯科検診で要治療になった小学生の半分、中学生の3分の2が、歯科を受診していないことも調

査でわかっております。

一方で、少子化が深刻な社会問題になっています。このままなにもしなければ、自治体が消滅するという報告が上伊那でもあります。子供を産み育てられる社会にと、多くの市町村で子ども医療費無料化拡大に取り組んできました。しかし、子育て世代の置かれている状況は厳しいものがあります。正規雇用が減り、非正規労働者がふえ続けています。95年では、正規雇用が3,779万人、80%、非正規雇用が1,003万人、20%、それが13年では、正規が3,294万人、63%、非正規が1,906万人、約4割近くにもなっています。このような状態の中で、1世帯当たりの平均所得は、95年では664万、これがピークだったんですけれども、2012年は537万円と、120万円まで低下しています。

社会保障の切り捨てが進み、先ほども百瀬議員のほうでも言われましたけれども、相対貧困率が16.1%、子供の貧困率は16.3%まで悪化していると言われていています。子ども・子育ての調査でも、子育てに関して、経済的負担、特に医療費が負担になるというのが29.3%と答えています。求められる支援としては、医療費の無料化が50%近くになっています。成長期にある子供に、また親の経済状況で受診を抑えることはあってはならないというふうに思っております。

長野県では、こういう運動の中で、県をベースに、各市町村の子育ての柱として年齢拡大をしてきました。しかし、現在、償還払いとなっているため、窓口で2割、3割は払い、後で負担金を引いて戻す制度になっています。

きょうお配りした資料もちょっと見ていただきたいと思うんですけれども、福祉医療費の窓口無料化を求める取り組みということで、これは福沢さんというお宅の記録なんですけれども、窓口無料なら払わなくて済むお金がこんなにということで、きちんと記録をさせていただきます。2012年は5万1,390円を窓口で支払いました。返ってきたお金が2万7,000円、14年では5万6,500円を払って、返ってきたお金が2万9,500円、要するに、手数料として払っているのが500円、1件ごとにかかっておりますので、52%は実際には戻ってこないということになります。この方も言っておられますけれども、手数料というのがどこで、どう使われているのかわかりませんし、窓口無料にすれば全く必要のないお金ですというふうになっております。

こういう状況の中で、その次のデータファイルで、子ども医療費問題関連というのを見ていただきますと、全国の都道府県の医療費援助の実施状況という表でありまして、その右の方に、窓口無料になっている市町村が書いてあります。39都道府県が原則窓口無料です。若干、いろんな併用した制度になっておりますけれども。この三角になっているところは、2015年から16年にかけて、知事答弁や議会議決をして、窓口無料に取り組むということになっております。そして、バツテンのところ、あと残されておりました、我が長野県を含めて4県という実情になっています。

こういう状況の中で、私たちは署名に取り組みながら、県や自治体に向けて運動を進めてまいりました。知事選に向けては、昨年7万筆の署名を持って阿部知事に

申し入れを行いました。やらないというお答えでありました。ことしは、3月県議会に向けて署名活動を行いました。さまざまな団体に申し入れて、取り組んでいただきました。村関係では、福祉医療ということで、ひまわりの家をお願いしました。短期間で数十の署名と余白に書かれた一言から、障害者の皆さんの思いが伝わってきました。

村の図書館と役場の窓口でもお願いしました。1週間後に、役場の窓口で言われたことは、村の議会が否決しているのです。この署名は扱えないということで、その場で本当にショックを受けたわけでもありますけれども、後で議会報を見たところ、賛成は久保村議員だけでありました。ちなみに、伊那市議会は、全会一致で採択されておりますし、上伊那でも5自治体が採択をされて、上げております。今回、また議会に送っていただき、議会基本条例を前回の議会で制定したということでもありますので、見せていただいたところ、第3章7条にて、請願・陳情などを政策に関する提案と捉え、誠実に処理しますというふうになっておりますけれども、こういう結果だったということ、本当に残念に私は思っております。議員の皆さん、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

福祉医療の窓口無料は、この間の署名や対話を通じて、強い要望であります。

そこで、村長さんにお伺ひいたします。

全国39都道府県で実施していることでもあり、町村会等を通じて、県へ一日も早い実施を求めていただきたいというふうに思います。また、児童福祉法2条では、国及び地方公共団体は、児童を心身ともに健やかに育成する責任があるというふうにならうとされておりまして、OECDで見ますと、イギリスやカナダ、デンマーク、イタリア、スペイン、ギリシャ、ハンガリー、ポーランド、スロバキアでは、患者の一部負担は全くないということでもあります。フィンランドでは18歳までは無料となっているということでもあります。この市町村レベルで頑張って、15歳から18歳と拡大してきたこの医療費無料制度でありますけれども、国としても制度化することを、また全国町村会に続いて、ぜひ上げていただきたいということと、国保の国庫負担金調整金、要するにペナルティーと言われているものでありますけれども、この廃止も全国町村会を通じて、ぜひ国のほうへも村長として上げていただきたいと思ひます。お答えをお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 8番、三澤澄子議員の御質問にお答えをいたします。

福祉医療の窓口無料化について、3点ほど御質問をいただいたところであります。

御指摘のとおり、現在は、長野県は自動償還払いということで行っております。本村の場合は、高校3年生までに医療費の無料化拡大をしたところであります。ただ、一部負担金の500円につきましては、自己負担はいただいております。そういう中で、窓口の完全無料化ということでもあります。これは、長

野県におきましては償還払いでありますけれども、全国的に見ますと、今資料で示されたように、多くの県で窓口無料化ということになっておるところであります。

ただ、助成制度の対象といたしますか、助成内容ということも見ていく必要があるだろうというふうに思っております。これは、県によってかなり差があるところでもありますし、市町村によっても差があるところでもあります。そんなことで、窓口完全無料化というようなことを県や国にというお話でありますけれども、問題は財政という部分も考えていかなければならないところでもあります。その辺も加味しながらやっていかなければならないというふうに思っておりますし、今、長野県自体が償還払いという方法をとっておりますし、県の補助制度も各市町村は受けておりますので、その点につきましては県と方向性を同じにしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。そんな点で御理解、御理解と言っても理解はいただけないだろうというふうに思っておりますけれども、そういう考え方であります。

本当に、子供を育てるといことは大変なことでもあります。しかし、私どもが子供を育てた時代、福祉医療無料化なんてことはありませんでしたし、児童手当もなかったところでもあります。長時間保育というのも途中からできたというような状況で、いろんな、そういったことを乗り越えながら子供を育ててきた時代に比べると、本当に今の時代はこういう時代になったんだなということをつくづく感じるところでございます。それはそれといたしまして、本当に完全無料化がいいのかどうか、全てが無料という、このことがいいのかどうかということは、これは抜本的に考えていかなければならない問題だろうというふうに思っております。本当に、所得がどうにもならないという皆さんにつきましては、それなりの制度を考えていく必要はあるというふうには思っておりますけれども、全ての部分でということになりますと、これは本当に難しい問題だなという捉え方を私自身はしております。

長野県の場合には、所得制限というのを設けてない、確か設けてなかったというふうに思います。本村の場合も所得制限を設けていないところでもあります。そこら辺の差異というのもかなりあるわけでもありますので、相対的な制度の内容を見ながらお願いもしたいというふうに思います。

それから、署名の話もございました。昨年でしたか、一昨年ですか、知事選があったわけでもあります。その争点にもこの窓口無料化というのがあったわけでもありますけれども、圧倒的にしないという部分での知事が当選なされたわけでもありますけれども、その辺もそんな理解もしておるところでございます。

国についての御質問もありました。ペナルティーにつきまして、そういうことが行われぬように申し出てということでもあります。ペナルティーを行わなければ、本村の場合には、確実に国のほうからの負担が減ってくるわけでもあります。今、国保財政は大変であります。平成26年度も4,000万円、赤字補填をいたしました。な

おかつ、この4月から、10%の国保税の引き上げもさせていただいたところであり  
ます。そうさせていただいても、なおかつ、国保財政が大変だといっております。  
そういった中で、医療費の完全無料化をするということは、私は今の段階ではいか  
がなものかなというふうに思っておるところであります。

したがいまして、本当に困っている生活困窮者の皆さんをどうしていくのか、こ  
の観点で考えていくべきだろうというふうに思います。一律ということ自体、この  
ことはどうなのかなという思いもしておるところであります。この問題につきまし  
ては、議論をしてもなかなか難しい問題であります。そんな点で御理解をいただき  
たい。本当に、生活困窮者をどうしていくのかという観点から、いろんな施策とい  
うものを考えていくべきだろうというふうに私は思っておるところであります。

基本的な政治、私の姿勢といたしましては、本当に困っている皆さんをどうにか  
していかなければならないし、支援をしていかなければならないという思いとい  
うのはあるわけであります。そんな制度の部分で考えていければというふうに思っ  
ております。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

今の国庫負担金調整金の問題であります。せんだっての4月14日に、参議院の厚  
労委員会で、小池晃議員が質問をしております。ペナルティーというのは、前、こ  
ういう言い方をしてるんですね、無料にすれば医療費がふえると、コンビニ受診を  
すると、前、村長が言われたような気がしましたけれども、欲でお医者さんに行く  
人はありませんし、数字的にも、この根拠はもう崩れているということを申してお  
ります。そして、自治体間の格差ができて不公平になるというふうに言ってお  
りますけれども、子供の医療費を無料化した場合の影響は、不公平になるというこ  
とはなくて、それぞれの自治体の、本当に今言われたように、一律ではないという  
ふうに言われましたけれども、多くの自治体は、むしろ小さい自治体ほどもう18歳  
までというふうに、この制度が必要だということで取り組んでいるわけであり  
ます。塩崎厚労大臣も、このペナルティー問題も、この医療費、国保のあり方につ  
いて、検討課題になるということで、これからはもうなくしていく方向、もちろ  
んなってくんじゃないかと思っております。

その点では、やはり一日も早く、国の段階で、最低限の医療費無料化というこ  
とをベースにすることとともに、やはりこういう制度が早く通ることがいいとい  
うふうに思います。今回の議会でも請願が出ておりますけれども。そのことと、  
やはり、それでもなおかつ、全国39都道府県は窓口無料なんです。残された4  
県がそれでいいのかということをやはりもう一度問い直していきたいという  
ふうに思いますし、先ほども言いましたように、障害者の皆さんには、本当に  
切実な思いで署名をしていただきました。こういう思いを私は何としても  
実現していきたいなというふうに

思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、次に移らせていただきます。

介護保険についてであります。

昨年、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が成立しました。それによって、今年度から一気に、医療・介護等の切り下げが進んでいます。

選挙の期間中にも、村内の要支援1という女性から、今まで週2回のデイケアが1回に減らされてしまった、介護2でほとんど車いすの生活の女性は、週3回のデイケア、そして2回の訪問リハを受けていましたが、それが1回に減らされてしまったと、訴えが相次いでいます。また、自宅で高齢の母親を介護している息子さんからは、体は今のところ自分でできているんだけど、認知が進んで困っている、そういう中で、役場からは介護認定をしないと行ってきたというふうに言われました。

今上げたような訴えは、ことし配られた介護保険利用ガイドをよく見れば、改正のポイントというところがあるんですけども、ことし、これが配られたんです。利用ガイドというんですけども、この一番最初のページを見ますと、1から11まで、改正のポイントと書いてあるんですけども、全部がポイントと言いますけれども、介護報酬は増えて、サービスは全部切り下げという内容になっているんです。その中で、一つ一つ詳しく、ちょっと、やっぱり見ていきたいというふうには思うんですけども、全部はちょっと見きれませんので、項目を上げて、ちょっとお聞きしたいお思います

4月からの変更によって、役場に相談はあったかどうか、お聞きします。

特養の入所は、原則介護3以上でないと入れません。そのため、駆け込みで特養入所が進んで、多くの老健施設にあきが出ています。利用料の2割負担は8月からになるわけですけども、既にサービスの抑制が起こっています。今までも、全部の介護保険料、認定されたものを使っている人は少ないというふうに思いますけれども、そういう中で、さらにその抑制が進むのではないかとというふうに思います。

長野県では、在宅介護を支える柱として、たくさんの宅幼老所を補助金を出してつくってきました。村内でも4カ所かな。今度の介護保険の改定で、介護者の報酬が大幅に下がり、介護の体制が維持できない施設が大量に出るのではないかと心配されています。本村での実情は早く把握しているでしょうか。

そして、これからの介護は、一に自助、自分のことは自分でやれ、互助というのは、近所やボランティアで助け合えということで、共助というのが一応介護保険なんですけれども、公助の要素はほとんどありません、社会保障の要素は。今回は、2点でありますけれども、地域包括支援センターの体制はどのように進んでいるのか。

そして、保険料は、資料としてつけましたように、今も大幅に上がりました。本

村は、そうはいつでも、順番では43番目というふうになっています。上げ幅も9.8%というふうになっているわけでありませけれども、上伊那の中で見れば、ちょっと高いほうかなというふうに思いますが、その中で、日常生活支援総合事業ということで、それらのサービスが、かなりの部分、村に移管されるというふうにな度なつてまいりました。特に、要支援の部分で、生活介護のところは村のほうでとか、そういうのを言えば、ボランティア組織なんかで、そうやって支えていこうというような事業になるわけでありませけれども、その点で、村の体制はどのようになっているのか、お聞きしたいと思ひます。

村長さんは、常々、サービスを落とすことのないように取り組みと申しておられますけれども、もう現に、この制度の中では、相対としても悪くなつてゐるのが実態でありまして、ボランティアの育成や専門職の配置など、どのように対応していか、お聞きをしたいと思ひます。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 介護保険全般につきましての御質問をいただきました。

サービスを落とさないようにということは、基本的には考え方は変わっておりません。しかし、国の制度が変わつてきておりますので、そういう中のサービスが落ちていく部分は、これはいたし方がない、本当にこんな思ひでいるところでありませ。ただ、問題は、ふえ続ける社会保障をどうしていくのかという、このことも考へていかなければならないところでありませ。この社会保障のサービス水準を落とさないように、また消費税を上げないように、そういったことでいろんな運営ができていけば、これは理想でありますけれども、これはなかなか難しいところでありませ。よく、昔から、高負担、高水準というふうな言われ方もしてきておりますし、今、いろんな国の例が出されましたけれども、北欧なんか、本当に福祉が進んでおりますけれども、消費税率は日本の倍ぐらいになっておる実態もあるところでありませので、その兼ね合いというのを考へていく必要があるというふうには私自身は考へておるところでありませ。本当に、社会保障を充実して、消費税を上げなくて、いろんなそういう国家運営ができていけば、それはそれで理想でありませけれども、現状ではそういうふうになっていないところでありませので、そういった社会をつくっていくために、三澤議員も頑張つておられるんじゃないかというふうには思ひます。ただ、現状で考へますと、現状の中でやつていかなければならないという、このことは御理解をいただかなければ、それはどうにもならないことでありませ。そういった中で、市町村がどういふことができるのか、国の制度の中で、市町村はどういふことができるのか、考へておるところでありませ。

したがひまして、いわゆる介護保険法が改正されまして、要支援者の介護サービスというのが予防給付事業、市町村が実施する地域事業に移行になってきたところでありませ。29年度からは、この既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO法人や民間企業やボランティアなどの地域のさまざまな主体を活用



しながら、サービスが低下しないように取り組んでいくと、こういう必要は感じておるところであります。したがって、今、各地区における課題や要望の把握、地域の担い手の発掘、育成につなげるために、地域ケア会議を村の社協とともに協力して各地区において実施していかなければならないというふうに思っております。これは、地域でどうしていくことができるのかということを考えることは重要なことでもあります。これは実施をしていかなければならないと思っております。

その第一歩といたしまして、今年度に入りまして毎月1回ではありますけれども、赤松荘でボランティアによるコミュニティサロンの交流の場が設けられております。こういった取り組みが各地域に波及していったら、介護予防の拠点として発展していただければありがたいというふうに思っておりますし、同時に今、地区社協というのかなりこういった取り組みを行ってきていただいておりますので、その辺を充実していくことも要支援者にとっては必要かというふうに思います。それは、また地区社協のほうに働きかけていきたいというふうに思います。

老人ホーム、特別養護老人ホームへの入所の関係につきましては、要介護3以上のという限定になりました。これもそのとおりでありますし、ただ、その中におきましても、本当に困難な皆さん、知的障害や精神障害や、あるいは虐待の心配や、認知症の高齢者で常時見回りが必要だと、こんな見守りが必要だという介護につきましては、要介護1または2であっても入所できるシステムになっておりますので、その辺は村も的確に把握しながら、入所できるようにしてまいりたいというふうに思っております。

この8月から、1割から2割になることでもあります。現地点の推計では、30名程度になるのではないかと、ごくわずかです。所得の多い方が対象になってくるということでもありますので、全ての方が2割負担となるわけではございません。本当にわずかな方が2割負担になる。こういうことで御理解もいただきたいというふうに思っております。

介護報酬の話がありました。介護報酬が2.27%引き下げとなりました。このこと自体は、社会保障との関係もあるんでしょうけれども、今のこのいわゆる高齢化社会の中で、こういうことが本当にいいのかどうかという、このことは国でもっとしっかりと議論をしていただきたいというふうに思います。むしろ、この辺は充実しながらやっていく必要があるというふうに私自身は思っております。したがって、事業者の把握といいますか、実態調査ということもしていかなければならないだろうというふうに思っておりますけれども、サービス低下にならないように対応を、そういった事業者と連携をしながらやっていくことも必要だというふうに考えております。

介護保険料というの、3年ごとにかかなり上がってまいりました。本村の場合は5,020円、最初のときと比べると倍になっているのかなと思います。今回も450円、増額をさせていただきました。この額につきましては、基金の繰り入れも行って、

必要最低限の増額をさせていただいたところであります。県では真ん中より低い位置でありますけれども、ただ、このままの推移をしていくと、どのぐらい上がっていくだろうなという、そういう心配はあるところであります。そんな心配を持ちながら、これからもこの高齢化社会に対応した部分というのはしっかりやっていかなければならない。国へも、そういったことはお願いをしていかなければならないという、この部分については私はそういうふうに思っておりますので、お願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 今、村長が言われましたように、介護保険料がもう際限なく上がるという今の状況の中であります。

実は、福祉懇話会、私も入れていただいて、計画をつくってきたんでありますけれども、前回の福祉計画懇話会のときに、原医院の先生が、この計画はもう既に破綻していると言われたんですけれども、本当に、今の状況では、このまま行けば、本当に成り立たない状況がかなり進んでしまうということで、国が一定の責任を持って、介護や医療についての責任を持っていくということが大事かなというふうには思っております。

今度のこの改定というか、改悪というのは、要するに2025年問題と言いまして、私たちがちょうど75歳になったときに、団塊の世代がどっとふえるのを見越して、今上げておかなければということでこういうことをしているようなんでありますけれども、やはり今も言われましたように、財政の中でということがありました。これは使い方だと思います。要らないところへ使っているものもたくさんあります。そういうことも含めて、やはり私たちは、納めた税金がきちっとそれなりに還元されるようなシステムを求めてきたいというふうに思います。

次に、平和学習の取り組みについて質問をいたします。

今、国会では、平和、安全とか、国際平和とか、平和という名前を使って、日本が海外で戦争をする国づくりに変える法案を、今国会のわずか80時間程度の審議で8月上旬に成立させようとしています。日本国民より前に、アメリカの大統領に約束をしてきたからであります。本当に許せない思いです。

この選挙の中で、私は、平和憲法を守ることを訴えてきました。選挙後も、スーパーのレジで、運動会の会場で、お会いするたくさんの人から、戦争は嫌だと、9条を守ってほしいという今までにない強い思いを聞いてまいりました。平和憲法を暮らしに生かす政治信条としてきたことも訴えてきました。なぜ私がそうなったかといいますと、私は手良中学校でありまして、中学3年に合併しまして、東部中学校に入りました。その3年生になった授業で、授業を受けた担任の先生のおかげなんでありますけれども、先生は、今の南部小学校の校長先生のお父さんで、倉田太郎先生といいます。社会科の教科の先生で、最初の授業が日本国憲法の前文を暗記

して発表することでした。そして、憲法9条を持つ国として、二度と紛争解決の手段として武力を用いないこと、戦力を持たず、国の交戦権を認めないこともしっかりと学びました。

選挙の中で、20代、30代の青年や40代、50代、60代の人たちに、皆さん、どこかで憲法を学びましたかという質問をしました。そしたら、誰一人学んだ記憶がないという、とっても驚いていたんですけれども、お手元に資料2として届けてあります。たくさんの資料がくっつけてありますので、ちょっと見にくいかと思えますけれども、見ていただいたかと思えます。これは、あたらしい憲法のはなしという冊子であります。教本です。これは、憲法という項を読みますと、家に例えると、柱に当たるのが憲法で、最高法規という、と誇りを持って子供たちに教える姿があります。残念ながら、今見ていただいて、あたらしい憲法のはなしというところに書いてありますけれども、日本国憲法が公布されて10カ月後の昭和22年8月、文部省によって発行され、全国の中学生が1年生の教科書として学んだものです。しかし、この教科書は、二、三年使われただけでした。日本が、昭和25年に始まった朝鮮戦争の基地にされ、日米安保条約が結ばれ、警察予備隊が自衛隊に変わっていくという時代の流れの中で、教室から姿を消してしまったのですというふうに書いてあります。でも、この中身は、本当にすばらしい中身で、これですと教育してきてきたら、今の安倍総理大臣のような人は生まれえないというふうに思うんですけれども。

きのうは、教育が大事だという話がありました。学力や地域の支えということも大事でありますけれども、日本国民として、どんな存在なのか、そのために憲法学習が基本ではないかと思えます。村の小学校での憲法学習はどうなっているでしょうか、お聞きしたいと思えます。

2の項目は村長さんにお聞きするところですので、ちょっとそれは後にいたしまして、その上で、3として、戦後70年たって、私自身、戦後の生まれで、戦争そのものは体験していません。おじ2人が戦死しています。そのうちの1人は、南方で8月15日の直前に亡くなっております。体験のあるお年寄りから話を聞くことも少なくなってきました。平和学習をすることが今求められていると思えます。前にも言いましたけれども、高森町では、町のバス1台を毎年、広島平和記念式典に親子で派遣しております。そして、それを20年以上続けております。阿智村には満蒙開拓記念館ができました。全国一、満蒙開拓に送り出した、多くの犠牲者を出した県として、その実態を学ぶことも大事ではないでしょうか。今、ケーブルテレビも、戦後70年の特集で、体験者の皆さんの話など放映されております。二度と教え子を戦場に送らないのスローガンを胸に、毎年、平和行進に先生たちも参加されております。あらゆる場面で平和学習を今こそ求められております。教育委員会のお考えをお聞きしたいと思えます。お願いします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 三澤議員さんから、小中学校での憲法学習についての御質問でございますが、これにつきましては教育長よりお答え申し上げます。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 時間もないようですので、端的にお答えを申し上げます。

小学校の場合は、社会科、6年生で、私たちの暮らしと政治という単元がございまして、26時間が当てられております。その中で、日本国の憲法、その精神である基本的人権の尊重、国民主権、平和主義の3本の基本柱、原則について学習を約3時間ぐらい、ほかにもたくさん教えなくちゃいけない内容がありますので3時間ぐらいということでございます。なお、秋には修学旅行が行われまして、実際に国会議事堂の中に入って、そこで先生方や、あるいは国会に勤めている職員から説明を受けてくると。これは、なかなか子供たちにとって好評で、憲法が身近なものになっていると考えております。

それから、中学校の場合は、公民の分野で、3年生、1学期から2学期にかけて、約13時間から20時間の割り当てで憲法学習をしております。中学生になりますと、理解力、それから、視野が広がりまして、このぐらいの時間はかけてもらわな困るなど思っておるところでございます。

ちょっと蛇足ですが、きょうも新聞を見ますと、18歳の選挙権、参議院の中で質問が出ているようですが、一体、教育現場の混乱、懸念というものを考えているのかと、こんな見出しで、ちょっとした記事が載っております。とにかく、高校3年生になると、半分ぐらいは選挙権が行使できると。学校というようなところでは、政治活動は禁止されていますので、その辺の整合性をこれからどういうふうにつけていくのか、これ、注視をしていきたいと思っております。それから、個人的な見解になりますが、ケーブルテレビで、戦争体験について、実際にいろいろな経験をされたお年寄りが話をしておりまして、私も欠かさずこれを見るようにしているわけですが、多くの教職員がやはりこういうものを教材にしているのではないかととも考えるところでございます。

あたらしい憲法のはなし、これ、もう読んでもらえば一目瞭然、戦後直後、日本人が、あるいは文部省が、どのようにしてこの憲法を位置づけようとしていたのかということがわかる、非常にわかりやすい、私にとってもバイブルであると、そんな感想を述べて、私のほうからの答弁を終わりたいと思います。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 済みません。教育長の言ったことに対して、一つ訂正させていただきます。

国会訪問のときに説明してくれるのは、向こうに勤めている方ではありません。ここから選出されている議員さん、または議員さんの秘書に説明していただいているということですので、済みませんが訂正させていただきます。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） ちょっと答弁をいただきたいとことでもありますけれども、ちょっと時間がないので、とりあえず、次にちょっと移らせていただきます。

職員の憲法に対する認識について、村長さんにお聞きします。

役場の職員の皆さんは、就職して最初の日に、日本国憲法を遵守するという宣誓を多分行うというふうに思います。けれども、憲法を読んでいますかということなんです。

役場の仕事をする上で、13条や25条は基本になります。第10章の最高法規、基本的人権の本質や憲法尊重擁護の義務も大事だと思います。公務員は憲法を必ず守らなければならないという擁護ですね。今議会の開会の日に、予算審議の中で、マイナンバーの情報はどうのようなものかというふうにお聞きしました。セキュリティはどうなっているかという質問をしましたけれども、全く答えがありませんでした。そして、その日のニュースでは、年金の個人情報125万件流出したという情報があり、本当に国民の皆さんも心配しております、自分の年金はどうなっているのかということも含めて。本当に、これから、こういうことがどんどん業者のために漏れていく、使われるというような心配がされるわけですよ。皆さんの日々の仕事は安心・安全と言っておりますけれども、村民の命や暮らしに直結しているということを忘れないでほしいというふうに思います。国が戦争をする国になれば、真っ先に片棒を担ぐのは公務員だということでもあります。日々起こっていることは憲法が判断基準になると思いますが、村長のお考えをお聞きしたいと思えます。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 時間がないので端的にお答えいたします。

職員は、日本国憲法を尊重し、擁護する立場で職務を推進しておるというふうに思っておりますし、私も職員を信じております。

私の考え方で申しますと、戦争、子供や孫を二度と戦場へ送らないという、このことは私はそのとおりだというふうに思っておりますし、今の日本国憲法、基本的人権を守る、平和憲法、このことはそういう部分で尊重していかなければならないと。今、安全保障関連の法律の部分が審議されておりますけれども、本当に慎重に、かつ議論をしていただきたいという思いをしておるところであります。戦争は起こしてはならないという、このことは三澤議員と同じ立場であります。御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） ありがとうございます。

あと、先ほど言いましたように、例えば、長野県にできた満蒙開拓記念館への学習とか、いろんな援助を。私がここへ一度行ったときにも、木曾清峰高校かな、高校の皆さんが学習に来ておりました。かなりたくさん、開館以来たくさんの子供た

ち、学生たちが、今、学習に来ているということで、長野県においては特にこの満蒙開拓を全国一送り出して、先生たちもその反省の上に立って今あるわけでありませぬけれども、ぜひ学ぶ場として使っていただきたいなというふうに思っております。

また、この後、望郷の鐘とか、いろんな映画の上映会とか、いろんなこともそれぞれ取り組んでおりますが、そういういろんな機会を捉えて、学習の場に生かしていただけたらなというふうに思っております。

じゃあ、次に進ませていただきます。

上伊那広域ごみ処理建設についてであります。

きょう、ちょっと資料をお届けしましたので、ちょっとまだ目を通していただいていないかもしれません。先日、議員が学ぶ学習会というのが村民センターの2階でありまして、そのときに出していただいたデータなんでありませぬ。

建設と運営費用が250億円と言われており、将来にわたって負担金として村税が使われます。予定されているガス化溶融炉は、今や時代おくれだと言われております。安全性でも、経済性でも、大きなリスクを抱えていると言われております。それで、施設検討の経過についてということでありませぬけれども、私が知っている限り、最初に少しデータが出ましたけれども、ここにもありますように、平成10年、ガス化溶融炉で上伊那の一本化となっております。もうそのときから、もうガス化溶融炉ありきで、全くその後の検討はなされないで、今日まで進んでおります。そのころ、視察といえは、全国のガス化溶融炉の施設を見て、何でも燃やせて、残渣が少なく、余熱の利用ができてということで、いいことばかり見て歩いてきたわけでありませぬ。この社会の背景には、バブルが崩壊して、大手の鉄鋼業界の仕事が急激になくなった中で、その施設を生かした、ガス化溶融炉のこれをつくるというのがあったというふうに思っております。

それで、2としての最終処分場の掘り起こし、再溶融が行われない経過についてということで、最初は、掘り起こしをして処理するというふうになっておりましたけれども、つい先日、突然、掘り起こして再溶融が行われないとなってまいりました。その経過についてもとても不審な点があります。もしそうだとしたら、今のガス化溶融炉はもう要らないんじゃないかと。計画の面で、ちょっと村で、処理に係る経費とか、建設に係る負担金を出していただきたいとお願いをしましたが、せんだっての広域議会でも要求した書類、資料が出てこなかったようでありませぬので、多分、出していただけなかったのかなというふうに思います、資料を要求いたしました。

それで、4として、南原の住宅団地で、焼却灰が掘り起こされて、それが処理できなくて、今度やっとならぬということでありませぬけれども、これは、当時、焼却灰は埋めていいという法律だったわけです。それで埋めたんですけれども、掘り起こされたところを見ると、本当に危険なダイオキシンが全く減らずに、大量に出てきたという実態です。それの上に住宅が建っていたということで、本当にそのとき

の法律でもいいと言われていたことでありますけれども、今になってみると、これだけの大きな本当に負担、財政的にも、環境的にも残されるわけでありまして、私たちは、やっぱりそういう教訓をもとに、このときの責任は誰にも問われていないわけでありますけれども、やはり行政には本来責任があるというふうに思いますし、これから先、20年、30年と、本当にこの施設でいいのかどうかという情報も明らかに本当にされてはいないというふうに思います。広域に出ている議員さん、村長さんは理事者のほうになっているわけでありますけれども、せんだっての議会でも、確か、村長さんはちょっと欠席されたのかな。そういうことで、本当に、出されている心配に対して、きちんとお答えをいただけないものですから、やはり本当に20年、30年、負担がふえ続ける心配があるというこの処理場建設計画に対して、きちんとやはり住民に説明できるような情報を出していただきたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

時間が少ないので端的にお願いします。

村長（唐木 一直） 時間がありませんので、端的にお答えを申し上げます。

このごみの中間処理施設建設につきましては、本当にかなり前から検討してきておるところであります。ここへ来て、ようやく地元同意を得て、建設ができることになりました。そういった経過につきましては、上伊那広域連合が出す、村報と一緒に、そういった上伊那広域連合の広報で毎回お知らせをしておるところであります。処理能力も、一時の134トンから118トンに減らしてきたところでもあります。同時に、ガス化溶融炉、ストーカ炉の議論もいろいろあるところでもありますけれども、残渣を少なくするということが私はポイントだろうというふうに思います。南原住宅団地の話もありましたけれども、残渣はできるだけ少なくしていきたいと、いくことが必要だというふうに思っておりますし、現在の世の中、域内処理ということも重点に置いていかなければならないという、上伊那広域連合、上伊那8町村で燃やしたものをよその県へということにはならないだろうなというのを思っておるところであります。

それから、掘り起こしをしないという理由であります。

水銀の含有物が混入していないと言い切れないことと、それから硬度プラスチックが一番大きいところでもありますけれども、減容物の処理が困難であるという、そして、さらに遮水シート破損のリスクというのがあるという、こういうことで掘り起こしをしないということになりました。これは平行してやっていたらよかったんですけども、地元合意ということに重点を置いたという、そのことは私はやむを得ないなというふうに思っております。したがって、かさ上げをし、延命化を図っていく。このことがごみの減量化にもつながってくるということでもあります、つなげていかなければならないということでもあります。20年程度の埋め立てという、このことは可能であるということでもあります。

負担金がどうなるのかということ、これ、入札をしてみなければわからない部分があるわけでありまして。250億という言われ方をいたしましたけれども、確実にそれよりもはるかに安いという、現状ではそういう試算もしておるところであります。建設費と運営費、15年間委託するDBO方式ということで今進んでおります。新たなごみの中間施設につきましては、伊北環境の部分も含まれるということで合意がなされておりまして、それに向かって進んでおるところでありますので、本村の運営につきましては、従来のごみ処理の運営費と伊北環境の運営費を合わせますと、今度の新たなごみ処理の施設と比較すれば、安く推移するというふうに私は考えております。試算的にも、そんな試算も出てきておるところであります。伊北環境行政組合の部分というのが減ってまいりますので、そういったことを考えれば、安くなるというふうに思っておるところでございます。

建設にかかわる負担、これは入札をしなければわかりませんが、いろいろ施設本体のほかにも、周辺整備や地域振興や解体ということも出てくるわけでありまして。これは交付税算入という部分もあるわけでありまして、そういったことを除けば、当村の負担金は5億円程度というふうに見込んでおるところであります。これは、あくまでも今の試算の段階であります。5億円程度ということで、こんな言い方をお願いしたいと思っております。15年間ということであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

時間ですので、終わりにしてください。

8番（三澤 澄子） 資料をまたぜひ見ていただきながら、実際にはいろんな経費が余分にかかるというようなことも出ておりますので、ぜひ見ていただきながら、またしっかり情報のほうは、要求したときには出していただけるようにしていただきたいと思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、8番、三澤澄子議員の質問は終わります。

ただいまから11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時05分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

最後になりましたが、3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 3番、山崎文直です。

この6月議会、最後の一般質問となりました。

私は、今回の村議会議員選挙において、生活者の視点で、活力ある平和な日本の村づくりに取り組むということ公約に掲げて、多くの皆さんの御支持をいただき、2期目を活動することになりました。この気持ちをしっかりと持ち続けて活動していきたいというふうに考えています。



今回、3点について質問をするわけですが、この考えに基づいて行うということ  
であります。

1 番目の質問であります。

まっくん生活支え愛隊ということで、質問の中に生活が抜けておりますが、  
「日々の生活の中に少し不安な点がある」点で字が抜けたかと思えます。正しくは、  
まっくん生活支え愛隊の件であります。

昨年の5月の全協で、村側から説明がありまして、それ以後、民生委員の説明だ  
とか、該当者へのお知らせ、村報を通じての募集等されながら、10月から、このボ  
ランティア制度が開始をされたわけであります。サービスの内容としましては、ご  
み出しやごみの分別、除雪、電池や電球の交換、買い物、灯油の給油といったサー  
ビスの内容についての説明であったわけであります。私も、最初のころの質問で、  
高齢者が日々の生活の中で、ごみ出し等も、国道を横断して袋を持っていくとい  
うのが非常に大変だというようなことで、質問した経過もございます。そういった経  
過も踏まえながら、こういった制度ができてきたということで、村長も前々からの  
計画ということで説明をされました。

こういったことで、非常にすばらしい制度で始まったわけではありますが、ふだん、  
地域の中で高齢者の方とかと話をしていると、まだまだこの辺のところの認識が深  
まっていないのではないかなど、こういうこともありまして今回の質問をするわけ  
ではありますが、まず最初に、このボランティア制度のサービスを希望する人の申し  
込み、それからボランティアをしてもいいという登録の状況、それからこの希望す  
るサービスの内容、先ほども言いました幾つかサービスがありますけれども、どう  
いったところが多いサービスの希望があるのか、この辺をお聞きしたいと思います。  
議 長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 3番、山崎文直議員の御質問にお答えをいたします。

まっくん生活支え愛事業の実施の御質問であります。昨年の10月から始まりまし  
たこの事業は、住民の支え合いによる地域の助け合いによって行われる新しい取り  
組みであり、将来的にも大変意義のある重要な制度であるというふうに考えており  
ます。

サービスの利用申請者は現在33名であります。ボランティア登録者は43名となっ  
ております。

その中で、サービス利用者の8割以上が除雪を希望しておりますが、登録ボラン  
ティア不足により、ボランティアが決まっていな利用者が13名の約4割という状況  
となっております。この辺につきましても、ボランティア登録者の可能な作業が軽  
度な内容に限られ、除雪、灯油の給油といった力を要する作業は体力的に困難とい  
ったことが上げられるところでもあります。また、除雪が可能であっても、希望者の  
地区からは遠く離れてしまっているといったこともあるところでもあります。本当に、

生活の部分の事業といたしまして、ごみ出しとか、電池、電球及び蛍光灯の交換のみについては、約2割の方が希望され、全ての方がサービスは受けております。また、残りの4割の方は、除雪を含めた各種サービスを複合的に受けることのできている状況であります。したがって、6割の方がサービスが受けられておるということでもあります。除雪につきましては、先ほども申し上げましたように、労力等々のこともありますので、この部分が進んでいないという実態があるところでもあります。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 今、希望者が33名、ボランティアが43名ということあります。この数字、まだ制度として始まって間もないわけですから、爆発的にふえるということも期待はできないというふうには思いますが、将来に向けて、こういった事業、非常に大事な事業だというふうに考えています。始めた村としての、村長として、この数字、最初の思いからして多いのか、少ないのかという思いはいかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 多いのか、少ないのかという思いであります。ただ、これ、始めての制度でありますので、どのぐらいあるのかなという思いはありましたけれども、数字的に多いのか、少ないのかという、こういうことは余り考えていなかったところでもあります。必要な方がサービスを受けて、受けるように申請していただければ、それはそれでよいというふうに捉えておるところであります。

この利用申請者が少なければ少ないほど、そういった部分、必要性がないのかなという思いもあるところでもありますけれども、まだ周知がどの程度されているのかという、この点も見きわめなければならぬというふうに思っておりますので、多いのか、少ないのかという点につきましては、特別な感想は持っていないところがあります。周知をしながら、本当に利用を希望する方が受けられるという制度にしていくことが大切であるというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） それこそ、始まって間もないですから、さらに周知を進めていくということが大事だなというふうに思います。私も、近くの人と話をして、こういう事業ができたんだよという話をしているんですけども、意外と、私は前々から近所のおじさんがごみ出しするときに、自分のごみを出すときに一緒に持って行ってもらうから、それでしてもらってるんだよとか、そういう形で、まだ有償のボランティアの制度という部分について理解が浸透していないのかなと思いますので、その辺の周知については今後ともぜひ進めていっていただきたいなというふうに思います。

(2)ですけれども、そういうこの制度、より充実していくために、どんな改善点があるか。事務局の体制は、一部の事業については社協のほうでも担当されていると、それから、役場の住民福祉課のほうでも事務局員が今のところ1人で担当されているというような話であります。より充実していった段階で、こういった事務局体制が十分であるのかどうか。あと、有償ということに対して、まだ住民の人たちが、お金を払ってまで頼むというのもまだまだどういふものかなというようなためらいを持っている部分もあると思います。そういった改善をする点、こういったところでの考えをお聞きしたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） この制度の改善点という御質問であります。

先ほども申し上げましたけれども、今後はさらに高齢化が進んでまいります。それから、核家族化も進んでまいります。そういった状況の中で、利用希望者の増加が見込まれるところであります。現在33名でありますけれども、さらに高齢化が進んできますと、この制度というのはいちばん重要になってくるというふうに思っております。

現状で申し上げますと、先ほども申し上げましたけれども、ボランティアが不足している、一部の部分につきましてであります。そういうこともありまして、民生児童委員や各区長、組長、老人クラブや地区社協等を通じて、利用希望者のいる地区や組からのボランティアの推薦等をお願いしているところであります。利用者の近所に居住する方にボランティア登録をしていただければ、これが一番いいことであります。サービス提供をお願いしていけるよう、今後も広報や関係機関を通じて、ボランティアの自立を図ってまいりたいと考えております。同時に、利用希望者につきましても周知を図っていきたいと思っております。

先ほども申し上げました除雪に関しましては、人力での対応というのは本当に困難な状況でもあろうかというふうに思います。この部分につきましては、ボランティア報酬の単価の見直しを含め、またまっくん除雪隊への協力要請による対応も視野に入れていかなければならないのかなど、こんな検討はさせていただきたいと思っております。

事務局体制の御質問であります。

事業の拡大によりまして、この事務局体制どうなのかという御質問であります。ボランティアと利用者のマッチングにつきましては、現在も、一部は南箕輪村社会福祉協議会へ委託して実施しております。今後も協力体制をとりながら対応できるのではないかと判断もしております。将来的には、地区単位、各地区、地区で、地域において支え合っていけるような、そんな体制づくりも重要であります。そういった体制ができれば一番いいわけでありましてけれども、さまざまな皆さんと意見交換を深める中で、こういったことにつきましては検討していきたいというふうに考えております。各地区社協の中で、そういった利用申請なり、ボランティアなりのマッチングをしていただけるような体制ができれば、一番理想で

あります。その体制に持っていけるよう努めていきたいとは思っておりますけれども、これはなかなか難しい面もあろうかと思えます。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 除雪の問題は非常に困難だということで、別の方法での辺も検討していただきたいというふうに思えます。

あと、ボランティアの登録が不足しているということで、地区の中でボランティアの登録が多い地区と、もうほとんどないという地区があるというような話もあります。そういった意味で、最初に答弁でありました、希望者のいるところとボランティアが登録されているところに格差があって、結局、遠く離れてしまうというようなこともあると思いますので、この辺もさらに周知なりが大事かなというふうに思えます。

将来的に、地区社協等も通じた地区単位ということで、私も、小さなサービス内容については地区社協が担当していくという部分も非常に大事かなということで、そういう意味では、地区社協の体制も、今はほとんどのところで交流事業だとか、花植えというようなボランティア事業等が主でありますけれども、こうなってくると、いわゆる仕事の振り分けとか、そういった部分も必要になりますので、そういったところの支援体制もぜひこれから研究を重ねていっていただきたいというふうに要請をしながら、この1番目の質問を終えたいと思います。

2番目の買い物弱者の対策であります。

昨年、村議会でも、商工会との懇談会を行いまして、その中でも、近年の買い物に困っている人たちがいると、村としてはこれからどのような対応をしていくのかというような意見も出ました。それから、JAとの懇談会の折でも、JAの中で、具体的にはJAの西箕輪支所の範囲内の中で、軽トラックによる、いわゆる山沿いのところを移動販売車がいるということで、特に南箕輪としては該当しておりませんが、そういった買い物弱者という部分で、これからは一つ大きなポイントになってくるなというふうに思えます。

あと、時々話に聞くのは、まっくんバスの時間調整です。今は2台でいます。それから、具体的に言うと、ベルシャインに寄ってくるということで、買い物という部分についてはある程度解決するということがありますけれども、中にはベルシャインに行って、次のバスが来るまでが非常に長いと、お年寄りにしてみると待ち切れないというような意見もございますが、まっくんバスの時間調整も、2台で回してますから、なかなかこれ以上きめ細かに回るというのも大変だなということも考えられるところであります。

そういった点で、今、具体的には、南箕輪の中込地区に、箕輪の業者が木曜日の午前9時から9時20分まで移動販売車が来ています。それから、大泉新田のほうに回っていくということでもあります。そこに、私も2度ほど買い物をしながら、どん

な車かを見させていただいたわけではありますが、3トン車を改造して1,800万円かかったそうです。国の補助金1,000万、町の補助金400万、業者が400万を投資して、改造して、運営して、ちょうど今ごろですと1年半ぐらいになるそうです。品数にすると約130品目、トラックの荷台を改造した中に、冷蔵庫を備えて、魚だとか、肉なども、名古屋から直接安く仕入れて販売していると。そのほかには、乾物、日用品、お菓子類などもそろえて移動販売をしているということでもあります。中にホワイトボードがありまして、130品目の中にない部分について、希望品をお客様が書いておくと、次回また来るときにはそれを届けてくれると、こういうようなお話でした。回る順序は、今のところ木曜日ですけれども、半年ぐらいでコースを見直しながらしていくということでもあります。そういった業者がみずから立ち上げてやったこの移動販売車ですけれども、その売れ行きの状況でいくと、意外と町の中です、ね、旧国道沿いの旧市街地、そんなようなところのほうがかえって今売れ筋だと。郊外のほうは、意外と郊外の人たちというのは、家族がそれぞれ会社に行って、帰りに買い物して帰ってくるというようなことで、お年寄りや若い人の好みの違いはあるけれども、買い物の部分については意外と市街地の人たちのほうが困っているという話を聞いて、この辺について、私も意外な部分を感じたところでもありますけれども。

かつては、この南箕輪も国道沿い、旧道沿い、各地区に全て八百屋さんとか、雑貨屋さんとか、お魚屋さん、各地区に1件ぐらいはあったものですが、今はほとんどない。車のある人は、大型店へ行くことができるけれども、車のない人は非常に買い物に困難だということで、こういった状態は、これからはさらにふえていくのではないかなというふうに思います。そういう点で、消費者の皆さんが、今、何を希望するか、そういったことがこれから出てくると思います。そういう点で、今すぐ移動販売車をどうするかという問題ではなくて、村としても、この買い物弱者の対策、それから地域の人たちが買い物に対してどういう考えを持っているか、こういったことを、希望の調査をして、それから取り組んでいくというようなことが必要ではないかなというふうに思うところでもありますので、村としてこういう考えがあるかどうか、調査はぜひしてもらいたいなというふうに思いますけれども、その辺のところの考えをお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 買い物弱者の対応をどうするのかという御質問であります。

昨年度、第5次総合計画の策定のために、村民アンケートを行いました。その調査結果におきましても、買い物の便利さの満足度という評価が最も低い結果となったところでもあります。しかし、自由に意見をお聞きいただける欄も設けましたが、その対応策につきましては特に意見はなかったところでもあります。

アンケート調査の部分で御質問であります。

御意見をお聞きするということでもあります。これのみで意見をお聞きするということは大変困難な状況にありますので、現在作業を進めております南箕輪村地方創生戦略の策定に向けての住民意識調査のためのアンケートを行う予定になっておりますので、その中で買い物の利便を高めるにはどうしたらよいのかもお聞きしてまいりたい。その結果を見ながらということになるかというふうに思います。

先ほどの質問もそうでありますけれども、この問題につきましても高齢化社会になればなるほど、買い物弱者への対応というのは大きな課題となってまいります。今後、地域に出向いての出張販売、必要性が増してくるのではないかなというふうに思いますし、また一方では、宅配サービスということの必要性も増してくるというふうには思います。今、箕輪の業者が中込地区には出向いての販売をしておるところでありますし、最近の新聞でいきますと、辰野町がニシザワと連携をしながらというような記事も載っておりました。伊那市では、伊那市の町なかの皆さんがそんなこともやっておるといった記事も見たところであります。そういった民間業者も出てくることは予想されますので、そういった皆さんに期待を持っているところがあります。

本来、買い物弱者の直接的な仕事としては、行政の仕事ではないわけでありまして。どうかかわっていくか、これは村民生活を守るためにどうかかわっていくことがよいのかという模索はしていかなければならない、そんなことは考えております。そういった中で、住民意識調査等を参考にしながら、また検討していくことになるかというふうに思います。

本村の中でも、そういった業者が出てきてくれれば一番いいわけでありましてけれども、ある業者の会長さんと話をした中におきましては、将来的にはそういうこともやっていきたいよというような話もいただいている業者もあるわけでありまして。そんな期待も持っておるところでありますけれども、ただ、これからは、いわゆる出張販売といいますか、地域に出向いての販売と同時に、地域に出向いての販売というのは、そこに行って、車、乗って買い物しなければならないという面もあるわけでありまして。したがって、宅配サービスというのが出てくるんじゃないかなと、今もやっておりますけれども、さらにこの辺は充実されていくのではないかなというふうに思います。家庭に届けていただくということは、これからの高齢化社会の中で必要になってくるというふうに思いますし、コンビニ関係でもそんなことは始めておるといったような報道もあるところでもあります。高齢化社会になればなるほど、みんなで知恵を出し合って、そういったこと、そういった社会になっていくのではないかなというふうに思います。その中で、行政がどうかかわっていくことができるのか、このことは考えていく必要があるというふうに思っておるところであります。

今回の一般質問を見ても、本当に生活部門のという部分の質問が多いわけでありまして。行政はどこまでしたらいいのだろうかという思いもあるところで

ございます。村民生活を守ることは大切なことでもありますけれども、やはり行政は行政としての限度ということもあるところでございますので、その辺は民間の皆さんに担っていただければ一番ありがたいなというふうに思います。このまま世の中が進んでいきますと、行政が全てをしなくてはならない時代になってしまうのかなと、そんな時代というのになってまいりたくはないわけでもありますけれども、本当に一人一人のことまで考えていく時代になってきたなということをつくづく今感じているところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 先ほども話をしましたけれど、意外と市街地、町なかの人たちのほうが買い物に困っているということで、今、村長の答弁にもありました、これからコンビニとか、宅配サービスもいろんなことが考えられると思います。

少し前のテレビを見てましたら、新宿区でさえ、少し入ったところでは買い物、お年寄りが買い物ができなくて、買い物を頼んで買ってきてもらうという、そういうのを生業として始まったというようなことで、あの大都会の新宿でもそんなのかなということですので、私たちがふだん考えているのとは大違いな現場の実態もあるというふうに思います。

辰野の話も出ました。辰野も、これは町のほうも業者のほうに依頼をしながら進めていって、今度、8月から移動販売が始まるというような経過があるそうです。

伊那市でも、町なかを中心にして、車は民間の輸送業者に依頼をして進めていくということで、そうしたことが始まってくれば、行政として今どこまでタッチをするのかという話もありましたが、そうすれば、行政としても車の改造費だとか、そういった部分について、やっぱり相談に乗っていくということが必要だというふうに思います。

箕輪の業者にお聞きしますと、県外からも、広島からもそういった視察が来て、業者の皆さん自体がびっくりをしていると。世の中、全国的にそういったところが進んできているのかなというふうで驚いておりましたけれども、そういった意味では、行政が、これからも生活を安心して暮らすという部分については、何らかの形でかかわっていかねばならないなというふうに思いますので、ぜひ、そのアンケートの結果を見ながら、かかわり方、これからも研究をしていっていただくことを要請して、2番目の質問は終わりたいと思います。

3番目の質問であります。

職員全員がユニバーサルデザインを学び、共有して行政に当たってはということであります。

ユニバーサルデザインの件につきましては、私も過去に2度ほど、特に大芝高原でユニバーサルデザインの調査等をしてはどうかという質問をしてきました。今回、その大芝高原はもちろんでありますけれども、これからの行政を進める上で、ユニ

バーサルデザインという考えを、行政を進めていく職員の皆さんに勉強していただいて、ふだんの行政の中に生かしてほしいなということでもあります。

ユニバーサルデザインというのは、全ての年齢や能力の人々に対し、可能な限り、最大限に使いやすい製品や環境のデザインという説明をされているそうです。これは、アメリカの建築家で、工業デザイナーのロン・メイスという人が言葉として使い始めたというふうに言われております。

日本では、今まで、バリアフリーという言葉が最初に使われ始めました。ユニバーサルデザインというのが、そのバリアフリーの延長にあるというふうに理解をしている人もいますけれども、ロン・メイスさんに言わせると、いや、そういうわけではないということでもあります。バリアフリーとは意味が違ふと、こういう言い方をする人もいます。バリアフリーとは、高齢者や障害のある人が、社会とかかわろうとするとき、それを妨げる障壁、そういう妨げる、これをいわゆるバリアと、それを取り除くことがバリアフリーということで、先にこの言葉がはやったものですから、バリアフリーの延長という解釈をする人もありますけれども、ユニバーサルデザインというのは、もっともっと広い意味でのみんなのためのデザインだということだそうです。

私も、具体的に言うと、それはまだバリアフリーの段階だとか、こういうふうに言ってます。ここ何十年かの間に、いろんな施設の中にスロープができたり、障害者トイレができたり、部屋に入るときの段差がなくなったりとか、そういう部分については、これはまだバリアフリーという段階だそうです。ユニバーサルデザインというのは、もっともっと広い範囲だよということ、私もまだまだわかったような、わからんような部分はありますけれども。

例えば、先般、大芝高原のボランティアの会議で、村長も出席されたおりました中で、みんなの森が今、非常に大きく利用されつつありますが、そうすると、今後はそこで、例えば、具合の悪い人が出ているかもしれない、そういったときに、みんなの森の入り口の中に、車が入れないようにコンクリのおもりガードがあるけれども、例えば、救急車両が来たときに、それよりもガードパイプで抜けるようにしたいほうがいいんじゃないかなという意見もありました。確かに、そんなような考えもありますが、これも言ってみれば、まだバリアフリーの段階だなというふうにありますし、先般、南殿の区民運動会がありまして、小学校のグラウンドの西、学校のほうへ入っていく道がありますけれども、公道から学校の中に入ってくる段階で、非常に段差があります。車で行ったときに、すごく横に揺れていますが、いや、これはなかなか衝撃の大きいところだなというような部分もありますし、せっかくガードパイプがありますけれども、そのガードパイプが抜けないように鎖でとめてあるというようなところもあります。

いろんなところで、少しずつ、みんな考えを共有しながら、これから行政を進めていければ、もっと広い意味での安心・安全が生まれてくるかなというふうに思



いますので、ぜひ、そういった勉強する機会を、村としても、職員の中でも進めていただいて、行政を進めていってもらえればいいのかという提案ですので、この辺についての村長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ユニバーサルデザインを学び、共有して行政に当たってはということであります。

まず、全職員意識の共有をという御指摘でありますけれども、職員が、このユニバーサルデザインの意識を持ちながら職務に当たることは、本当に重要なことでもあります。重要な要素でありますので、そういった職務の推進をまた指示していきたいというふうに思います。

研修を行ってはということでもありますけれども、人権研修会等でも、こういったユニバーサルデザインに関する研修は行っておるところであります。そんな点は御理解をいただきたいというふうに思います。

大芝高原や、あるいはさまざまな公共施設があるわけであります。そんな点検も行いながら、みんなが使いやすい環境整備にはしていきたいというふうに思います。

大芝の話も出ました。小学校の話も出ました。

大芝高原のみんなの森につきましては、出入り口というのは決まっておるわけがあります。この辺の改善は必要かなというふうに思っております。同時に、私も懇談会に出席をさせていただきましたが、障害者駐車場のことも言われました。これ、山崎議員もおいでになりましたので承知していることと思います。私も、そのときは承知しておりませんでしたので、そんなことがあるのかなというふうに思っておりましたけれども、駐車場のところに障害者駐車場をつくったじゃないかなという御指摘をいただきましたけれども、あれは出入り口ではなくて、駐車場を先につくったということだそうであります。いつしか出入り口になってしまった、そんなこともあるようでありますので、大芝の公園内の出入り口には、一定の出入り口というのがあるわけありますので、そこを利用していただくということが基本であるというふうに私自身は思っております。

小学校の話も出ましたけれど、本来、小学校というところは、車で乗り入れるという場所ではないわけあります。そういったことも加味しながら、いろんな施設運営をやっていくことも重要であるというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 人権研修でも行っているということでもあります。それはそれで大事ですので、ぜひ、このユニバーサルデザインという部分を一つ研修課題に掲げていただいて、毎年新しい職員も入ってきます。ベテランの職員もいますから、そういった中で、みんなが共有できるように、ぜひ、ぜひ、研修、学ぶ機会を設けていただいて、これから行政に生かしてほしいなということを要請しな

がら、私の質問を終えたいと思います。

ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、3番、山崎文直議員の質問は終わります。

以上で、通告のありました9議員の一般質問は終わります。

あす12日の会議は、議事の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことといたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立ください。礼。〔一同礼〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまでした。

散会 午前 11時46分

議 事 日 程 (第4号)

平成27年6月12日(金曜日) 午後3時00分 開議

第1 議案の撤回

第2 請願・陳情の採決(審査結果の委員長報告)

第3 発議第1号～発議第4号 提  
案～採決

第4 発議第1号～発議第4号 討  
論～採決

第5 継続調査事項の採決

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	丸山豊	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	子育て支援課長	有賀由起子
副村長	原茂樹	産業課長	唐澤孝男
教育長	征矢鑑	建設水道課長	出羽澤平治
総務課長	堀正弘	教育次長	藤澤隆
会計管理者	小澤久人	代表監査委員	原浩
財務課長	平嶋寛秋	教育委員長	清水篤彦
住民福祉課長	藤田貞文		

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	城取晴美

## 会議のてんまつ

平成27年6月12日

午後3時00分 開議

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕 こんにちは。

〔一同「こんにちは」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、議案の撤回請求及び意見書案が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。山崎議会運営委員長。

議会運営委員長（山崎 文直） 議会運営委員長報告をいたします。

本日、議案の撤回請求及び意見書案が提出されたことに伴い、先ほど議会運営委員会を開催し、次のとおり決定しましたので報告いたします。

議案第5号「南箕輪村村道路線の認定について」を村長より議案の撤回請求が提出されました。また、意見書案4件が提出されておりますので、本日の会議日程といたします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議案の撤回請求及び意見書案4件を本日の会議日程といたします。

議案の撤回の件を議題にいたします。

議案第5号「南箕輪村村道路線の認定について」、議案撤回の理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第5号「南箕輪村村道路線の認定について」の議案の撤回をさせていただきたいということで、議長宛てに、会議規則の規定によりまして請求をさせていただいたところであります。

撤回理由につきましては、当該道路の舗装及び車道境界ブロックに破損箇所が認められたため、不備があるということで撤回をさせていただきます。

以上です。

議長（原 悟郎） ただいまの説明に対し、質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第5号「南箕輪村村道路線の認定について」、議案の撤回の件を許可することに決定いたしました。

これから請願・陳情を採決いたします。

福祉教育常任委員会に付託の請願の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。  
小坂福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 福祉教育常任委員会の委員長報告をいたします。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第91条の規定により報告いたします。

まず、請願第1号「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める請願」につきまして、当委員会の審査結果は採択であります。

その審査内容を報告いたします。

まず、審査の月日は6月1日、出席者は紹介議員の唐澤由江議員、また当委員会の全委員であります。

まず、主な質疑としましては、基本ポートフォリオとは何かと、請願中にある言葉ですけれども、基本ポートフォリオとは、長期的な観点から、安全かつ効率的な運用を行うため、各資産を組み合わせた資産構成割合。続きまして、請願中に、年金保険料の納付率は60%前後で推移とあるが、当村の現状はという質問に対し、平成27年4月1日現在、この村の人口が1万5,058人、20歳から60歳未満の8,319人のうち、国民年金加入者は2,742人、平成25年度末、年金の納付率は66.9%、納付免除者は605人とあります。

討論ですけれども、国民年金制度は、民間のものよりはるかによく、この制度を守るため、ずさんな運用をせず、確実な管理運営を求めるなどを理由に、委員4人全員が採択ということで、当委員会でも採択という審査結果を出しました。

続きまして、請願第2号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書」につきまして、当委員会の審査結果は採択であります。

審査の内容は、まず、審査の月日は6月1日と8日です。出席者は、8日の日に来ていただきましたけれども、請願者の南箕輪村公立学校教職員組合執行委員長の加室優氏、また紹介議員の山崎文直議員、そして当委員会全委員の出席であります。

請願者から、まず、南箕輪村は教育に手厚い配慮があり、この請願はあくまでも国に対するものであり、この南箕輪村にも御協力いただきたいと注釈がありました。国庫負担が少なく、長野県の持ち出しやこの村の加配等に頼る結果、十分な正規職員が足らずに、臨時講師等で補うものの、例えば、事務分掌は正規職員に負担が重くなっているなどの説明がありました。

主な質疑としましては、以前の請願、毎年この請願は出ておるんですけれども、以前の請願にあった旅費や教材費の復元を求めるものがないのは、なぜないのかという質問に対し、国庫負担復元に重点を注ぐためとの答え。また、ほかの自治体の実情はという質問で、学校が小規模で学校数が多いところでは、加配や支援員が複数校をかけ持ちで回ることも多いと。

討論の内容としましては、まず採択が3人であります。教育予算は持続的に国が責任を持つべきものという理由で採択3人でありましたが、趣旨採択が1人、国は教育以外にも均衡を持った地方への財源振り分けが必要という意見でありました。

委員会としましては、採択3人ということでの審査結果は採択であります。

続きまして、請願第3号「国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書」、当委員会の審査結果は採択であります。

審査の月日は6月1日と8日の日であります。8日の日には、請願者の先ほどの同執行委員長、加室優氏、また紹介議員、山崎文直議員と全委員の出席で、請願者から、日本では、人口減少で子供の数も減り、また教師も退職していくと、そのまま教育に関する予算が減らされがちだが、当南箕輪村ではほぼ35人以下学級で、児童一人一人の成長を見られているのではないかと。また、請願書内にありますOECD諸国との比較では、日本は、一つの学校規模が大きく、1クラスの生徒数もOECDの中では最上位にあると。また、教職員の給与は最下位であるという説明がありました。

主な質疑としまして、複式学級はこの村にはないがという質問に対し、本来、音楽、理科、家庭科などの専科が担任を持たないわけではありますが、こういった場合も、専科に充てたい先生が担任に充てられることもあるそうです。また、一つの学校で、学級数の担任が1人ずついれば、学級数の分だけ先生がいれば、足りるんじゃないかと誤解されますが、研修や休暇時にほかの先生が当たる必要があり、そういった人数では足りませんと。また、35人学級と45人学級との違いはということで、日中は全生徒に果たして目が行き届いているか、40人にもなると目が行き届いているかが心配であり、また5人の違いではあっても、例えば、日記や通知表など、事務処理量はふえまして、残業や持ち帰りにつながることもあるということであります。

討論といたしましては、採択が3人、その理由は、長野県が35人以下学級を実施していることがすばらしいのであって、国の責任でこれを行うべきだと、当村でも臨時職員加配を充てているわけですけれど、正規職員に負担がかかっている現状は改善せねばならない、こういった理由が述べられました。趣旨採択は1人でありまして、国会財政の現状を見ると、いたし方ないのではないかと。

委員会の審査結果としましては採択といたしました。

続きまして、請願第4号「地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める請願書」につきまして、当委員会の審査結果は趣旨採択であります。

審査の月日は6月1日と8日の日で、8日の日には、紹介議員の百瀬輝和議員、また全委員の出席で、紹介議員から主な説明は、国保の国庫負担減額調整措置、いわゆるペナルティーが足かせとなっているので、見直しの検討をしてほしいと。

討論としましては、採択が2人、窓口を無料化しても、例えば、余計に医者に通うようなことなどあり得ない。ペナルティーは撤廃すべきだという意見がありまし

た。また、趣旨採択が2人、ペナルティーはなくすべきだが、国保財政が当村でも大変厳しい中、窓口無料化を進めるのは財源の問題としてもいかなものかという意見があり、委員長の趣旨採択により、当委員会の審査結果としましては趣旨採択と決しました。

以上で、委員長の報告を終わりにいたします。

議長（原 悟郎） これから、委員長報告に対する、請願第1号「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める請願」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番、百瀬輝和議員。

5番（百瀬 輝和） 5番、百瀬輝和です。

済みません。年金積立の安全かつ的確に運用する意見書の今報告があったんですが、この運用状況なんかはしっかりと調べて、検討をしてきたわけですかという質問ですが。

議長（原 悟郎） 小坂委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 運用状況といたしますか、基本ポートフォリオで定める資産構成割合ということで、この請願書内にもあります年金積立金管理運用独立行政法人の報告書によるところの国内債券、国内株式、外国債券、外国株式の現在の比率や、またしばらく前の比率等を調べて、実際には外国株式、外国債券がふえつつある危惧について、調査した上で審査いたしました。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊であります。

大変、御熱心に委員会をやられた形跡が伺えますが、年金の中に国庫負担分というのがあるわけです。この辺について、これは平成12年に、多分、国会で決まっていると思いますが、基礎年金の国庫負担がどの程度年金に入っているのか、そういったことも議論されましたでしょうか。

それから、一口に年金といっても、共済年金と厚生年金が確か統合されたと思いますが、そういった議論がその中でされておったかどうか。

以前は、基礎年金の国庫負担は3分の1でありましたけれど、その後、変わっているかと思いますが、その辺について御見識をお伺いいたします。

さらに、この日本の公的年金制度は積立方式と賦課方式があるわけですが、現在、この基礎年金、公的年金の基本となる方式は、積立方式なのか、賦課方式なのか、その点についても御議論なされたのかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

とりあえず、そこをお尋ねいたします。



議長（原 悟郎） 小坂委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 当委員会の審査の経過と結果に対する質疑だと思われま。当委員会の審議に当たりまして、今、大熊議員さんから質問されました国庫負担について、共済・厚生年金について、基礎年金については、審議の内容では上がっておりません。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） これは請願書になっておりますので、紹介議員にお尋ねをしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

議長（原 悟郎） それはできません。

9番（大熊 恵二） そうしましたら、なぜ、そういう問題がこの委員会の中で出なかったのか。それがないと、ただ上っ面の審議ということになって、年金本来の問題にメスが入らないということになると思うんです。ただ、一般的にこの請願書を見ますと、要するに、株式の運用をやめるべきだという上っ面の請願書になっております。GPIFの話もありますが、そういう上っ面のことだけじゃなくて、要するに、年金というものがどういう組み立てででき上がっているのか、その基本をやはりもう少し勉強していただかないと、ただ単に、株式の運用をリスクが多いからやめるべきだと、平たく言えばそういう意味でありますけれど、その辺についての議論がなかったのは大変残念なことであります。一生懸命勉強された形跡はありますが、肝心の年金の仕組みそのものに議論が及んでいないということは、いささか軽い議論であったなと思うわけですが、委員長の見解をお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 小坂委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 私としましては、委員長の報告としまして、審査の中でそういったものが議論に上がらなかったということだけ申し上げます。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

請願第1号の討論を行います。

討論はございませんか。

百瀬議員、反対ですか。

それじゃあ、5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 私は、この年金運用についてなんですが、「日本再興戦略」改訂ということで昨年の6月24日に行われているんです。これ、リスク、初めあったんだと思います。初めは、これ、国がやっていたことなんですけれども、それをここの年金運用のGPIFに任せて、リスクを伴わずに年金を継続してやれる方法ということで取り組んでいるところです。

昨年の運用益、先ほど聞いたんですが、正確な答えが出てこなかったものですか、去年は運用資産が137兆358億円ということになっております。実績の収益が47兆9.093億円です。

そういう中で、やはり法律があるんです。国民年金保険法、厚生年金保険法の中にも、この運用については具体的に書いてないんですが、その文面からいくと、やはり国民に安定した年金を与えられるようにしていかなければいけないという法律です。

その中で、支給する部分は保険料税の収入と税金から今賄っております。年金の今、運用している部分は、この積立部分を運用して行いましょうというふうになっております。その中のG P I Fが行って、この見直し、昨年を見直しの中で、リスクを伴わないインフラ投資への開始、パッシブ運用だとか、株式インデックスの採用だとか、日本版スチュワードシップ・コードの受け入れだとかいうものを着実にして、そのリスクを減らしながら、どう年金を持続させていくかという取り組みをやっている中の運用ですので、そのリスクについても、1.7%というような数値を決めて、見直しをして、先ほど言った基本ポートフォリオを見直しされて、今運用しているわけです。ですから、私は、このことについては、やはり運用をしていくべきだろうなという意見で反対させていただきます。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

賛成討論はないですか。よろしいですか。

9番、大熊議員。反対ですか。

9番（大熊 恵二） 反対です。

賛成討論がありませんので、反対討論をさせていただきたいと思います。

先ほども委員長報告に対する質疑をさせていただきましたが、先ほど質疑の中で聞くのを忘れましたが、グリーンピアという問題、どういう問題だったのかなど、はるか以前の話ですので、よく忘れかけていたことが幾らか、こういう事件だったなど、こういう案件だったなというのを思い出しているところでありますけれど。つい最近では、3年前でしょうか、A I Jという投資顧問会社が約2,000億円という年金基金を受託運用していたわけですが、これがほぼゼロになってしまったということで、大きな社会問題となっております。被害者は88万人と言われているわけですが。

そういう中で、先ほども委員長報告に対する中で、以前は国庫負担が3分の1でありましたけれど、現在は2分の1が国庫負担となっております。そして、積立方式、賦課方式ということでもありますけれど、現在の日本の公的年金制度は賦課方式を基本としてやっているというのが実態でございます。その中で、一定のリスクがあるものの、本体に及ばない中で運用を高めていくという、安全面も当然年金機構として持っているわけですし、これらをただ株式の運用が危ないからというだけじゃなくて、今は御存じのように株式も2万円台を超えて、本日も2万円を超えて、

朝方マイナスでありましたけれど、もうきょう3時で終わりましたけれど、多分、幾らかのプラスで終わったのかなと推測するところでもありますけれど。やはり、絶えず、こういうポートフォリオでバランスシートを見ながら運用していくという、この今のGPISのやり方は、私は、当然、国の経済のために株を買うということではなくて、やはり資産を多面的に運用することによって安定した年金を支給していくというのが、もう、はなから損をするという発想からスタートしているわけではなくて、やはりそういったことを織りまぜながら運用していくというのが、ひな形の意見書の中にもステークホルダーとありますが、これは利害関係を調整する関係者ということです。それで、この利害関係者の中には、投資家があり、なお債権者があり、消費者があり、社員があり、それから地域の住民、またはNPOなども含めて、これらを総括してステークホルダーというふうに言われております。これらがしっかり機能して、初めて安定した年金が安定的に支給されるということだと思います。

したがって、この株式をもう最初からリスクありというふうに決めつけていくという発想は、ちょっと、いささか時代おくれの感があるなと思います。そういう意味で、こういう一方的な考え方に立っての意見書については、反対せざるを得ないというのが私の考え方であります。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかにございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

請願第1号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、請願第1号「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める請願」は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

委員長報告に対する請願第2号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書の」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 5番、百瀬輝和です。

済みません。これ、毎年、南箕輪村の教職員組合から出てきております。その中で、この国庫負担の2分の1から3分の1になった三位一体改革の中でなってきたという流れなんですけど、その件の話し合いはどんなふうだったんでしょうか。

議長（原 悟郎） 小坂委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 話し合いというのは特になく、ここの請願理由にもあります、2006年に以下書いてある事実、また全委員の自分たちの認識の中で検討・審議したということでもあります。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

先ほど委員長報告の中には出ておりませんでした、この請願理由の頭の部分でありますけれど、義務教育の無償化は憲法の規定されている大切な原則ですと書いてありますが、ここに憲法という言葉、これは枕言葉ではなくて、これ、紹介議員は当然こういう見識があつて紹介をされていると思いますが、委員会の中で、憲法の何条にこういうことがあるのか、委員会の中で出たか、出ないか、御理解をいただいているかどうか、その辺についてお尋ねをいたします。

議長（原 悟郎） 小坂委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 委員会の中の審議には出てきておりません。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

請願第2号の討論を行います。

討論はございませんか。

百瀬議員、反対ですか。

5番（百瀬 輝和） 反対です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 5番、百瀬輝和です。

毎年、私は、これが出てきて、反対討論をさせていただいているんですが、教育費を減らしていいという考えではないんです。なぜ、この国庫負担が2分の1から3分の1になってきたか。また、その教育の現場は、今、大変な状態になっております。その中で、文科省もいろいろ考えながら、教員の数をふやしたり、補助員をふやしたり、教員体制をどうしていったらいいのか、子供たちのいい環境をどうしていったらいいかということで、27年度も文科省には予算をかなりつけて取り組んでいただいております。

その中で、国庫負担制度、毎年、これは出てきている問題なんですが、早く言えば、先生のお給料をちゃんと国で責任を持って確保しろよということだと思います。

ただ、その中で、なぜ、この三位一体改革がされ、3分の1になってきたかという流れなんです。国の方策として、これに取り組んできたわけです。国のやはりひ

もつきになっていたところが、地方に財源移譲して取り組む流れの中で、総額裁量制が導入されて、教員の数もその地方によってふやせるようになってきたという流れです。

また、この6団体の請求は全額を地方に財源移譲しろというような意見も出てきていて、47都道府県の知事会がそういうことを言っていたわけです。ただ、それだと、やはり義務教育の差が出てしまうということで、いろいろ検討してきたわけです。中央審議会の中で検討をしてきて、結果として3分の1、国で保証しましょう、あとは地方でお願いしますということで財源移譲して、地方に合った教育をきちんとしていただきたい。それは、閣議決定をされて、約束をされているわけです。

そういう中で、やはり教育現場の今置かれている状態が、この国庫補助制度を2分の1に戻せということでもいいのか、どうなのか。また、南箕輪の議会として、これを毎年、毎年採択して、国へ上げることが意義があるのか、どうなのかというのを私は疑問に思います。

教育現場、非常に、文科省のことしの取り組みを見ていただいてもわかりますけれども、きちんとやはり取り組んでいただいていると思います、私は。そういう中で、じゃあ、足りない部分は何なのかということで上げていくべきじゃないかなということで、私は反対させていただきます。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

賛成ですか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

今、百瀬議員が言われた、地方に裁量が任されて、交付税としておりてきているということでもありますけれども、先生の御説明でもありましたけれども、地方で財政力が豊かなところはいいですけども、交付税総額そのものが減らされておる状況の中で、この部分が教育の部分だということをはっきりしない中で、財政力の弱いところは、その部分も含めて、ほかの財源に回されるという可能性もありますので、本来なら、きちんと教育費として出すべきものではないかというふうに思います。

ちなみに、今、大熊議員の質問のありました憲法の問題でありますけれども、教育を受ける権利、教育を受けさせる義務、第26条の2項であります。「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」というふうに書いてありますので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

9番、大熊議員、反対ですか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書について、反対討論をさせていただきます。

さすが、8番、三澤議員だなと思ひまして、憲法のこの26条、1項では教育権をうたっており、2項では無償をうたっているのが、この憲法の中身であります。さすが勉強されているなど思ひ、感心をいたしました。

ただ、国のプライマリーバランス、そういったことを今、国では、借金を何とかバランスがとれるようにやっていこうと必死になってやっているわけですが、今度も大卒で、少子化に伴い、教員の数を減らしていかざるを得ないという国会の考え方も報道されているところでもありますけれど、こういうものを、3分の1を2分の1に戻せという要求はわからないでもない。何でも多くくればいいんですが、片やで、消費税の負担は相ならんと、声高に言いながら、こういったものではおねだりをするという、この要求をするという、非常に日本国民としてアンバランスな考え方、無造作に、無尽蔵に穴を掘れば、財源が出てくるものではありません。そういった中で、国としても、財政の問題については先進国の中で一番大きな借金を、今1,000兆円を超える状況になっているということを考えますと、やはり我慢するものは我慢し、その中で効果を上げる施策をとってくというのが、これからの知恵であります。何でも行政に要求をすれば、国に要求をすれば、県に要求をすればと、こういうものが余りにも最近乱れております。そういった中で、こういうものをきちんと見据えて、我々は行動を起こしていかなければならないという観点から、この負担制度に反対をするものであります。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

請願第2号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、請願第2号「「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書」は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

委員長報告に対する請願第3号「国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） この35人学級と複式学級というのが書かれているんですが、今、国の中の各都道府県の現状はどんなふうか、検討されましたか。

議長（原 悟郎） 小坂委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 当委員会の審議では、南箕輪村には複式学級はないということで、あとはここに書いてあるとおり、あるいは全委員の認識のとおりであります。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質問はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊であります。

委員会の中での審議の中で、かつては45人規模学級から40人になって、それで今度35人ということですが、これらにだんだん変遷をしてきた歴史というものが委員会の中で話し合われたかどうか。そういったものがきちんと話し合われて、なるほど、現在こういう状況になっているんだなという御理解があつての委員会審議であつたかどうか。その辺について、お尋ねをいたします。

議長（原 悟郎） 小坂委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 当委員会としましては、まず、当委員会の構成する委員も、年齢、世代、それぞれですし、また、請願者の加室先生ですか、加室先生自身の経験も含め、大熊議員がおっしゃった45人とか、つまり過去において、もっと人数の多かった時代の教育についての認識や、それぞれの感想的なものは、審議の議題に上がりつつ、現在の問題について話し合ったというところです。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

そういったことが、45人から40人になったということが上がりつつという、ちょっと、その辺の意味が理解できませんが、紹介議員もおりますので、その辺を紹介議員に尋ねることも十分委員会の中でできるわけですから、そういうことをやらなかった。紹介議員は、十分こういったことを踏まえて、理解をされた上で、見識を持って紹介議員になるわけですから、その辺の委員会としての紹介議員を呼んで聞くと、そういったことができなかったのかどうか、お尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 小坂委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 当委員会としましては、先ほど申しましたけれど、請願者も含め、また全委員の経験の中で、生徒数が少なくなっている実情を知り、また現代の教育の状況において、この人数等についての審議をいたしております。紹介議員に対して、あえて質疑、あるいは問いただすようなことはありませんでした。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第3号の討論を行います。

討論はございませんか。

百瀬議員、反対ですか。

5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 済みません。この件も毎年、教職員組合から出てきております。その中で、いつも言わせていただいているんですが、35人学級、全国を見ても、平均数でいくと、そこを超えている県はほとんどありません。実態はどうか分かりませんが、資料、私の見た中では、35人以下に平均値はなっているということです。少子化が進む中で、やはり、まだほかに考えていかなければいけない教育現場の実情があると思います。そういうところをやはり請願として出してくるべきだろうなと思います。

あと、複式学級についてなんですが、複式学級が必ずしも悪いわけではありません。いいところもかなり多くあるということです。地域と、やはり根差した教育ができるだとか、悪いところは先生の質の問題なんです、複式学級になった場合に。あとは、人数云々よりかは、複式学級のほうが子供たちが地域に根差したり、教育力も上がるというような報告も出ております。

そういう中で、やはりこの請願について、南箕輪村の議会として取り上げる、やはりもう少し全国的なものを見ながら、研究していくべきではないかという意見で反対させていただきます。

議長（原 悟郎） 賛成討論はございませんか。

6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 6番、唐澤です。

やはり、南箕輪村というか、長野県知事、県の配慮があって35人以下学級になっているという、すばらしい実態をやはりアピールし、南箕輪村は加配をつけたり、支援員がいたりということで、子供たちのためにこういった状況をやはりアピールすることも大事かと思えます。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

大熊議員、反対ですか。

9番（大熊 恵二） 反対。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊であります。

長野県内においては、もちろん、これクリアをしておりますし、今、6番議員が言ったようなことで、長野県内ではいいわけですが、これは何年か前だったですか、阿部知事になりましてから、長野県は中学1年生をやり、そして2年生については知事は触れられておらなかったわけですが、大変、本村でも、唐木村長も2年生やってくれるのかなと、やってくれんと困るなど、こういう心配をしていたのを、確



か、私、家におりながらお聞きしたようなことがありました。今、中学3年まで、これができるわけですけど。

これは変遷をたどってまいりますと、学級規模の縮小というのは45人から40人、そして1980年度以降、31年ぶりに改革がなされてまいりました。これは、民主党が2009年に政権をとりまして、その少人数学級と実現、こういったことでマニフェストという言葉がはやりましたが、このマニフェストを上げて、民主党政権がスタートいたしました。中身は、8年間をかけて少人数学級に進んでいくんだということでありましたけれど、残念ながら財政が思うようにいかないと、財政難であるというようなことで、特例的な教員をもって、今現在、確か小学校2年生までだったんですかね、1年生ですか、確か2年だと思いましたが、1年ですか、やっているわけですね。特例的な処置で。これは、法改正が財源が伴うものですから、なかなか行えないという実態がございます。

したがいまして、やはり、これらも財源の問題で、長野県はやっているわけですけど、これ、非常に県も努力をし、それから中学1年生でも始めたものですから、大変、77自治体の首長の皆さんも、ぜひ、それは引き続きやってほしい、そういう強い要望で長野県がそれに応えているということだろうと思えますけれど。

この民主党政権のマニフェストによって、こういう35人規模学級というふうになってまいりました。これは、財源が伴えば、当然、国としても8年かけてやっぺいこうということで、民主党政権のときに決めているわけですから、これをやっぺいくのが筋だと思いますが、財源がそれに伴っておらないという実態を踏まえすと、何でもこういうものをねだればいいんだということじゃなくて、さらに他県においても、長野県を見習って、どこをどういうふうに工夫すれば、こういう財源が生まれてくるのか、それらも検討していただきながら、自助努力といったことも各自治体に求めていくべきだというふうに私は考えるところであります。

趣旨としては、決して悪い制度ではなくて、いいことだろうと思えますが、先立つものがなければ、幾ら言ってみても始まらないと。何でも国へ上げればいいんだという発想、これはぜひ紹介議員も含めて、こういう自分を支持してくれた団体を応援するような紹介はやめてほしいと、こういうお願いであります。

以上をもちまして、反対討論といたします。

議 長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（原 悟郎） これで討論は終わります。

請願第3号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、請願第3号「国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書」は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

委員長報告に対する請願第4号「地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める請願書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 5番、百瀬輝和です。

済みません。趣旨採択ということで委員長報告があったんですが、この減額調整措置について話し合いをかなりされたと思います。私も紹介議員になっているので、説明もしていったのが、説明も不十分な面がありました。

その中で、国庫負担の法律が見直されて、改正されて、今回の国民健康保険法の中で、安定的な持続可能な制度にしていかなければいけないというところの部分で、どんなふうな議論がされたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（原 悟郎） 小坂委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 当委員会としましては、まず、参考といいますか、事実としまして、昨年、この議会、またこの福祉教育委員会に付託された、医療費窓口無料化を県に求める陳情が上がってきて、委員会としての審議結果、あるいは議会として不採択という結論を出しました。その請願は、医療費窓口無料化を求めるものですが、今回の国保の減額調整措置につきましては、紹介議員に申し上げるのも釈迦に説法でございますけれど、その医療費窓口無料化も一つとする国保の国保負担減額調整措置、いわゆるペナルティーの問題について審議しましたので、どうしても窓口無料化に関する考え方も、委員会の構成員の皆さんとしては、そこを気にする委員もおられたのかなど、そういう意味での趣旨採択という、数字的な、採択2人、趣旨採択3人というような審議結果でありました。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊であります。

委員会審議の中で、先ほど委員長報告の中で、窓口を無料化したから患者がふえるわけではないと、こういう議論もなされたというふうに聞いておりますが、実態とか、そういったことが話し合われたのかどうか。今、国を挙げて、医療費の抑制という大きな流れが出てまいりました。医薬品にしても、ジェネリックを大幅にふやすというようなこと。それから、今、社会問題にもなっておりますが、救急車をタクシーがわりに使って、病院へ駆け込むというようなこと。いろいろ、そういうモラルの問題も含めて、本当に救急車が必要だったのかどうかというような議論も出ているところであります。そういったことが、もろもろ、この医療費に関して、

国の抑制の方式とあわせて、そういった議論がどの程度できたのか、再度お尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 小坂委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 委員長報告の中でも申し上げましたが、まず、大熊議員がお聞きになった、正直、窓口を無料化しても、医者に通うのがふえないとか、そういう御意見を言われた委員さんはおりますけれど、実際に、じゃあ、それがふえるか、ふえないかの数的なもの、統計的なものを審議の中で調査したり、求めたりはしておりません。それで、また、つまり無料化しても医者に通う人がふえるわけではないという意見を持つ委員さんもおられれば、また、現状、いうまでもありません、この南箕輪村の国保財政が厳しい中で、果たして窓口無料化を進めて、大熊議員さんも懸念される、医療費自体への影響というのを懸念している委員さんがおられた、はっきりした発言がちょっと今、思い出せませんが、そういったものを気にする中での医療費無料化を即進めるのはどうだろうという意見もありつつ、ペナルティーはなくすべきだが、窓口無料化に直結することはどうなんだろうという意見がありました。医療費のことを気にしておられる委員もおられた上での審議だったと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） もう一つ聞いておけばよかったんですが、参考までに、本村の現在、国保の現状です。応能と応益がありますが、これの割合が話に出ましたでしょうか。また、理解をされておりますでしょうか。

議長（原 悟郎） 小坂委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 審議の中では、過去、私も議員経験はありますので、応能、応益の話が出ることもよくあったかと思えます。当委員会での審議の中では、応能、応益の率について、調査も、また討論、意見の交わり合いもありませんでした。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 5番、百瀬です。

済みません。先ほどの委員長報告の中の窓口無料化という話が出たんですが、今回の請願については、窓口無料化ということではないんです。国が、ちゃんと国保負担調整措置の見直しだとか、地方から、今、高齢化が進んでる中の医療費の中で、乳幼児医療に対して、国がしっかりとした方向性を持ってもらいたいという、地方単独事業で今行っている部分について、しっかりとした方向性を出示していただきたい。窓口を無料化にするのは、各自治体で考えていくことでありまして、国が減額措置しているためにできないということで去年は議論してきたと思いますが、

今回の場合は、窓口を無料化にしろということではなくて、国がしっかりとした方向性を持ちながら、この医療の問題、医療の現場の問題を検討していただきたいという請願になっているので、そこら辺については、少し、ちょっと勘違いがあるんじゃないかなと思いますが、委員長、どうでしょう。

議長（原 悟郎） 小坂委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 当委員会の審議の内容の報告としましては、百瀬議員さんおっしゃるように、窓口無料化のことが関連しておるので、私の報告としましても曖昧になっている点はあるかと思いますが、基本的に委員会で審議したのは、減額調整措置のあり方について、採択が2人で、趣旨採択が3人であったと、そういう事実であります。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

請願第4号の討論を行います。

討論はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 反対討論をさせていただきます。

これ、今まで特定政党から、割とこういったものが今まで出ておりましたが、国保も今度、今年度というか、今開かれている国会の中でも、全国的に平成18年からだったですかね、国保の運営母体が今度、都道府県ということになります。2018年。ですから、そういった意味でも、すぐそこまで来てますので、今度、村自体で云々ということじゃなくて、非常に小規模自治体にとっては渡りに船だと思いますし、財政力の豊かなところはちょっとペナルティーみたいなものがちょっと多くなるなと思うわけですが、77市町村が一斉に、国保は県に移管をしていくと、こういう体制が決まりました。

だから、そんな中で、こういったものを進めるというのは、確かに窓口が無料になるというのは、いとも簡単にかかって、そこでお金を払わずに帰ってくるということですけど、本当にちょっとした、うがいでもすればいいやつをお医者に飛んでいってしまうというような軽い気持ちで、そういう患者がふえるということも事実あるようですし、その点を考えて、それぞれの自治体でペナルティーも科せられるので、その無料化についてはやらないということで、かかった人は後から、本村の場合でいえば、ゼロ歳児から高校生までが今、無料化になっているわけですから。そういう中で、後から申請をする、そのための手数料が幾らかかるとか、何とか、それは多少のことはやむを得ないということで、どうしてもそれで生活がやっつけられないと思ったら、また相談を窓口ですればいいことであって、何でもかんでもかかったら、そこでその場でただだというような安易な、最近の政治は何でもただ、

ただ、もらうとか、ふやしてもらい、そして消費税は上げると言えば、もう大反対。もう、最近の日本国民はおかしくなっているんじゃないかというぐらい、おねだり構造が蔓延しておって、非常に私は日本の将来に危機感を覚えます。

そういった点で、この医療費の問題についても、ペナルティーが科せられるわけですから、反対をさせていただきます。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

請願第4号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は趣旨採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、請願第2号「地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める請願書」は、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

続いて、総務経済常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

百瀬総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（百瀬 輝和） 総務経済常任委員会に付託された陳情の審査について、結果を報告いたします。

陳情第1号「「非核平和村宣言」に反する集団的自衛権の行使にもとづく安保関連法案に反対の決議を求める陳情」、これについては、話し合いの結果、継続審査となりました。

陳情第2号「「安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書」の提出についての陳情書」、これについても継続審査ということになりました。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） 総務経済常任委員会の報告については以上のとおりであります。

意見書案が提出されておりますので、会議日程といたします。

発議第1号「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

6番、唐澤由江議員。

6番（唐澤 由江） 6番、唐澤です。

発議第1号について趣旨説明をさせていただきます。

公的年金の規模と役割ということで、公務員の共済年金を含む公的年金制度全体の財政状況については、2014年度予算ベースで、保険料34.3兆円に対し、給付は53.9兆円、国庫負担は11.8兆円となっております。足りない分を年金積立金154.5兆円を運用して賄っております。そのうち厚生年金、国民年金の年金積立金、約130兆円を管理・運用しているのが年金積立金管理運用独立行政法人、GPIFであります。

公的年金制度について、2004年改正で、保険料収入、積立金、国庫負担からなる収入が固定され、その上で、100年安心の年金をうたい文句にしております。しかし、向こう100年を見通すことなど不可能であります。

今回は、アベノミクスを意識した内閣府試算が大もとになっておりまして、今後、バブル期のような成長が永遠と続くシナリオが描かれておりますが、あり得ないような賃金上昇率や長期金利の設定となっております。政府が日本戦略、再興戦略などで、厚生年金保険料等の趣旨を逸脱し、専ら被保険者の利益のためではなく、経済成長のために運用の見通しを掲げられていることが問題であります。

内容は、これまで安全とされてきた国内債券の比率を大幅に引き下げる一方、国内外の株式の比率を大幅に引き上げ、リスクが高いということなんです。リーマン・ショック時の損失をはるかに上回るポートフォリオ、資金構成割合であることは明らかであり、国民は、受給額削減という大きなリスクを抱えております。当初より、複数の専門家が、1年間の保険料水準に匹敵する30兆円規模の損失が生じる可能性があるとして指摘されておりました。しかし、政府は明言せず、2014年12月22日、GPIFの議事要旨の公開で、ようやく明らかになっております。

ガバナンス、組織運営の問題として、独立行政法人であるため、業務の権限、責任が理事長1人に集中している。6人制となっており、運用委員会が経済や金融の識見者などで、労使代表、ステークホルダーとして参画できる形になっていないというのが問題であります。グリーンピア等、公的年金流用問題は、以前にも、年金給付以外の用途に安易に使われており、56年間で6兆7,878億円にのぼると言われております。

それでは、意見書を読み上げていきます。

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ的確な運用に関する意見書。

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっております。

こうした現状に鑑み、本議会は政府に対し、下記の事項を強く要望します。

1 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。

2 これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため行わないこと。

3 GPIFにおいて保険料拠出者である労使の代表者も参画し、確実に意思反映できる組織運営体制を構築すること。

以上、意見書を提出します。

御賛同、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） どうせ反対なんですから、意見を言っても意味のないことかもしれませんが、ちょっと老婆心ながら申し上げますと、この2番目に、今、唐澤議員が読み上げた、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないという、この毀損という意味でありますけれど、これをどういうふうに捉えておるのか、お尋ねをいたします。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 減少、あるいは全く失ってしまうと、そういう意味であります。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 全く失ってしまうということであるならば、この毀損という字句は不適當かと思いますが、この言葉を引用するに当たって、大体、毀損というのは名誉毀損とか、そういう場合に使う言葉ですね、この毀損は。ものを壊すこととか、またはものが壊れることとか、それから名誉毀損でいうならば、傷をつけることとか、そういう意味でこの毀損という言葉が確か使われると思いますが。老婆心ながら申し上げますと、この毀損という文言は変えたほうがいいんじゃないかなと、こういうふうに私は、私もそんな知識があつて立派なことを言うわけじゃありませんが、この毀損という意味をよく理解した上で、仮に意見書を上げるとすれば、南箕輪村議会の名誉のためにも、間違つた、よりわかりやすい文言を私は使ったほうがいいということを老婆心ながら申し上げますが、もう一度お尋ねをいたします。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 唐澤です。そういうことにならないことを願って言っていますので、年金をぜひ確保していかないと、やはり大変だという気持ちでございします。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

発議第1号の討論を行います。

討論はございませんか。

5番、百瀬議員。反対ですか。

5番（百瀬 輝和） 反対です。

先ほども申しましたけれども、ここに書いてある、先ほどの文言の話ではない、ないというか、この日本再興戦略は、2013年のものを見れば、こういうふうになるのかもしれないですが、2014年のものが、最新版が出てるんです。その中で見直しをされてきているんです、このリスクについても。そういう中で、これをやはり検討して、上げていくべきなんだろうなと思います。

あと、過去の四半期ごとの公表がされております、この運用状況が。その中を見れば、決して国民に不利益になるような運用の仕方はしていないんです。リスクも非常に少ない中で、この基本ポートフォリオを見直しされて、今、運用状態を見れば、ここに書かれているような内容ではないと私は考えます。

そういう中で、やはり年金をどうしていくのかということも非常に大事なことです。そこもしっかりと捉えながら、南箕輪議会としてもやはり意見書は正確なものを上げていくべきなんだろうなと思いますので、私は反対させていただきます。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

発議第1号を採決いたします。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、発議第1号「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書」は原案のとおり可決されました。

発議第2号「「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

7番、都志今朝一議員。

7番（都志今朝一） 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書について趣旨説明を行います。

義務教育費国庫負担制度は、国が経費を負担することにより、義務教育の機会均等の水準を維持向上を図る制度として、大きな役目を果たしてきました。

昭和60年から、国の財政状況を理由に、次々に対象項目を外し、一般財源とした。



平成18年、三位一体改革の中で、義務教育費の国庫負担制度は堅持したものの、負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、財政規模の小さい県では、十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっている。

平成28年度予算編成においては、義務教育の機会均等、その水準の維持向上のため、必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元することを強く要望するものであります。

以上、趣旨説明といたします。

賛同をよろしく願います。

議長（原 悟郎） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

発議第2号の討論を行います。

討論はございませんか。

5番、百瀬議員。反対ですか。

5番（百瀬 輝和） 反対です。

先ほども申しましたが、やはり、いろいろな流れの中で、かなり検討されて、こういうふうな形になってきたわけですね。これをまた逆行させて、国のひもつきにしていくのかということになっていってしまいます。地方の財源以上されて、地方の裁量でいろいろな取り組みができるようになってきたわけですね。そういう中の地方に合った教育体制をとれるように、やはり予算というものは必要なんですけれども、それは政府と与党合意の中で、しっかりとした予算をとって取り組んでいきます。また、文科省についても、いろいろな取り組みを今されている中で、やはりこういう昔の掘り返すような意見書はどうかかなということ、私は反対させていただきます。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

賛成討論ですか。

6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 6番、唐澤です。

やっぱり、教育費にお金がないということで、図書館の司書さんが、昔、やっぱり県費だったのが村費になったり、それで2校を受け持ったり、いろいろな面でしわ寄せが来ております。それから、就学援助費も、お金のない町村では満額払えませんので、あれはだめ、これはだめとって、払えないような状況がありますので、やはり、こういったことは守っていただいて、この意見書のようにお願いします。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

先ほど、委員長報告の中でも質疑をいたしました。一番の原点は、やはり財政難であります。そういう意味で、何でも要望すればいいといっても、国にも限界がありますし、ないそでは振れないということもありますので、私は財政難、大きな意味での財政難を克服して、その次へ進める段階で、こういったことは凶っていったほうがいいと。長野県においては、もう既に実施しているわけですから、よその全国的にこういったことを進めてもらいたいというのは団体の趣旨かもしれませんが、私は、十分、長野県においては満たされておるということを前提に、反対をさせていただきます。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

発議第2号を採決いたします。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、発議第2号「「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書」は原案のとおり可決されました。

発議第3号「国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

8番、三澤澄子議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤澄子です。

発議第3号についての趣旨説明をいたします。

35人学級は、長い間の父母教師の運動があつて、2011年3月に、義務教育標準法が改正され、4月からスタートしました。小学校1年生でスタートしまして、12年は、予算措置だけありますけれど、2年生からになっております。その後、定数是正は進まないのが今現状であります。

2011年の法改正の附則では、2年から6年まで及び中学校にかかるまで、順次改定することを検討しております。そして、その結果に基づいて、必要な安定した財源の確保に努めるとなっております。これは自民公明が修正案を出し、全会一致で法律に基づき書き込んだものであります。

2月23日、衆議院の予算委員会で、我が党の畑野君枝議員が質問に立ち、安倍首相は、小学校一、二年生は今実現しているが、さらに35人学級の実現に向けて鋭意努力していきたいと答弁しています。その際、畑野議員は、財政見込みも示し、初年度の小学校2年生だけなら16億円、中3まで全て完成する2023年度でも56億円の

国家負担であり、今、政治の腐敗のもととなっている政党助成金の6分の1の予算でできることを示しています。

2013年、安倍政権の教育再生実行会議の提言では、これはいじめ問題についてのものではありますが、本質を突いております。国及び教育委員会は、教職員配置を改善、充実し、少人数指導、少人数学級の推進を明記しておりまして、安倍首相はこの第1次提言について、スピード感を持って提言の実行に取り組むように指示をしております。少子化が進む今だからこそ、行き届いた教育の実現のために、国の責任で35人以下学級推進と教育予算の増額を求めるものです。

1として、国の責任において35人以下学級を推し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、実行すること。また、必要な教育条件整備を進めるために、教育予算の大幅増額を行うこと。

以上とします。

よろしく御採択をお願いいたします。

議長（原 悟郎） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

発議第3号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

発議第3号を採決いたします。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、発議第3号「国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書」は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第4号「「安全保障関連法案」に反対する意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

6番、唐澤由江議員。

6番（唐澤 由江） 発議第4号の趣旨説明をさせていただきます。

集团的自衛権の行使を可能にする安保法案、憲法学会を代表する3人の憲法学者がそろって憲法違反だと述べたのは重大であります。天につばする行為であります。砂川事件判決は関係ありません。判断基準は何もなく、政府の一方的判断で、海外

での武力行使ができるようになることは違憲だと思っております。

「安全保障関連法案」に反対する意見書。

安倍政権は、2014年7月1日の集団的自衛権容認を柱とした閣議決定を具体化するための「安全保障関連法案」を2015年5月15日に国会に提出しました。

その中身は、

①米軍等が世界のどこであっても戦争を始めたら、自衛隊が「戦闘地域」に行つて軍事支援をする。

②PKO法決定で、自衛隊が戦乱が続いている地域で治安維持活動に取り組める。

③日本に対する武力攻撃がなくても、時の政権の判断で集団的自衛権を発動し、米国の先制攻撃の戦争にも参戦する。

というものです。この法案に対し「地理的制約がなくなり、武力行使の範囲の拡大で戦争への不安がある」「現行憲法の理念、憲法9条に反する」との声が多く聞かれ、各種世論調査でも、この法案に対して反対する声が圧倒的です。

さらに6月4日の、そこはちょっと先ほど述べましたので割愛させていただきます。

1、恒久法を含む「安全保障関連法案」の今国会での成立を断念することを強く求めます。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

御賛同をよろしく申し上げます。

議長（原 悟郎） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） これ、委員会とすれば、継続というような内容で話し合いをしてきたわけです。今回の件、先ほどの趣旨説明にもあったように、今、国会のほうで大変議論をされているわけです。昨年の7月、閣議決定された中で、集団的自衛権は許せないじゃないかということで、うちの議会もそういう意見書を出したという、ただ、それとはまた違って、今回は法整備をしていくという、11にのぼるような法律の改正を今、国会のほうで議論しているわけです。そういう中で、今回、こういう意見書を南箕輪村議会として出して、5人の方たちが名前を連ねているわけなんです、その方たちに少しお伺いしたいんですが、日本の国を守っていく中で、例えば、この9条に違反するだけでいいのか、憲法には前文にも国民の幸福、平和を守るということや、13条にも書かれております。そういう中において、日本が本当にこのままでいいのか、法整備が必要ではないのかという質問と、あと、その方たちが自衛隊も憲法違反で反対なんだということなのか、あとは、日本は今、日米安全保障条約を結んで、アメリカに守っていただいております。それも憲法違反なんだよというのかどうなのか、その点について、ちょっと5人の方たちに伺ってもいいですかね。

議長（原 悟郎） 5人の方にお伺いすることはできませんので、提案者、6番、唐澤議員、ただいまの質問に対して答弁をお願いします。

6 番（唐澤 由江） ちょっと詳しいことはわかりませんが、もう危険きわまりない感じなので、5人の孫がおりますので、本当に戦争に行かれたら困ると、そういう気持ちで反対した、今だからこそ反対したい、そういうことであります。

5 番（百瀬 輝和） 3つ今聞いたんですが、自衛隊についてとか、日米安保。

議長（原 悟郎） 法整備、11項目の法整備について、どういうふうにかえるかということ。自衛隊に対しても反対なのか、あるいは日米安保条約にも反対なのか、そこの点が出されております。

6 番（唐澤 由江） 意見書には書いてありませんので、お答えすることはないと思います。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 1 番、加藤でございます。

この意見書の中に、自衛隊という言葉が数度出てまいりますが、この自衛隊というものをどういう職務、または権限であるか、どんなかということに使っているかということをお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 6 番、唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 現在の自衛隊は、まだ戦争には参画してはおりませんが、現実には、何か、遺書を書かれたとか、そんなよううわさは聞いておりますが、それ以上はお答えできません。

議長（原 悟郎） 唐澤議員、自衛隊そのものをどういうふうに唐澤議員が捉えているかということ、そういう感じは、答弁はできませんか。

6 番、唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） ちょっと、わかりません。

議長（原 悟郎） ちょっと、大熊議員、お待ちください。

特に、賛同者の中で、今の答弁に答えられる方はおりますか。

8 番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 今、集団的自衛権と個別的自衛権というふうに論議されておまして、この中で、集団的自衛権が問題になっているわけでありますけれども、自衛隊は、今、心配されているところは中国とか、韓国とか、今、危険な動きがあるという中で、心配されているというふうに思いますけれども、攻められたら守るというのが自衛隊の仕事ですので、個別的自衛権として認められていると思います、現状では。

議長（原 悟郎） 1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 私がお尋ねしたのは、自衛隊がどういう職務を持ちながら、どれだけの権限を持ちながら、もう一つ言ってみれば、戦力を保持しているか、

いないかということをお尋ねしたわけです。

議長（原 悟郎） 唐澤議員、答えられますか。

三澤議員、それじゃあ、答えられますか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 戦力としては持っていると思います。ただ、使ってはいけないという憲法がありますので。

以上です。

議長（原 悟郎） その点に答えられますか、賛同者。

2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 役割の質問だったかなと思いましたが、そういうことについて。

自衛官募集相談員という立場もありますので、自衛隊の役割について、後ほど討論の中で発言しようかなと思っておりましたので、加藤議員の質問に自衛隊の役割はどういうものかという質問なのかなと私は思いましたのでお答えしますが。

自衛隊の大きな役割としては三つありまして、国防と災害派遣と国際貢献の三つが、自衛隊の大きな役割として防衛省が発表しているところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 加藤議員、最後です。

1番（加藤 泰久） 憲法9条を非常に言っておられますが、憲法9条第2項において、戦力を保持しないというふうに言っていますけれど、三澤議員は今、戦力と言いましたね。この取扱いはどうなるわけですか。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） そうですね、だから、今現状では、厳格に言えば憲法違反です、自衛隊は。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊であります。

発議第4号でありますけれど、提出者が6番議員であります。先ほどの質問に対して6番議員の答弁が答弁になってない、わかりません、知りません、そんなレベルでの質疑で、これを国に上げようという。したがって、これは、もう既に、今議会で総務経済常任委員会にも付託をされたわけですが、審議の結果は先ほど委員長報告のように、今、国会で真剣に専門家を交えて議論をされている大事な議案であります。したがって、知識のない我々が、先ほど提出者も知識があるとは思えない発言の中で、こういったものを安直に出していくという姿勢がいかげんものかなと。しかも、その中に、この総務経済常任委員会の副委員長まで名前を上げている、これはどうなっているんだと。

議長（原 悟郎） 大熊議員、意見書の対する質問をしてください。

9番（大熊 恵二） ですから、したがって、知識のない者が、これをあ

るかのごときに、こういう文章にして出すということ自体、私は大変問題があると思うわけですが、6番議員にお答えをいただきたいと思います。十分な知識をお持ちで、自信を持って、私にも孫がいると、危ないと、そんなレベルで言ったんだとすれば、これは大変問題があると思いますが、既に総務経済常任委員会では、今、国会で審議中だから、その成り行きを見て我々も判断させていただこうということで、委員会としては継続審査ということになった経緯があるという報告もしてありますので、その点について、あわせて御返答をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 連合が推している民主党議員のあの意見をお聞きして、勉強不足ではありますが、私なりに判断して、提出したほうが、今だからこそしなければいけないという立場でありました。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 質問するだけ、何か意味がないような気がしますんで、やめておきます。

議長（原 悟郎） ちょっと、暴言を吐かないようにしてください。

ほかに質問はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

発議第4号の討論を行います。

討論はございませんか。

4番、丸山豊議員は反対ですか。

4番（丸山 豊） 反対です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 4番、丸山です。

この意見書に対しては反対の立場で申し上げたいと思います。

私は、昨年陳情第3号「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書の提出を求める陳情書」、この意見書に賛成したわけではありますが、今回はそれを可能にする安全保障関連法案が国会に提出されまして、国論を今二分しているような状態になっております。私は、立憲主義国家である我が国が、時の政府の判断で憲法解釈を勝手に変更できるなどということはあってはならないと思っております。昨年はそのことを理由にして賛成の判断をいたしました。

今回、関連法案の審議状況を見ておりますと、当初段階は、政府側には首相と防衛大臣の集団的自衛権の行使の食い違いもあったりいたしまして、専守防衛の考え方だとか、戦闘地域、非戦闘地域の曖昧さによる自衛隊の海外活動リスク、それから後方支援などについて、野党側の追求にきちんと説明できていないという状況であったと思います。また、最近では、憲法審査会での参考人質疑、3人の憲法学者

が安全保障関連法案は違憲であると判断したことに、政府・与党側も反論はしてありますが、説得力が伴わない状況であるとされています。しかし、学者さんの意見は尊重されるべきでありまして、真摯に受けとめるべきものであると思いますが、責任をとれるのは政治家でないかと私は思っております。内閣法制局を中心としたこれらの解釈というものは、理屈の上では理解できるものだと私は思います。

護憲を目指す立場の皆さんは、違憲という判断に、法案撤回だとか、仕切り直しをとということでありましょうが、私のような改憲の立場、改憲を考える立場で考えるならば、まず現状認識をした上で、現実を直視した実態に憲法を直すべきものであると考えるところでございます。憲法学者は、この法案を今の憲法に照らした場合はどうかといえ、大多数の人が違憲と判断される、今の現状が全くそのとおりであると思います。ただ、この憲法学者の中には、違憲であるから憲法を守れ、そういうことを言っているわけではなくて、改憲を望む学者も相当数いることも理解しなければいけないと私は思っております。

私の言う現実を直視した実態というのは、実は、自分の本心を暴露するような格好になってしまうんですけども、平和を守るために最低限のことをすることで、自国の防衛する自衛隊の現状を憲法に反映するという、それから、侵略戦争は絶対に行わない、これらを明記することと、それにかかわる今関連法案になってますけれど、一連の法体系というものを全部つくり直すというか、それは国際法上だとか、国連軍参加だとか、いろいろあると思いますけれども、先ほど国連、国際貢献という話も出てきましたが、そういうものは国民世論のそういう声を聞きながらつくり上げていくべきものだと私は思っております。

今回の陳情1号、2号については、先ほど委員長の報告もありましたが、国会での議論も、また世論調査も伯仲しております。マスコミ各社の論説も、右から左までさまざまであります。付託された当委員会の議論も、護憲であったり、改憲であったり、さまざまでした。5人いるうち、みんなそれぞれの意見が違っております。今後、さらに研究、検討を重ねるためということで、全員一致で継続審議としたところでございます。よって、発議された意見書については、私は反対の立場をとらせていただきます。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

賛成討論ですか。

3 番（山崎 文直） 賛成です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3 番（山崎 文直） 3番、山崎です。

賛成者の中に私の名前があるというのがおかしいという話もありましたが。

この陳情内容を審議している段階から、さらに現在、国会での審議はもうどんどん進んでいるわけです。その中の違憲の発言があったとか、先日は弁護士会での国



会での会議があったとか、そういう部分でも出てます。それだけ注目をされている議案でありますし、大事な議案であるということで、そういう意味では変化してきている部分でありますので、なぜ変化してきて、注目されているかということ、議論が進んでないということですから、そういう意味では、今国会の中で無理やり通すということではなくて、さらに審議をしていくべきものであらうと思います。

戦後70年戦争をしなかったと、こういう形で来ていますが、ここ一、二年の間に戦争が可能になるおそれがあるような行為を慌ててする必要は何であるのかなと、こういうことを見きわめながら議論をしていく。それには、余りにも時間がなさ過ぎるから、ぜひ、今回については成立反対、断念をしてもらうように、我々として意見を述べていきたいと、こういう思いからのことでしたものでありますので、よろしくをお願いします。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

百瀬議員は反対ですか。

5 番（百瀬 輝和） 反対です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 5番、百瀬輝和です。

常任委員会の話は先ほどからありますので、継続になっております。ただ、今回の法律、この安全保障の法律の問題、非常に私は難しい問題で、いろいろな意見があっただけだと思います。ただ、その中で、昨年の閣議決定の文面を見ると、集団的自衛権と言っているんですが、国の存続を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備についてなんです。それを受けて、今回の法整備という議論になってきています。

先ほどからありますが、憲法の前文には、国民の平和的に生存する権利と書いてあります。また、憲法の13条には、生命、自由、幸福を追求する権利がうたわれております。それと矛盾するような、矛盾するということか、憲法9条は、戦争を放棄して、海外で武力による威嚇や行使をしてはならない。また、念を入れて、陸・海・空軍、その他の戦力はこれを保持しないというふうに書かれております。一見矛盾する書き方がされているのが、今、日本国憲法だと思います。そこで、憲法学者が反対したり、左翼的な方が反対したりしているんだと思います。

ただ、国民を守るのは、ここに書いてある憲法学者ではないんです。政治家の使命だと思います。政府がどういうふうに国民を守っていくのか、日本の国を守っていくのか、その中で、自衛隊がつくられて、自衛隊が自衛のため、存立自体、国を守るためにつくられてきたわけですから。そして、アメリカ、日米安全保障条約が結ばれて、日本とアメリカで日本を守っていくという体制をつくって来ました。

今、そこで、この法律をどう国を守っていくためにつくっていくんだということが、今、国の中で議論されているので、南箕輪議事とすれば、これを出すことには私は反対したいと思います。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

小坂議員、賛成ですか。

2 番（小坂 泰夫） そうです。

議長（原 悟郎） はい、賛成ですね。

2 番（小坂 泰夫） 意見書につきましては賛成ということで、討論を端的に申し上げたいと思います。

まず、私自身は憲法改憲、変えるべきだと、改憲主義者であります。先ほど、お二人の反対を述べられた議員さん、お二人の発言の中にも、私も通ずるものがありまして、ただ、ここで意見書を出すという、まず、私の考え方は、今の政府・与党を見ていると、国論を二分して、きちんと審議し続けてくれればいいんですけど、今の政府・与党の今までの進め方や、これからの懸念を考えると、このまま法整備という名のもとに、いわゆる集団的自衛権を含む法案を通してってしまうのではないかと。先ほどの反対議員さんの意見にもありましたけれど、国を守るのが第一でありまして、そのために、まず第一は、日本国憲法が一番の土台としてあるはずで、その土台が今、矛盾の状態に陥ってしまっていて、その土台が矛盾のまま法整備という、次のものだと思うんです。次の段階のものを整備して、今、対処しようとして、政府・与党は考えておられるんじゃないかと。私としましては、それは順序がおかしいと。憲法そのものをこの現代に合わせて作り直すべきでありまして、法整備というのは方法論的に順序が違うと思います。それを推し進められてしまいそうな状態でありますので、この法案につきましては取り下げていただきたいということで、反対する意見書に賛成ということです。

以上です。

議長（原 悟郎） 本日の会議時間は、議事の都合によって、あらかじめ延長をしたいと思います。

1 番、加藤議員。反対ですね。

1 番（加藤 泰久） 反対です。

先ほどから言っておりますように、憲法9条守る会、擁護、いろいろ、それぞれありますけれども、憲法9条はすばらしい、第一項、すばらしい中で、9条であります。第2項においては、大きな矛盾を持っている9条であります。

そうした中で、この意見書が、今ここで質問が出て、答弁もできないような、吟味されていないような意見書を出すべきではないというふうに思います。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

8 番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 賛成です。

この法案が、平和安全法制整備法案と、それから国際平和支援法案と、平和の名を頭に置いているわけであります。

安倍首相は、積極的平和主義とあって、今度の法案を出してまいりました。その

一番最初の説明のときに、赤ちゃんを抱いたお母さんの絵を出しまして、外国で危険な目に遭ったら、自衛隊が行って助けるんだという説明をして、この法案を出してきたわけでありまして、自衛隊が民間人をそこに行って連れてくということ、そもそもできないことで、あり得ないことであります。

そういう中で、この法案は、集団的自衛権を行使して、海外で武力行使ができる道を開くようにするものなんです。戦争放棄を掲げる憲法を踏みにじって、日本に対する武力攻撃がなくても、米国など、日本と密接な関係がある他国が攻撃された場合、武力行使を可能にするものなんです。集団的自衛権行使は、限定的だと政府は説明していますが、時の政権の一存で幾らでも広げることが可能です。

かつて、満蒙は、日本の生命線だといって、中国に対する侵略戦争に突き進み、多くの犠牲を生み、その悲しみは今も消えません。この過ちを再び繰り返すことは許されません。

安倍総理大臣は先月、アメリカに行って、8月までにはこの法案を通すと、まだ出す前に通すというふうに約束してきました。こんなことはとつても許されることではないと思います。ですので、今こそ、この法案を上げるべきだというふうに、議会の名として上げるべきだというふうに思っております。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

発議第4号を採決いたします。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、発議第4号「安全保障関連法案」に反対する意見書」は原案のとおり可決されました。

これから議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「南箕輪村国民健康保険条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第1号「南箕輪村国民健康保険条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第2号「平成27年度南箕輪村一般会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

私が、開会日の質疑のところで、総務費国庫補助金のところで、マイナンバー、社会保障番号制度システム整備費補助金について質問をいたしました。通称マイナンバー制度というふうに言われておりますけれども、その日の夜に、国民年金の情報が流出したというニュースがありました。

このマイナンバー制度ですけれども、この前に、ずっと前に住基ネットと言いまして、それぞれの情報をカードで管理するという事で制度を入れまして、そのときもずっと私は質問し続けてまいりました、これが国民のためになるのかどうか。結局それは、毎年たくさんの税金をつぎ込んでいるわけでありましてけれども、ほとんど利用度がなく、そのまま何の意味もなく、そうやってコンピューター、インターネットの会社にお金をつぎ込んだだけというような状況の中で、今度、マイナンバー制度が出てきたわけなんですけれども、これも毎年何千億円というような税金をつぎ込んで、これが進められます。

この前、御答弁いただかなかったんですけれども、公的年金の個人情報の大量流出は、個人情報管理の脆弱性と絶対安全ではないことを示しております。この10月に番号通知を開始する共通の番号制度の前提が崩れているというふうに思います。

この制度は、今回流出した年金情報を含む社会保障と税などの膨大な個人情報を、行政が一元的に把握・活用するもので、来年1月から利用を始める計画であります。しかし、安倍首相は、まだ成功もしていないのに、国民の預貯金や健康診断情報など、民間機関が扱う情報にも拡大する法案の本国会成立も狙っています。さらに、カルテや診療報酬・明細など医療情報、戸籍や自動車登録など、次々と拡大する方針を打ち出しています。

マイナンバーは、税金や社会保障料などの徴収強化と社会保障などの給付抑制を狙うものである上に、一たび実施すれば、はかり知れない損害を招くものであります。ですので、このことは、もう少ししっかりと庁内でも議論した上で出すべきではないかというふうに思いますし、これは、国が税金を全部出すからいいのかどうかということも疑問に思いますので、私は反対をいたします。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、議案第2号「平成27年度南箕輪村一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第3号「平成27年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第3号「平成27年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第4号「平成27年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第4号「平成27年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

ここで、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題といたします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり、所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

ここで、村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議会定例会の閉会に当たりまして、一言、御挨拶申し上げます。

6月定例会、12日間の会期、お疲れさまでございました。また、全議案、可決、決定をいただき、ありがとうございました。議案審議や一般質問で、さまざまな御意見、御提言もいただいたところでもあります。今後の行政執行にしっかりと生かしていきたいと思っております。

この地域も、いよいよ梅雨入りとなりました。災害のないことを願っております。また、災害対応には、万全を期してまいります。

出納閉鎖期間も終わりましたので、平成27年度の事務事業の推進に全力で取り組んでまいります。特に、今議会で、中部保育園、西部保育園の工事請負契約の議決をいただきました。保育園という危険性の伴う場所での工事であり、安全面には最大限の配慮をしております。また、同時に、工期内に竣工できますよう、努力してまいります。

地方創生事業の一環であります、地域消費喚起・生活支援型のプレミアム商品券を7月26日から販売いたします。景気の下支えになればと思っております。

また、地方版の総合戦略の策定に着手をいたしました。本村の場合は、本当に条件的に難しい面があるなという思いがしておりますが、10月までに策定できるよう取り組んでまいります。

課題も多く、悩みも尽きませんが、村の発展のために、一步、一步、着実に歩んでまいりますので、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

慎重な御審議をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。12日間、ありがとうございました。

議 長（原 悟郎） 改選後初の定例議会でありましたが、各位の御協力により順調な運営ができましたことを感謝申し上げ、これをもって、平成27年第2回南箕輪村議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議 長（原 悟郎） お疲れさまでした。

閉会 午後 5時08分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員